

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
1	0						用語の定義	「事業者:病院事業庁と本契約を締結し、本件事業を遂行する者をいう」とありますが上記で記されている「SPC」と同義と考えてよろしいでしょうか。それとも、業務を運営する協力企業であると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	SPCは特別目的会社を指し、事業者は事業を遂行する者を指します。
2	0						用語の定義	患者の診断、治療、看護等に直接必要となる物品で取得価格(税抜)が2万円以上10万円未満で、かつ、耐用年数が1年以上の物はどのような用語となるのでしょうか。	医療用消耗品になります。
3	3	1	(1)				本件事業共通の留意事項	病院運営関係業務に関し、現在、病院職員が行なっている「メディカルアシスタント業務」「患者給食提供業務」「院内保育施設運営業務」をSPCが行なうことにより、当該業務を担当する現職員は、他の県立病院等への配置転換になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	3	1	(1)				本件事業共通の留意事項	本件事業共通の留意事項は要求水準に該当するでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	3	1	(1)	ア			関係法令	患者給食業務に食品衛生法上での『飲食店営業許可』の取得は必要ですか。	神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例及び同施行規則を遵守して届出を行なう必要があります。
6	3	1	(1)	イ			本事業共通の留意事項	「各業務の実施に当たっては、がんセンターの基本理念と基本方針を十分理解した上で行うこと」とあり、その内容をお示しいただいていますが、今後内容につき変更の予定はございますでしょうか。	現在のところ、変更の予定はありませんが、時代に即して変更していくことは想定されます。
7	4	1	(1)	ケ			写真付き名札	名札に大きさ、素材の指定はありますか?	特にありませんが、写真・名前が見やすいものとしてください。
8	4	1	(1)	ケ			ユニフォーム	ユニフォームに色、規格の指定はありますか。	特にありませんが、華美にならぬよう病院の雰囲気にならぬものとしてください。
9	4	1	(1)	シ			本件事業共通の留意事項	サービス購入料4ならびにサービス購入料5は、第4四半期の年1回の支払(実際の支払月は翌年度4月末)という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。
10	4	1	(1)	シ			本県事業共通の留意事項	現在、土曜日について再来患者の予約処置のみを行っているが、がんセンターHPに記載がありますが、事業運営開始に際しては考慮しなくてもよろしいでしょうか。又、年末年始及びGW等長期にわたる休日の診療日・診療時間についてご教示願います。	前段については、今後も予約処置(注射)は行うことは想定されますが後日会計とする予定です。後段については、年末年始は12月29日から1月4日まで、その他の休日は「国民の祝日に関する法律」に定められた日となります。なお、診療時間はすべて同時間です。
11	4	1	(1)	シ			がんセンタースタッフの勤務時間について	がんセンタースタッフ(常勤)の勤務時間について、ご教示下さい。	8時30分から17時15分まで(不規則勤務除く)を予定しております。
12	4	1	(1)	シ			診療時間	「診療時間は、祝日を除く月曜から金曜日の8時45分から17時15分までとし、」となっておりますが、待機患者が増加している現状を踏まえ、土曜日等の診療を行うことは想定されているでしょうか。	現在のところ、想定しておりません。
13	5	1	(2)	ア			がんセンターの組織図と運営業務との相関図	「PFI統括マネジメント業務」が、病院組織のどの部門とも関係を持たない図となっています。SPCは、病院の組織とは関係がないと考えてよいでしょうか。	SPC自体が統括マネジメント業務を担うことに限定していませんが、統括マネジメント業務は、業務要求水準書(案)P8の2-(3)に記載のとおり、病院全体と関わりを持つと考えています。
14	5	1	(2)	ア			がんセンターの組織図と運営業務との相関図	病院の管理・事務部門は、病院から独立した組織体と考えてよいでしょうか。	管理・事務部門もがんセンターの一部です。「病院」という表現は、がんセンター内の組織である「臨床研究所」との対比で使用しています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
15	6	1	(3)	ア		責任者を配置する業務	「各業務にそれぞれの責任者を配置すること」と21の業務が表に示されておりますが、メディカルアシスタント業務、物流管理運営業務、検体検査業務については、その内訳である各業務(例:医療周辺作業業務、医療周辺事務業務など)に責任者を配置し、さらに責任者を配置しなければならないと認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。ただし、業務要求水準書(案)に記載のとおり、複数の業務を同一の責任者が兼務することも可能です。	
16	6	1	(3)	ア		各業務に配置する責任者について	各業務に配置を求められている責任者は、SPCとして各業務を管理統括する責任者ではなく、SPCから各業務を委託される運営企業に所属する責任者との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
17	6	1	(3)	ア		運営業務の責任者	運営業務で求められている責任者とは、次ページ(4)に記載の業務責任者と同じとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
18	7	1	(4)	ア		日常モニタリングの実施フロー	Step1で示されている軽微な指摘事項とは、具体的にどのような事項で、どの程度の事象でしょうか。	改善が容易と判断される事項とお考えください。	
19	7	1	(4)	ア		日常モニタリングの実施フロー	Step3 軽微な指摘事項を現場で伝えられない場合とありますが、現場で伝えられない場合とは、具体的にどのような状況を想定されているのかご教示ください。	コミュニケーションの形成に障害がある環境下とお考えください。	
20	7	1	(4)	ア		日常モニタリングの実施フロー	「Step 1」の【SPC】の対象となる範囲は、統括マネージャーのみと考えてよいでしょうか。	ここでいう「SPC」はがんセンターとの対比において表現しており、協力企業を含めた事業者全体を指しますので、業務要求水準書(案)をそのように変更します。なお、SPC自体が統括マネージメント業務を担うことに限定はしていません。	
21	7	1	(4)	ア		日常モニタリングの実施フロー	県側の「モニタリング担当」の所属部門をご教示ください。	総務課又は医事経営課を想定しています。	
22	7	1	(4)	ア		統括マネージャーとヘルプデスクとの模式意図について	日常モニタリングのStep1とStep2の実施フローでは、統括マネージャーの箱の中にヘルプデスクが表現されていますが、その意図についてご教示下さい。 科長等からの是正依頼や業務責任者からの報告、及びモニタリング担当者への報告や業務責任者への是正依頼を、ヘルプデスクからも直接実施する場合がありますことを表現されているのでしょうか？	ヘルプデスクは、統括マネジメント業務の一環として当該業務の責任者である統括マネージャーを補佐することを想定しております。	
23	8	2	(2)	ア		統括マネジメント業務	統括マネジメント業務において、新病院建設関係のマネジメント業務を含まない趣旨をご教示願います。	統括マネジメント業務は、多岐にわたる運営業務をマネジメントすることの重要性から特に設けております。	
24	8	2	(2)	ウ		業務概要	協力企業等への研修・教育業務を実施するにあたり、事業者側が講堂等の必要なスペースは、無料で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	業務に必要な研修・教育で使用する場合は、がんセンター側への許可を申請した上で無料で使用することも可能です。	
25	8	2	(3)			実施要件と要求水準の違いについて	業務要求水準書(案)の各業務に記載されている「実施要件」と「要求水準」の違い、捉え方についてご教示下さい。	業務要件は当該業務を実施するに当たっての実施内容を示したものであり、要求水準の一部となります。	
26	8	2	(3)	イ		統括マネジメント業務	「本業務の責任者……不問とするが……」とありますが、SPCに所属していれば、構成員及び協力企業に所属していなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	SPCや構成員又は協力企業のいずれの所属も問いません。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
27	8	2	(3)	イ		実施要件	統括マネージャーは、「病院経営・病院運営に精通し、リーダーシップ能力、コミュニケーション能力及びネゴシエーション能力を持つ者であること」が求められていますが、具体的にはどのような基準、方法で審査されるのでしょうか。提案書の提出とは別に、個別面談等を予定されているのでしょうか。	今までの実績等を踏まえた人物評価を想定しております。個別面談については未定です。	
28	8	2	(3)	イ		統括マネージャーについて	統括マネージャーは、業務要求水準書(案)P6 1 (3) アで各業務にそれぞれ配置することが求められている「1 統括マネジメント業務」の責任者と同一のものとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
29	8	2	(3)	イ		統括マネージャーの資格及び所属	資格及び所属は不問とありますが、SPCの取締役(例:代表取締役)の兼務は可能でしょうか。	可能です。	
30	8	2	(3)	エ		実施要件	統括マネージャーは、管理者会議、経営企画会議に出席し、病院運営及び経営のパートナーとしての助言等を行うこととありますが、事業者が実施する運営業務に限定して、病院運営や経営に関する助言を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
31	8	2	(3)	エ		実施要件	統括マネージャーが行った病院運営及び経営のパートナーとしての助言等は、結果責任を問われたいとの理解でよろしいでしょうか。	例えば、SPC(統括マネージャー等)から提出された資料に間違いやミスリードがあった場合には、結果責任を問われる可能性はあります。	
32	8	2	(3)	エ		ヘルプデスク機能について	ヘルプデスクには、患者さん等病院利用者からのニーズ等を直接受け付ける窓口等の機能は求められていないとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。ただし、ヘルプデスクとは別に患者からの要望を反映させる仕組みの構築は必要となります。業務要求水準書(案)P4の1-(1)ーオをご覧ください。	
33	8	2	(3)	エ		ヘルプデスク機能について	365日24時間を通して同一の体制や人員配置は要しないとのことですが、がんセンターとの意思疎通及び各事業者間の連絡・調整、情報伝達が迅速かつ円滑に継続的に行える機能も365日24時間求められていないとの理解で宜しいでしょうか？	365日24時間を通して同一の体制や人員配置は要しませんが、状況に応じた対応は必要だと考えております。業務要求水準書(案)P8の2-(3)に記載のとおり、本業務の内容を勘案した上で、適切に対応してください。	
34	8	2	(3)	オ		実施要件	ヘルプデスク担当者は、複数名を配置する計画でもよろしいでしょうか。	結構です。	
35	8	2	(3)	オ		実施要件	ヘルプデスクの役割は病院とSPCの連絡・調整の窓口であり、患者等の病院利用者からの意見・要望・苦情等を直接受け付けることはないという理解でよろしいでしょうか。	No33をご覧ください。	
36	9	2	(3)	ク		実施要件	「事業者が実施する業務について、業務横断的に実施手順や実施体制を見直し～」とありますが、各業務の再編成が可能であると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
37	9	2	(3)	コ		統括マネジメント業務	実施要件において事業者側で必要な緊急時マニュアルを整備するとありますが、その参考資料として現在の院内でのマニュアルは公開していただけるのでしょうか。	マニュアル類については【別紙1】のとおり、閲覧による公開を行います。	
38	9	2	(4)			統括マネジメント業務	統括マネジメント業務の内容ならびに要求水準が定性的ですが、後日より詳細の基準が出されるのでしょうか。	現在のところその予定はございません。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。	
39	9	2	(4)	イ		要求水準	「初期の対応は概ね30分以内に完了すること」とありますが、初期の対応とはどのような対応を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	問い合わせの内容により異なることが想定されますが、応急措置や対応方法の報告等が考えられます。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
40	9	2	(4)	イ			ヘルプデスク	ヘルプデスクでの問い合わせ対応の対象は、あくまでもがんセンタースタッフとの理解で患者から問い合わせは業務範囲外との理解でよろしいでしょうかご教示ください。	No32をご覧ください。
41	9	2	(4)	イ			ヘルプデスクの初期の対応について	ヘルプデスクが行う「初期の対応」とは、どのような行為を想定されているのかご教示下さい。	No39をご覧ください。
42	10	2	(6)				費用負担区分	要求水準書(案)P4-1-(1)-ケに記載のある写真付の名札については、事業者が独自に作成・購入すると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
43	10	2	(6)				費用負担区分	「官公庁手数料」が事業者負担として規定されております。他の運営業務においても同様ですが、「官公庁手数料」とは具体的にどのような内容か、ご教示願います。	現在のところ想定されませんが、今後必要となることがあったときのため掲載しております。
44	11	3					メディカルアシスタント業務	本業務の指示命令に関し、労働者派遣法の偽装請負に該当しないフローが必要と考えますが、日常業務を遂行する上での具体的方法についてのお考えをご教示下さい。	メディカルアシスタントの業務内容を明確化・定型化することにより日常業務を実施していただき、改善点等が必要な場合は、責任者と打合わせの場を持つことを想定しております。
45	11	3					メディカルアシスタント業務(医療周辺作業業務・医療周辺事務業務)	18P以下の表のどの部分にメディカルアシスタント業務が関わるかご指示ください。	業務要求水準書(案)P18は、現在の病棟における1日の作業スケジュールを示したものです。業務内容についてはP14の3-(3)実施要件及びP31の3-(5)業務区分表をご確認ください。
46	11	3					メディカルアシスタント業務(医療周辺作業業務・医療周辺事務業務)	委託される各業務については、病院側職員と分離された形で、請負で対応可能な業務が発注されると考えてよろしいでしょうか。この場合、発注前に完成すべき具体的な内容と修正変更の場合は業務責任者への指示のみが許され、個別担当者への指示ができなくなると考えます。可能な限りの柔軟な対応は行いたいと考えますが、ご了解をいただけると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
47	11	3	(2)	ア	(ア)	a	食事の提供	メディカルアシスタント業務の内、(2)ア 医療周辺業務の食事提供業務は、給食委託業務事業者との連携業務を必要としますか？	提案にお任せいたしますが、業務効率化の観点から有機的な連携が望ましいと考えております。No506をご覧ください。
48	11	3	(2)	ア	(ア)		メディカルアシスタント業務概要について	近年、各都道府県労働局より、発注者からの指示命令のある業務は派遣業務としての指導がされており、業務項目から見ると「偽装請負」に相当する内容も含まれていると思われませんが、県の見解ははいかがでしょうか。	No44をご覧ください。
49	11	3	(2)	ア	(イ)		メディカルアシスタント業務概要について	手術部の環境整備において必要な清掃資機材はSPC負担ということでしょうか。また、使用する殺菌消毒剤・洗浄剤について病院からの指定はありますでしょうか。	前段はご質問のとおりです。後段は特に指定しませんが、がんセンターに対する報告義務を業務要求水準書(案)に追加いたします。
50	12	3	(2)	イ			医療周辺事務業務で使用する病院情報システムの概要について	多くの医療周辺事務業務では、病院事業庁で別途整備される病院情報システムを利用して業務を遂行することになるかと思います。つきましては、医療周辺事務業務の人員配置や業務仕様等の検討に当たって、当該業務で使用するシステム(医事・会計、受付、診察順番案内、予約、医療連携、診療情報管理、DPC、各種オーダ、電子カルテ等のシステム)の仕様及び機能概要やシステム構成図等を入札公告時に公表して頂けませんでしょうか？	医事システムやオーダリングシステムは、5～6年で更新を行っていますので、入札公告時期に公表することはできません。構成図(案)に関しては、「神奈川県立がんセンター総合整備について(以下「総合整備について」という。)」P49にお示ししています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
51	12	3	(2)	イ	(イ)		医療周辺事務業務	「患者支援センター」は、5ページの組織図において、どこに位置付くのでしょうか。医事経営課の名称変更ででしょうか。	患者支援センターは通称です。業務内容は、「管理・事務部門」の医事経営課、企画調査室、医療相談支援室の業務の範囲になります。
52	12	3	(2)	イ	(イ)		予約業務について	外来患者さんの次回診察予約や検査予約業務は、診察室内では行わず、患者支援センターで予約業務を一括して行う運用を想定されているとの理解で宜しいでしょうか？	次回診察は診察室で医師が行うことを原則としておりますが、検査後の外来など診察時には日が確定できないものや、年2回の定期検診的な予約は、予約センターで行うことを想定しております。
53	12	3	(2)	イ	(イ)		予約業務について	患者支援センターで予約業務を一括して行う運用を想定されている場合、業務担当者はその都度医師に予約日時の確認を取る必要はなく、院内共通の予約入力(オーダー)ルールに従い入力業務が行える運用であるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
54	12	3	(2)	イ	(エ)	b	患者支援センター入退院業務	「問診票(アナムネ)作成支援」とありますが、業務の性質上、看護師等から直接指揮命令を受ける補助的業務となり、適正な請負契約として受託が困難であると見受けられます。見解をご教示願います。	看護師が聴取した内容(紙の問診票)を医療情報システムに入力していただくことを想定しておりますので、看護師の指揮命令を受けるものではありません。
55	13	3	(2)	イ	(キ)		図書室及び医局部門	12,513冊の蔵書の図書管理に関する対応業務を、現在、どのように実施しているか具体的にご教示ください。	入札説明書までにお示しします。
56	13	3	(2)	イ	(キ)		図書室及び医局部門	図書管理に関する対応及び医局管理に関する対応業務は、現在がんセンターで実施されている業務と同等の業務との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	13	3	(2)	イ	(キ)		図書室及び医局部門	新施設の図書室への蔵書の移動は県が行うと理解していますが、移動後の状況は、蔵書が書棚に整理、分類され、納められた状態であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
58	14	3	(3)	ア	(ウ)		医療周辺作業業務	「各諸室については、使用后30分以内に環境整備を整えること」とありますが、全ての諸室の環境整備を使用后30分以内に整えることは、メディカルアシスタント業務担当者の員数の増加を招きます。使用后30分以内は、業務の目標であって、30分を超えてもモニタリングにおいて減点されないとの理解でよろしいでしょうか。	おおむねの目標を示したものですが、状況に応じて改善勧告の対象となる場合もあります。
59	14	3	(3)	ア	(ウ)		医療周辺作業業務	各諸室については、使用后30分以内に環境整備を整えることとあります。各諸室とは具体的にどこを指すのかご教示願います。	カンファレンス室、休憩室を除くすべての諸室になります。No198をご覧ください。
60	14	3	(3)	ア	(ウ)		環境整備を行う諸室について	医療周辺作業業務において、各諸室の使用後30分以内での環境整備が求められていますが、「各諸室」とは具体的にどのような諸室を指されているのかご教示下さい。(当該業務の関わる全ての諸室に求められているのではないかと理解致しました。)	No59をご覧ください。
61	14	3	(3)	ア	(エ)		医療周辺作業業務	「内視鏡の洗浄については、概ね30分以内に作業を完了し、」とありますが、この要求水準を達成するために十分な数量の内視鏡スコープと内視鏡洗浄装置は県により整備されるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則、ご質問のとおりです。No65をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
62	14	3	(3)	ア	(エ)		医療周辺作業業務 検査終了後には内視鏡機器の日常点検が求められています。日常点検とは、メーカー指定研修の認定が必要な点検を伴わない程度の点検(P33 業務区分表にある「内視鏡等医療機材・器具等の洗浄、乾燥、収納、整理整頓」)であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
63	14	3	(3)	ア	(エ)		メディカルアシスタント業務の実施要件について 内視鏡の洗浄については、自動内視鏡洗浄装置を使用するという想定でしょうか。また、上部・下部内視鏡の年間検査件数についてお教えてください。	前段はご質問のとおりです。後段は「がんセンター年報 表17」に掲載しております。	
64	14	3	(3)	ア	(エ)		メディカルアシスタント業務の実施要件について 内視鏡の洗浄について、内視鏡部門以外で管理され、各部署で洗浄消毒されるファイバーについては事業対象外ということよろしいでしょうか。もし、各部署のメディカルアシスタントが担当するのであれば、各部署ごとの内視鏡保有種類・台数について詳細にお教えてください。	内視鏡部門以外で使用されるファイバー(手術室、ICU、頭頸科、婦人科等)も対象となります。主なものは、喉頭ファイバー(外来・病棟)、婦人科コロボスコープ、気管支鏡(病棟・手術室)、腹腔鏡(手術室)、膀胱鏡(外来・病棟)になりますが、数はシステムとして一式になっているものもあり、正確な数値は示せません。	
65	14	3	(3)	ア	(エ)		内視鏡の洗浄業務について 概ね30分以内の内視鏡洗浄作業が求められていますが、内視鏡洗浄作業時間は洗浄方法や洗浄機の能力に依存するところが大きいと存じます。どのような洗浄方法や洗浄能力の機器を想定された時間設定なのか、ご教示下さい。	現状を想定した時間設定としております(現在の洗浄時間は15分程度であり、準備・片づけを含めて30分としています)。	
66	14	3	(3)	ア	(エ)		内視鏡機器の日常点検について 内視鏡機器の日常点検は、特定の資格や技能を有した者でなくても可能な範囲の点検業務との理解で宜しいでしょうか?	ご質問のとおりです。No62をご覧ください。	
67	14	3	(3)	ア	(シ)		医療周辺作業業務に従事する者の配置について 医療周辺作業業務に従事する適正な人員を常駐配置することが求められていますが、当該業務の提供部署に担当者1人の配置とした場合等は、当該担当者の休憩時間は考慮頂けるとの理解で宜しいでしょうか? 若しくは、「常駐配置」とは当該担当者の休憩時間においても別の業務担当者を配置し、間断ない業務担当者の配置が求められていると理解するのでしょうか?	実施要件記載の業務を遂行することを目的としており、そのための体制の在り方につきましては業務効率化の視点からご提案頂ければ結構です。	
68	14	3	(3)	ア	(ス)		医療周辺作業業務 現状の医療周辺作業業務従事者の業務日・時間並びに配置シフトをご教示願います。	各病棟、平日月曜から金曜までの8時30分から17時15分までの間、作業・事務含めて3名を配置しております。	
69	14	3	(3)	ア	(ス)		夕食(分食・延食)の下膳対応について 夕食のベッドからの下膳業務についても、分食や延食の下膳業務も含まれていると理解致しますが、発生が不定期な分食や延食の下膳対応を事業者が行う場合、非効率な人員配置が想定されます。 つきましては、一定時刻(通常の下膳時刻)より遅くなる夕食の分食や延食の下膳業務については、県側でご担当頂けませんか?	夕食後の分食・延食は想定していません。通常の下膳時刻以降の下膳業務については、がんセンタースタッフが実施いたします。	
70	14	3	(3)	ア	(ス)		業務時間 病棟業務は配膳下膳が対応出来る配置とありますが、それ以外の医療周辺作業に関しては平日8時30分から17時15分を基本と考えてよろしいでしょうか。	土日も含め朝食の配膳から夕食の下膳までの間に病棟で発生し得る業務については、対応できる体制を確保していただきたいと考えております。	
71	15	3	(3)	ア	(リ)		手術部門 「原則として予定手術の終了まで対応」の「予定手術」とは、基本的にどのタイミング(例:週初め、前日の終業時など)で病院側から事業者側へ伝えられる予定でしょうか。	現在は、1週間のスケジュールを前週の水曜日に確定していますが、新病院については検討中です。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
72	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	「手術部門においては、原則として予定手術の終了まで対応し、後片付け及び翌日の準備の完了をもって業務終了とする」とありますが、その日によって終了時間が異なるという認識で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
73	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	「手術部門においては、原則として予定手術の終了まで対応し～」とありますが、想定する予定手術の終了時間をご教示願います。	19時までに終了する予定手術については、事業者側による後片付けの対応を想定しております。
74	15	3	(3)	ア	(ア)		手術室の後片付け等の業務について	手術室の後片付け及び翌日の準備業務は、原則として、予定手術の終了までの対応を求められていますが、17時15分を超えて終了した予定手術にも対応が求められているとの理解で宜しいでしょうか？	No73をご覧ください。
75	15	3	(3)	ア	(ア)		手術室の後片付け等の業務について	手術室の後片付け及び翌日の準備業務は、原則として、予定手術の終了までの対応を求められていますが、業務担当者の適切且つ効率的な配置計画のため、予定手術の終了時間に関する現病院の参考資料や、新病院で想定される曜日別等の終了時間等を入札公告時に公表頂けませんでしょうか？	19年度の予定手術2400件のうち、18時までに93%が終了しています(19時まで3.6%、20時まで2.3%、20時以降1.5%)。また、曜日で変動することは想定していませんが、一部の診療科(肝胆膵外科)については、17時15分以降になることが想定されます。
76	15	3	(3)	ア	(ア)		手術室の後片付け等の業務について	手術室の後片付け及び翌日の準備業務は、原則として、予定手術の終了までの対応を求められていますが、終了時間を含む予定手術スケジュールは、当該予定日の何日前までに確定するのでしょうか？	No71をご覧ください。
77	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	がんセンタースタッフが後片付けを行うとありますが、後片付けとは、翌日の予定手術の開始に支障のない程度に清掃や手術終了後の機械等の搬送を、がんセンタースタッフが行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
78	15	3	(3)	ア	(ア)		手術部門	土曜・日曜及び祝日に「予定手術」がある場合の後片付けは事業者側ではなくがんセンタースタッフが担当される、との理解で宜しいでしょうか。	土曜・日曜及び祝日の「予定手術」は行いません(土・日・祝日の手術は緊急手術になります)。
79	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	土日祝日に実施される手術への対応は求められるのでしょうか。求められる場合、時間帯を示してください。	No78をご覧ください。
80	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	「夜間緊急手術等については、がんセンタースタッフが後片付けを行うが、…」とありますが、予定手術が予定より大幅に遅れ夜間に及ぶ場合などについても、がんセンタースタッフが後片付けを行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。No73をご覧ください。
81	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	夜間緊急手術の後片付けは、がんセンタースタッフがいき、事業者職員は帰宅していると理解しますが、「翌日の準備については、予定手術の開始に支障がないように対応」とは、どのような事態で支障が生じると想定しているのでしょうか。	手術の準備が整っておらず、予定手術の開始が遅延するような事態を想定しています。
82	15	3	(3)	ア	(ア)		夜間緊急手術時間	夜間緊急手術の「夜間」とは何時から何時までを指すのでしょうか。予定手術終了後～翌日の予定手術開始までと理解すれば宜しいでしょうか。	19時以降に終了した手術を想定しております。
83	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	夜間の指す時間帯をご教示願います。	No82をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
84	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	予定手術の終了は何時でしょうか、時間によっては人員数が大きく異なります。	No73をご覧ください。
85	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	翌日の準備とは、p32の(5)業務区分表の必要機材・滅菌物等の準備を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
86	15	3	(3)	ア	(ア)		メディカルアシスタント業務の実施要件について	手術部門における現行の手術件数、スタッフの勤務体制、予定・緊急手術の割合、診療科別件数、看護助手の配置の有無、委託業者の有無およびその内容、事業契約期間内における件数増の見通しなど詳細にお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・手術件数・診療科別件数は年報をご覧ください。 ・スタッフの勤務体制：一つの手術のためには3名必要です。 ・予定手術の割合はおおよそ90%です。 ・スタッフの勤務体制は、予定手術の終了時間に応じて3名程度の遅出(12:00～20:45)対応をしているほかは通常勤務(手術室看護師定員は23名)。 ・看護助手の配置はありません。 ・委託については手術室内の環境整備、受付等の対応を実施しております。 ・事業契約期間内における件数増の見通しについては、「総合整備について」をご覧ください。
87	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	「医療周辺作業業務の範囲、内容、人員配置等は変動する可能性があるため、これらの変動に対応できる仕組みを構築すること。」とありますが、この仕組みとは病院が要望する変動に無条件に追従するという意味ではなく、それらの変動とそれに伴う費用の増減等に対して官民が協議し、その結果に基づき適切に対応することの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
88	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務の範囲等の変動への対応について	医療周辺作業業務の範囲、内容、人員配置等の変動に対応できる仕組みの構築が求められていますが、業務要求水準書に記載された(又は事業者が入札時に提案した)業務区分表の担当主体や業務範囲の変更(業務内容の追加等)が発生した場合には、サービスの購入料は変更されないのでしょうか？	社会情勢の大幅な変更により、業務範囲等に変更が生じた場合は、協議の上サービス購入料が変更されることもあると考えております。
89	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	「看護師の搬送補助」とありますが、補助業務については、指揮命令が看護師と事業者の間に発生するため、適正な請負契約として受託することが困難であると考えます。見解をご教示願います。	No44、188をご覧ください。
90	15	3	(3)	ア	(ア)		搬送補助	看護師の搬送補助は偽装請負に該当すると思われるのですが如何でしょうか。	No44、188をご覧ください。
91	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	患者さんの搬送について、看護師の指示に従い、実施するのでしょうか。この場合、人材派遣業との関係について見解をお示しください。	No44、188をご覧ください。
92	15	3	(3)	ア	(ア)		医療周辺作業業務	患者の搬送について、看護師の搬送補助をすることの記載があります。現状の搬送補助の発生頻度とおおよその所用時間をご教示願います。また補助業務との表現から、搬送時は看護師等病院職員にご同行頂き搬送の補助を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ストレッチャーによる搬送頻度は病棟当たり1日2人から3名程度です。時間は、片道5分から10分程度であり、看護師が同行することが基本と想定しております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
93	15	3	(3)	ア	(ウ)		看護師の搬送補助について ストレッチャー等を使用する患者さんの搬送補助業務や、独歩患者さんの検査・診療等の付き添い等の業務が求められています。当該業務担当中や他の病棟外業務のために、病棟に医療周辺作業業務担当者が不在になった場合でも、要求水準及び他の実施要件を満たしているとして理解して宜しいでしょうか？	業務により病棟不在の場合はやむを得ないと考えますが、それを補完するような効率的な人員配置等の提案を期待しています。	
94	15	3	(3)	ア	(エ)		独歩患者さん等の付き添い等業務について 独歩や車椅子患者さんの検査・診療等の付き添い、案内、搬送業務が求められています。事業者側業務担当者が患者さんの身体に触れるような業務は、原則発生しないとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
95	15	3	(3)	ア	(ト)		医療周辺作業業務 「医療周辺作業業務の業務責任者は、5年以上の医療周辺作業業務の実務経験を持つ者とする」とありますが、医療周辺作業業務の全業務の内、いずれかの業務において5年以上の実務経験を持っていれば要件を満たすと認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
96	15	3	(3)	ア	(ト)		業務責任者の実務経験 医療周辺作業業務の業務責任者は5年以上の実務経験とありますが、当該業務に記載の業務のいずれかの実務経験が足りるとの理解で宜しいでしょうか。	No95をご覧ください。	
97	15	3	(3)	ア	(ト)		業務責任者について 当該「業務責任者」は、業務要求水準書(案) P6 1 (3) アで各業務それぞれに配置が求められている「責任者」と同義であるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
98	15	3	(3)	ア	(ナ)		各部門間での受付集約 各部門間で集約できない部門等、制約はございますでしょうか。	特に想定はしておりません。病院全体にとってよいと思えるものはご提案を頂きたいと思っております。	
99	15	3	(3)	ア	(ニ)	a	メディカルアシスタント業務(医療周辺作業業務・医療周辺事務業務) a(a)無菌病棟における配慮など抽象的な文言については、事業者側の提案により実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
100	15	3	(3)	ア	(ニ)	b	メディカルアシスタント業務(医療周辺作業業務・医療周辺事務業務) b(a)患者やその家族への対応への配慮は事業者側の提案により実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
101	15	3	(3)	ア	(ニ)	d	メディカルアシスタント業務(医療周辺作業業務・医療周辺事務業務) d(a)迅速かつ適切な対応を行うこととありますが、事業者側の提案により実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
102	15	3	(3)	ア	(ウ)		医療周辺作業業務の実施要件 翌日の準備の完了をもって業務終了との記述がある一方、夜間緊急手術についてはがんセンタースタッフが後片付けを行うとの記述があります。この場合、既に翌日の準備が終了したあとに実施された手術に伴う再準備は翌日の予定手術の開始前までに終了していればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
103	16	3	(3)	イ			医療周辺事務業務	病棟での医療事務業務(病棟クラーク)は、事業範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	病棟内の事務的な業務については対応していただくことを想定しています。詳しくは業務要求水準書(案)P31の3-(5)病棟部門における業務区分表をご覧ください。
104	16	3	(3)	イ	(7)		時間外患者の対応	患者フローでも確認しましたが、受付等は防災センターで対応すると認識しております。従って当該業務(当直・日直)で時間外患者の受付～会計は実施しないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
105	16	3	(3)	イ	(7)	a	会計計算業務について	外来患者さんの料金計算業務は、診療ブロック等で計算し納入通知書等の発行を行う分散会計方式と、1Fの患者支援センターで行う中央会計方式のどちらを想定されているのか、ご教示下さい。	中央会計方式を想定しております。
106	16	3	(3)	イ	(7)	a	医療周辺事務業務	会計等受付業務において患者待ち時間を短縮する工夫を行うとありますが、現在の平均待ち時間をご提示いただけるでしょうか。また心理的待ち時間短縮もこれに含まれると考えて宜しいでしょうか。	曜日によって異なりますが、おおむね15分以内で終了しております。また、後段はご質問のとおりです。
107	16	3	(3)	イ	(7)	b	患者支援センター	「患者支援センターでは予約、受付等の～」とありますが、等とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	業務要求水準書(案)P35の3-(5)-イの業務区分表に示したとおりです。
108	16	3	(3)	イ	(7)	b	ワンストップサービスの考え方について	病院が目指されているワンストップサービスとは、一つの窓口(業務一担当者)で、患者さんへの一連の業務(例えば、会計受付→計算業務→納入通知書発行→収納金授受→領収証発行→次回予約等の一連業務)を提供するような姿ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
109	16	3	(3)	イ	(7)	d	患者支援センター	「将来の診療報酬改定等、外部環境の変化～」とありますが、等とは具体的にどのような外的環境の変化を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	診療報酬制度以外の医療制度の変化(保険制度に変わる新たな制度の導入など)を想定しております。
110	16	3	(3)	イ	(7)	e	患者支援センター	「診療報酬制度(DPC等)を理解している者とし～」とありますが、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	診療報酬点数表の解釈や先進医療、施設基準などが想定しております。
111	16	3	(3)	イ	(7)	e	実務経験	「医療周辺事務業務の責任者は、医療事務業務の責任者として5年以上の実務経験をもち」とありますが、「病院経営管理者」の資格を取得していれば、実務経験が5年未満でも可としていただけませんか。	現在のところ、5年以上の実務経験は必須と考えております。
112	16	3	(3)	イ	(7)	e	病院経営管理者	業務責任者について「病院経営管理者」の資格保持者が望ましいと記載されていますが、必ずしも保持者でなくてもよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
113	16	3	(3)	イ	(7)	f	診療報酬計算業務	従事者の資格についてa～d以外のこれに準じる資格とはどのような資格が該当するのでしょうか。	医療秘書技能検定1級・準1級・2級、医事コンピュータ技能検定準1級・2級(医療秘書教育全国協議会)があります。
114	16	3	(3)	イ	(7)	f	医療秘書技能検定	各種受付業務の従事者について「医療秘書技能検定等」の資格保持者が望ましいと記載されていますが、必ずしも保持者でなくてもよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
115	16	3	(3)	イ	(7)	g	患者支援センター	「業務時間外に来院した患者の会計は後日会計とする」とありますが、預り金や誓約書の提出等を前提として想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	預り金の徴収は想定しておりませんが、誓約書は取ることも想定しております。
116	16	3	(3)	イ	(7)	g	業務時間外の会計業務について	業務時間外に来院した患者さんの会計は後日会計ですが、業務時間内に受付を行い業務時間外に診察等が終了した外来患者さんの会計も後日(次回診察時)会計との理解で宜しいでしょうか？	業務時間内に受け付けた場合は、計算業務のみ行ってください。金銭の収受は病院事業庁職員が行います。
117	16	3	(3)	イ	(7)	g	時間外患者の会計	後日会計処理となっておりますが、これは預かり金を徴収して後日精算というお考えでしょうか。	預り金の徴収は想定しておりません。現在は、預り金は徴収せず、次回来院時に支払うか、あるいは来院予定がない場合は納付書を郵送しております。
118	16	3	(3)	イ	(7)	h	患者支援センター	「診療情報管理士またはこれに準じる資格」とありますが、準じる資格とは具体的にどのような資格を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	例えば、診療情報管理技能認定試験((財)日本医療教育財団)を想定しております。
119	16	3	(3)	イ	(7)	h	診療情報管理士	これに準じる資格とはどのような資格が該当するのでしょうか。	No118をご覧ください。
120	16	3	(3)	イ	(7)	h	患者支援センターに包括される業務について	患者支援センター内に診療情報管理部門を配置する目的についてご教示下さい。	DPCのコード付けなど診療報酬に密接に関係する部門であるためです。
121	16	3	(3)	イ	(7)	i	患者支援センター	「医療秘書技能検定(医療秘書教育全国協議会)等の資格」とありますが、等とは具体的にどのような資格を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	例えば、日本医師会医療秘書認定試験(日本医師会)、医療事務技能審査試験((財)日本医療教育財団)、医療事務管理士試験(株式会社技能認定振興協会)などを想定していますが、資格自体を必要としているものではありません。
122	16	3	(3)	イ	(7)	j	患者支援センター	「院内がん登録実務者研修(国立がんセンター)を受講する等」とありますが、等とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	がん診療拠点病院で院内がん登録を行っていた経験があること等を想定しております。
123	16	3	(3)	イ	(7)	j	患者支援センター	「院内がん登録実務者研修(国立がんセンター)を受講する等、基礎的知識を習得した者を配置すること」とありますが、基礎的知識とは国立がんセンターがん対策情報センター研修計画の「院内がん登録初級者研修」の修了者という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
124	17	3	(3)	イ	(7)	k	患者支援センター	「病院の未収金が発生しないような仕組み等を考案するとともに～」とありますが、等とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	事業者側からの提案を広く受け付けたいことを意図しております。
125	17	3	(3)	イ	(7)	l	患者支援センター	再来受付機の受付時間も8:30～17:15との認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	採血の開始時間の30分前から17時15分まで稼働することを想定しております(現在のところ7時30分前を想定しておりますが、8時までは患者さんは夜間出入口を利用することを想定しております)。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
126	17	3	(3)	イ	(7)	a	医療周辺事務業務	「総合案内は平日の8時00分から17時30分を基本とする」となっていますが、時間延長があり得るのでしょうか。人員配置の設定ために、時間帯を正確にお示しください。	現在のところ時間延長は想定していません。時間外は防災センターで行うことを想定してありますが、事業者の提案に委ねます。
127	17	3	(3)	イ	(7)	m	患者支援センター	診療報酬請求については、医師への確認作業が発生しますので、確認の進捗状況により、翌月に必ず請求できるとは限らないと考えます。見解をご教示願います。	がんセンター側の原因に帰する場合(医師が催促しても症状詳記を書かない。移植で点数が確定しない等)は、その限りではないと考えます。
128	17	3	(3)	イ	(7)	m	診療報酬請求(保留)	保留した場合、必ず翌月に提出する事とありますが公費申請等、翌月に間に合わない場合は例外としてよいのでしょうか。	No127をご覧ください。
129	17	3	(3)	イ	(7)	m	診療報酬請求(返戻)	返戻の場合、翌月請求する事とありますが、資格喪失等の確認で間に合わない場合は翌々月請求とする理解でよろしいのでしょうか。	現在も資格喪失の場合は、ほぼ翌月に再請求できています。正当な理由がない限り翌月請求です。(年度当初や切り替え時期などは、会計時に確認をより注意深く行っていくことを期待しています。)
130	17	3	(3)	イ	(7)	n	患者支援センター	「請求漏れ・査定減対象等の改善については～」とありますが、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	返戻や請求漏れではないが、請求が可能な診療報酬の提案などを想定しております。
131	17	3	(3)	イ	(7)	n	患者支援センター	「その分析方法・対策等を病院に提案し～」とありますが、等とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	事業者側からの提案を広く受け付けたいことを意図しております。
132	17	3	(3)	イ	(4)	a	図書室及び医局	医局管理は簡単な秘書業務とのことですが、秘書業務は労働者派遣法にて規定されている政令26業務であり、業務の性質上、業務の独立性の確保が困難であり、適正な請負契約が締結できないことが懸念されます。他院では医局秘書業務について偽装請負として都道府県労働局よりは是正指導を受けているという事例もあります。医局管理の委託化について見解をご教示願います。	秘書の業務内容を明確化・定型化することにより日常業務を実施していただき、改善点等が必要な場合は、責任者と打合わせの場を持つことを想定しています。
133	17	3	(3)	イ	(4)	a	医局管理	秘書業務は派遣の要素があり偽装請負に該当すると思われませんが如何でしょうか。	No132をご覧ください。
134	17	3	(3)	イ	(4)	b	図書室及び医局	図書管理業務において、県側職員の人員配置は想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	想定しておりません。
135	17	3	(3)	イ	(4)	b	図書室及び医局	司書の資格とは、図書館法による「司書となる資格(司書資格要件)」と認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
136	17	3	(3)	イ	(4)	b	図書室及び医局	不特定多数の利用を目的とする公共図書館について規定した「図書館法」に基づく司書の資格を、がんセンタースタッフ用施設である図書室の図書管理業務にて、資格要件としている理由についてご教示願います。	現在のところ、必要と考えております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
137	17	3	(3)	イ	(イ)	b	図書室管理業務	「図書室管理業務に従事するのは司書の資格を有するものを配置すること。」とありますが、事業者で新たに雇用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
138	18	3					現在の病棟における1日の作業スケジュール	業務内容について、想定範囲でかまいませんので、県側業務、事業者側業務とを区分していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	業務要求水準書(案)P31の3-(5)業務区分表にてご確認ください。
139	21	3					新規紹介外来患者のフロー	患者支援センター(予約)において、「【事業者(支援センター)】予約情報の入力」とありますが、基本的に診察後の予約については、診察室で行うとの認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No52をご覧ください。
140	21	3					新規紹介外来患者のフロー	患者支援センター(予約)において、自動電話予約システム、インターネット予約システム(PC・携帯電話等)等の導入は想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	現在のところ、想定しておりません。
141	21	3					新規紹介外来患者のフロー	「※病院の外来患者は全て予約制とする。」とありますが、現状における予約外の患者が来院された際の対応方法、フローをご教示願います。	対応方法については、受付クラークが当日の新患、再診の予約状況を確認後、医師へ連絡し、医師が診察可能と判断すれば当日予約として受け、不可であれば、別の日の予約を取ることとしています。
142	21	3					新規紹介外来患者のフロー	現状における診断書・証明書等を発行する際のフローをご教示願います。	【別紙2】をご覧ください。
143	21	3					新規紹介外来患者のフロー	処方箋の発行について、どの部門での発行を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	現状、原則院外処方箋とし、医師が診察室で発行・押印し、会計フォルダーに挟んで患者へ手渡しています。院内処方箋は医師がオーダーし、薬剤科で出力しています。新しい病院においても同様のフローを想定しております。
144	21	3					新規紹介外来患者さんのフローについて	事業者が行う紹介外来患者さんの初回診察日(検査含む)決定業務において、業務担当者はその都度医師に予約日時を確認を取る必要はなく、院内共通の予約入力(オーダー)ルールに従い入力業務が行える運用であるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
145	22	3					紹介患者等がフィルム類を持参したときの患者フロー	患者支援センター(受付)において、会計処理中にフィルムを取り込みとありますが、フィルム取り込み専用のスキャナ等が配置されていると想定してよろしいでしょうか。また、配置される場合の想定台数及び1日あたりの取り込み件数を教示願います。	前段はご質問のとおりです。後段は1~2台で1日の初診患者数は50~100人前後(開院当初は50人程度)を想定しています。
146	23	3					再診患者のフロー	外来患者は完全予約制とありますが、予約無しで来院された場合、当日予約はどのように対応するのでしょうか。	No141をご覧ください。
147	23	3					再診患者さんのフローについて	患者さんへの院内処方箋及び院外処方箋の発行フローをご教示下さい。	No143をご覧ください。
148	23	3					再診患者さんのフローについて	病院の外来患者さんは全て予約制とするとのことですが、予約なしで来院された初再診患者さんは、当日の診察を受け付けられないとの理解で宜しいでしょうか？	No141をご覧ください。なお、紹介状がない初診患者は診察せず、かかりつけ医から紹介状をもらうよう案内しています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
149	24	3					入院時の患者フロー	術前検査日において患者支援センター(入院等)とありますが、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	各業務の連携等の可能性を考慮しております。
150	24	3					入院時の患者フロー	【看護師】手術前訓練等説明とありますが、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	持ち物、手術の注意事項の説明を想定しております。
151	25	3					退院患者さんの後日会計について	退院患者さんの「後日会計あり」とは、業務日以外(土・日・祝)又は業務時間外(17時15分～翌8時30分)に患者さんが退院される場合との理解で宜しいでしょうか？	質問以外にもDPCのコード付けが確定しない場合も含まれます。
152	26	3					時間内緊急入院時のフロー	電話交換室において【事業者】患者又は家族からの容態急変等の電話連絡受付とありますが、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	急変というレベルまではいかないが、心配で電話してくるケースが想定されます。
153	27	3					時間外緊急入院時のフロー	(短期連携)病棟処置室等とありますが、等とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	短期連携以外の病棟や診察室(婦人科など専用の処置ユニットが必要な患者等)が想定されます。
154	28	3					患者さんの死亡退院時のフローについて	病棟から霊安室の前室又は解剖室までのご遺体の搬送は、事業者の業務担当者のみで行うのでしょうか？ ご遺体搬送時は看護師等の付き添いはないのでしょうか？	遺族対応等のため、看護師が同行することもございます。
155	28	3					患者さんの死亡退院時のフローについて	遺体の搬送について、「※ メディカルアシスタントの勤務時間内は事業者が搬送」とありますが、「業務時間内」ではなく「勤務時間内」と表現されている特段の意図がありましたらご教示下さい。	業務時間に統一します。
156	30	3					面会者(時間外)のフロー	【面会者(時間外)のフロー】時間外(総合案内):17時30分～8時00分 ※ 時間外は、メインエントランスを施錠し、時間外入口付近の防災センターで全ての者の出入をチェックすると記載されています。病院職員等も含めて時間外はすべて防災センターの出入口からの入退出をすとの理解でよろしいでしょうか。	職員は管理・研究棟から入退室することも想定されます。
157	30	3					【面会者(時間外)のフロー】	【事業者又は看護師】とありますが、事業者職員の配置が業務として必要になるのでしょうか。	事業者・看護師問わず、率先的に実施していただくことを期待しております。
158	31	3	(5)	ア			食事の提供	「摂取量調査」について事業者が従分担となっておりますが、どのような業務を想定しておりますでしょうか。また、請負契約として業務の独立性の確保は可能でしょうか。ご教示願います。	摂食量の調査票への記入を想定しています。その際、がんセンタースタッフからの個別の指示等は行わず、業務の独立性は確保されると考えています。
159	31	3	(5)	ア			業務区分表 食事の提供	摂食量調査が従分担になっておりますが、どのような業務が考えられるでしょうか？	No158をご覧ください。
160	31	3	(5)	ア			業務区分表 食事の提供	配茶は、患者個別の食事トレイにお茶をセットして提供する理解でよろしいでしょうか？	現在は、配膳前に病棟ごとに必要人数分のお茶をやかんで準備し、病室で患者が持参したカップに注ぐ方法をとっております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
161	31	3	(5)	ア		業務区分表 食事の提供	「配膳室内の給茶機の準備(お茶、白湯の準備、補充、点検、清掃)」各それぞれ、一日にどのくらいの頻度がありますでしょうか？	食事時の全入院患者に遅延無く提供できる状態を期待しております。	
162	31	3	(5)	ア		食事の提供	食事オーダーの入力とはどのように行うのでしょうか。	クリニカルパスなどに沿って、医療情報システムに食種などを入力します。	
163	31	3	(5)	ア		食事の配膳業務について	配膳車からベッドまでの配膳(分食・延食含む)業務には、P18「現在の病棟における1日の作業スケジュール」の業務内容に記載されている「セッティング(ベッドを座位にし、はし等を膳に置く等の準備)」も含まれるのでしょうか？	ベッドを座位にすることは含まれませんが、箸のセッティングは含まれます。	
164	31	3	(5)	ア		選択食メニュー表の回収業務について	事業者が主分担する選択食メニューの配布・回収・入力業務ですが、認知症等の意思疎通の困難な患者さんの選択食メニュー表の回収は、看護師等の関与があるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
165	31	3	(5)	ア		摂食量調査業務について	摂食量調査業務は、事業者の従分担業務となっていますが、事業者が行う業務内容について具体的にご教示下さい。	No158をご覧ください。	
166	31	3	(5)	ア		医療周辺作業業務	食事の提供における選択食メニューの配布・回収について、自らモニター操作できない重症患者さんを除き、ベッドサイドモニターでのメニュー周知と患者さんによる選択でも代替することができるとの理解で宜しいでしょうか。	がんセンター側で選択食用のベッドサイドモニターを設置する予定はありません。	
167	31	3	(5)	ア		医療周辺作業業務	配茶が事業者側業務となっていますが、毎食必要でしょうか。	必要です。	
168	31	3	(5)	ア		業務区分表 医療周辺作業業務	病棟部門の「配膳室内の給茶機の準備」とは、食事提供時の「配茶」とは別であると解釈いたしますが、この考えでよろしいですか。また、ここで発生する「茶葉」は食事における食材料費に含まれるでしょうか。	前段はご質問のとおりです。後段は含まれません。	
169	31	3	(5)	ア		業務区分表 医療周辺作業業務	現在の「配茶」方法はどのように行われていますでしょうか、参考までにご教示願います。(例えば、病棟毎に必要な人数分のお茶をやかんで準備し、病棟でカップに注いでいる)	No160をご覧ください。	
170	31	3	(5)	ア		業務区分表 医療周辺作業業務	食事の提供において、食事オーダーの入力とはどのような業務を指すのか、業務内容についてご教示願います。	No162をご覧ください。	
171	31	3	(5)	ア		医療周辺作業業務	食事の提供、摂食量調査において、業務担当主体は、県側が○、事業者側が△となっていますが、従分担の具体的な業務内容についてご教示願います。	No158をご覧ください。	
172	31	3	(5)	ア		業務区分表 医療周辺作業業務	配膳車からベッドまでの配膳において、事業者側が担当主体となっています。誤配膳の問題から、担当主体を県側としていただくことは可能でしょうか。	事業者側の業務として考えております。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
173	31	3	(5)	ア			入退院及び転棟準備 「入院・転棟患者の受入(ベッド移送含む)準備(ネームカード、カーデックス、ベッドネーム等)」におけるベッド移送について、業務の性質上、看護師等から直接指揮命令を受ける補助的業務となり、適正な請負契約として受託が困難であると見受けられます。見解をご教示願います。	医療情報システム上で移動情報等を確認できますので、事業者側の独立業務として実施することは可能だと考えております。No44をご覧ください。	
174	31	3	(5)	ア			業務区分表入退院及び転棟準備 「退院後の後片付け(ベッド及び周辺の整理整頓)」の主担当が事業者となっていますが、「テレビ・床頭台の環境整備」については事業者側の担当ではなく病院事業庁が別途契約するテレビ・床頭台専門業者が担当される、との理解で宜しいでしょうか。	故障、操作方法の対応は県側で行いますが、拭き掃除など簡単な環境整備は事業者が行ってください。	
175	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 入退院及び転棟準備において、現状のベッド移送頻度及びおおよその所要時間を教示願います。	病棟内の転出入、他病棟への転棟とも、それぞれ全病棟合わせて10～15人/日になりますが、他病棟への転棟は、一般病棟－ICU/HCU間の搬送がほとんどです。病棟間の搬送はおおむね15分前後になります。	
176	31	3	(5)	ア			検査準備及び検体搬送 「検体の搬送」について、業務の性質上、看護師等から直接指揮命令を受ける補助的業務となり、適正な請負契約として受託が困難であると見受けられます。見解をご教示願います。	No44をご覧ください。	
177	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 臨時検体容器の準備作業は、オーダリングシステム等のシステム操作を含まないと考えてよろしいでしょうか。	オーダリングシステム等の操作が必要です。No181をご覧ください。	
178	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 業務内容の検査準備及び検体搬送に表記されている「定時検体容器の管理」の「定時」「管理」について具体的に提示ください。	「定時」は毎朝に行われる採血(現在6時30分)を指します。管理は検査科から到着した翌日の検体容器を保管する業務です。	
179	31	3	(5)	ア			定時検体容器の管理業務について 事業者が主担当で行う定時検体容器の管理業務とは、具体的にどのような業務内容なのかご教示下さい。	No178をご覧ください。	
180	31	3	(5)	ア			定時検体容器の準備業務について 定時検体容器の準備業務(検体容器へのラベル貼付等)は、検体検査業務の検体容器等作成・交付業務に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
181	31	3	(5)	ア			臨時検体容器の準備業務について 臨時検体容器の準備業務には、検体容器に貼付する検査ラベルの印刷や貼付等の作業が含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
182	31	3	(5)	ア			臨時検体容器の準備業務について 臨時検体容器の準備業務に、検体容器に貼付する検査ラベルの印刷や貼付等の作業が含まれている場合、当該業務のためのラベラー機器は県の負担で各病棟に整備されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
183	31	3	(5)	ア			検体搬送業務について 病棟で発生する全ての検体搬送(定時・臨時・緊急)を事業者が担当するのでしょうか。	メディカルアシスタントの業務時間内についてはご質問のとおりです。	
184	31	3	(5)	ア			検体搬送業務について 事業者の業務時間外及び業務日以外の検体搬送業務は、県側業務との理解で宜しいでしょうか。	No183をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
185	31	3	(5)	ア			業務区分表 患者搬送	すべての独歩患者の検査・診察等の付き添いをしなければならぬでしょうか？	必ずしも全ての患者を対象としているわけではありません。
186	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務	独歩、ストレッチャー、車椅子患者の搬送に伴い、医療周辺作業者が担当病棟を一時的に離れ、不在となることも想定されます。その際に緊急的に発生する事業者側業務に対し、県側の業務支援を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、この場合にはサービス購入料減額の対象外と理解して宜しいでしょうか。	No93をご覧ください。
187	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務	患者搬送において、独歩患者の検査・診断等の付き添い・案内が事業者主体となっておりますが、その発生頻度とおおよその所要時間をご教示願います。	独歩患者の付き添いは、各病棟1日5名程度で所要時間は10分程度を想定しております。
188	31	3	(5)	ア			患者搬送業務について	医療周辺作業業務担当者が付き添い、案内、搬送、搬送補助を行う患者さんは、当該日の業務開始時間までにワークシート等で該当患者さんや時間、搬送場所等の指示が包括的に出されているとの理解で宜しいでしょうか。(偽装請負防止の観点から)	ご質問のとおりです。
189	31	3	(5)	ア			患者搬送	患者搬送時に万が一、転倒・落下事故にて患者様が怪我をした場合、賠償責任は事業者となるのでしょうか。	「神奈川県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書(素案)(以下「特定事業契約書(素案)」という。」第62条をご覧ください。
190	31	3	(5)	ア			遺体搬送	「遺体搬送」について、時間内、時間外と区分されておりますが、同一の業務を県・事業者が時間帯を分けてローテーションすることは業務の独立性が無いと判断され、適正な請負契約とはみなされないのではないのでしょうか。見解をご教示願います。	時間帯を分けることが独自性を阻害するとは考えておりません。
191	31	3	(5)	ア			遺体搬送	「遺体搬送(時間内)」について、事業者が主分担、県が従分担となっておりますが、県側業務としてどのような状況、業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No154をご覧ください。
192	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務	遺体搬送において、現状の発生頻度とおおよその所用時間をご教示願います。また、業務担当主体は、県側が△となっておりますが、従分担の具体的な業務内容についてご教示願います。	前段は年間450件程度(死亡退院者数)で1日最大で3人程度、所要時間は10～15分となります。後段については、No154をご覧ください。
193	31	3	(5)	ア			遺体搬送業務について	遺体搬送(時間内)業務の県側の従分担される業務について具体的に教示下さい。	No154をご覧ください。
194	32	3	(5)	ア			前室・霊安室清掃等管理業務について	事業者が主分担する前室・霊安室清掃等管理業務については、定時(例えば一日1回)の業務で要求水準を満たすと理解で宜しいでしょうか？	常にご遺族が不快のない状態にしていただければ回数は問いません。
195	32	3	(5)	ア			遺体搬送	「前室・霊安室清掃等管理」について「※清掃については清掃業務で実施することも可」とありますが、この表記を確認する限りでは、他の業務についての業務再編は業務要求水準書において記載されない限り行えないと認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	業務要求水準書に記載の有無にかかわらず、業務効率化の視点から業務再編についての提案を期待しております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
196	32	3	(5)	ア			電話取次ぎ業務について 事業者が主分担する病棟部門における電話取次ぎ業務とは、がんセンタースタッフへの電話取次ぎであり、入院患者さんへの電話取次ぎ業務は対象外との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。入院患者への電話取次ぎは現在も行っておりません。	
197	32	3	(5)	ア			回診車、救急カートの商品補充業務について 事業者が主分担する病棟部門における回診車、救急カートの商品補充業務は、定時(例えば一日1回)に定数補充方式により行う業務との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
198	32	3	(5)	ア			その他病棟運用に付随する業務 「環境整備(ベッド周辺、スタッフステーション及び処置室等)」とありますが、等とは具体的に何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	カンファレンス室、休憩室を除くすべての諸室になります。No59をご覧ください。	
199	32	3	(5)	ア			業務区分表 その他の病院運用に付随する業務 「書類、伝票処理の管理、搬送」は、どのような書類が考えられるでしょうか？	患者外出泊願・付添許可願・診断書・紹介状・有料個室申込書や会計伝票等、電子カルテに載せきれないものとお考えください。ただし、量はかなり少ないと想定されます。	
200	32	3	(5)	ア			病棟部門 病棟における設備、器具類の整備とはどのような物が該当するのでしょうか。	ネブライザー・濃盆等が該当いたします。	
201	32	3	(5)	ア			業務区分表 手術の準備、後片付け 「会計処理に関する入力」とは、手術伝票を基に入力するという理解でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
202	32	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 手術部門の手術の準備、後片付けにある「必要機材・滅菌物等の準備」ならびに、「手術終了後の機器等搬送」について、事業者が行うべき準備、後片付けの対象を具体的にご提示下さい。	【別紙3】に現病院の業務委託仕様書を示しますので参考にしてください。	
203	32	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 温度・湿度等の環境調整は感覚に個人差があるため、手術前に県と合意した基準での環境調整を事業者側で実施し、その後の調整は県職員で実施していただくという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
204	32	3	(5)	ア			その他の手術運用に付随する業務 「手指消毒液、ペーパータオル等」とありますが、等とは具体的に何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	【別紙3】に現病院の業務委託仕様書を示しますので参考にしてください。	
205	31	3	(5)	ア			使用済みベッドの消毒業務について 事業者が主分担する外来部門での使用済みベッドの消毒業務の消毒方法等について具体的にご教示下さい。	アルコールによる清拭を想定しております。	
206	31	3	(5)	ア			リネン類の交換等について 事業者が主分担する外来部門、外来化学療法室、内視鏡部門、放射線部門、及び生理機能検査部門での使用済みベッドの消毒業務及びリネン類の交換業務は、特に汚染した場合の臨時以外は、一日1回(例えば診察業務終了後)を想定した業務との理解で宜しいでしょうか？	実施要件及び要求水準を満たしていればその回数については特に指定する予定はありません。	
207	32	3	(5)	ア			外来部門 リネンの交換等 「使用済みベッドの消毒」とありますが、患者一人につき使用の都度消毒するという意味でしょうか？	No206をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運營業業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
208	32	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 リネン類の交換等において、使用済みベッドの消毒とは具体的にどのような業務を想定されているのかご教示願います。また、同様の記載が外来化学療法室・内視鏡部門・放射線部門・生理機能検査部門にあって病棟部門にはありませんが、その意図をご教示願います。	アルコール消毒を想定しています。外来部門は不特定多数の患者さんを対象としているので毎日実施することを想定していますが、病棟は患者さんの退院後に行うことを想定していません。業務要求水準書に病棟業務として追加いたします。	
209	32	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 リネン類の交換等において、感染症リネンの洗濯のSPCへの伝達で、感染性リネンの定義とは、1～5類感染症の全てが対象であるとの理解で宜しいですか。また、外来のみ該当の記載があり病棟等他部門にはありませんが、その意図をご教示願います。	現在のところ、その他に疥癬と結核も対象と想定しております。後段については、すべての部門が対象となりますので、業務要求水準書(案)を修正いたします。	
210	32	3	(5)	ア			外来部門におけるリネン類の交換について 現在、想定されているリネン類の交換頻度をお教えてください。	現在は週1回しておりますが、患者が不快を感じないような環境の整備を目的としてご提案いただければ結構です。	
211	32	3	(5)	ア			外来部門における使用済みのベッド消毒について 現在、想定されている使用済みベッドの消毒頻度をお教えてください。また、消毒実施場所については、診察室、検査室等その場で消毒対応するという認識でよろしいでしょうか。	前段はNo208をご覧ください。後段はご質問のとおりです。	
212	32	3	(5)	ア			物品、帳票類の搬送、収納、補充等 「包交車の物品補充・清掃」とありますが、物流管理運營業務等に要求水準を満たす範囲内において、業務の効率化及びサービスの向上を目的とした業務の再編を行うことは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。	
213	33	3	(5)	ア			処置の準備・後片付け業務について 事業者が主担当する外来部門における処置の準備・後片付け業務は、処置の都度発生する業務でしょうか？当該業務の内容について具体的にご教示下さい。	包交車や点滴スタンド等の機器の準備・片付け、ディスプレイの交換(患者ごと)は処置の都度発生する業務です。	
214	33	3	(5)	ア			外来部門 外来における設備、器具類の整備とはどのような物が該当するのでしょうか。	包交車や点滴スタンド等、外来患者に使用する設備・器具全般を指します。	
215	33	3	(5)	ア			外来化学療法室内における薬剤の搬送業務について 事業者が主担当する外来化学療法室内における薬剤の搬送業務とは、患者さんのベッドサイドまでの搬送を想定された業務との理解で宜しいでしょうか？具体的などこからどこまでの搬送を想定された業務なのか、ご教示下さい。	小荷物専用昇降機で薬剤科から上がった薬品を各ブロックの作業台に搬送することを想定しております。	
216	33	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 外来化学療法室内における薬剤搬送とは具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	No215をご覧ください。	
217	33	3	(5)	ア			メディカルアシスタント業務の業務区分表について 「外来化学療法室内における薬剤の搬送」とありますが、抗がん剤等劇物など無資格者が取り扱えないものもありますが、どの程度までの想定をされていますでしょうか。	専門の資格を持った専任看護師が常駐しており、事業者側は薬剤の搬送のみを対象としております。	
218	33	3	(5)	ア			外来化学療法室 室内における薬剤の搬送とはどのような業務を想定しているのでしょうか。	No215をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
219	33	3	(5)	ア			内視鏡部門 内視鏡部門における設備、器具類の整備とはどのような物が該当するのでしょうか。	ファイバースコープ等、内視鏡検査に使用する設備・器具全般を指します。	
220	33	3	(5)	ア			放射線部門 放射線部門における設備、器具類の整備とはどのような物が該当するのでしょうか。	鉗子、食道ブジーや注腸で使用する器具・チューブ類、鋼製小物の洗浄や腔内照射用のアプリケーターの消毒等が該当します。	
221	34	3	(5)	ア			生理機能検査部門 生理機能検査部門における設備、器具類の整備とはどのような物が該当するのでしょうか。	呼吸機能検査で使用するマウスピース等生理機能検査実施の際に使用する設備・器具全般を指します。	
222	34	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 その他検査部門における標本の貸借事務とは具体的にどのような業務でしょうか。ご教示下さい。	貸し出す標本を保管場所から取り出す(あるいは戻す)、書類の記録・保管や未返却の検体の返却依頼を行うなど準備・返却手続きを行う業務になります。	
223	34	3	(5)	ア			その他検査部門 病理標本、組織ブロックの整理、保管業務の運用方法をお教え下さい。	薄切後のブロックをパラフィンコーティングした後、保管棚に番号順に保管するほか、病理報告書の整理があります。	
224	34	3	(5)	ア			業務区分表 検査器具の片付け洗浄、消毒	検査科内の検体搬送は、どのくらいの頻度でしょうか？	現状は68件/日程度になります。内訳としては、細胞診が30件(主に小型搬送機による搬送)、血液が30件になります。
225	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 業務担当主体が事業者となる業務には、偽装請負と看做されるような、がんセンタースタッフの直接指示による業務遂行は、ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。No44をご覧ください。	
226	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 病棟のスπιツラベルは、病院情報システムより出力されると考えて宜しいでしょうか。	定時は事業者負担の病院情報システムから出力し、臨時は病院事業庁側のシステムから出力することを想定しております。	
227	31	3	(5)	ア			医療周辺作業業務の人員配置について 事業者が主分担として行う病棟部門の医療周辺作業業務には、配下膳業務や、検体・患者さん・ご遺体の搬送業務等の多様な定時業務と不定時業務がありますが、一看護単位に複数の業務担当者の配置を想定された業務分担との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
228	32	3	(5)	ア			処置の準備・後片付け業務について 事業者が主分担する病棟部門における処置の準備・後片付け業務の業務内容について具体的に教示下さい。	点滴台の後片付け等、処置室で使用使用する設備・器具全般を指します。	
229	32	3	(5)	ア			環境調整 病棟及び手術部門における環境調整(温度、湿度等)はどの部屋を対象としてどのように調整するのでしょうか。	病棟、手術室においては、空調の調整や窓、カーテンの開閉等の業務程度を想定しております。No204をご覧ください。	
230	32	3	(5)	ア			各部署における環境整備 環境整備とは具体的にどのような業務をおこなうのでしょうか。	業務要求水準書(案)の「用語の定義」に記載のとおり、簡易な清掃を含み、快適な環境を保つための作業をいいます。	
231	33	3	(5)	ア			医療周辺作業業務 各部門における「関連諸室の環境整備及び清掃」とありますが、「清掃」に関しては、メディカルアシスタントと連携して清掃業務として実施することは可能でしょうか。	可能です。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
232	33	3	(5)	ア			医療周辺作業業務	各部門において「関連諸室の環境整備及び清掃」とありますが、感染の恐れが高い清掃等については、事業者の業務範囲外と理解して宜しいでしょうか。	事業者の業務と考えております。
233	33	3	(5)	ア			医療周辺作業業務	検査室の洗浄、器具類の洗浄は業務時間の想定を目的に品目・量的指標をご教示願います。(内視鏡、放射線、その他検査部門)	公表されている資料を基に、事業者側での推計をお願いいたします。
234	32	3	(5)	ア			設備、器具類の整備及び清掃業務について	事業者が主分担する病棟部門、外来部門、内視鏡部門、放射線部門、及び生理機能検査部門における設備、器具類の整備及び清掃業務の対象となる「設備、器具類」とは、具体的にどのようなものを想定されているのか、ご教示下さい。	No213、214、219、220、221、228をご覧ください。
235	33	3	(5)	ア			処置の準備及び後片付け	ここで記載されている「処置」とは、具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	化学療法以外の点滴、自己血貯血、腹腔穿刺、胸腔穿刺等を想定しております。
236	35	3	(5)	イ			医療周辺事務業務	医療周辺事務業務を実施するにあたって必要と考えられる以下の情報システムの機能は、病院事業庁側から提供されると考えて宜しいでしょうか。 ・レセプトチェック ・紹介状管理 ・病歴管理 ・DPC管理(シミュレーション) ・図書管理	レセプトチェック…病院事業庁で用意する予定です。(用意した機能以上のものを必要とする場合は事業者負担と考えています。以下同じです。)紹介状管理・病歴管理…病院事業庁で用意する予定です。DPC管理…DPC管理用のソフトは導入する予定は未定ですが、ベンチマークシステムは導入する予定です。(現在は「EVE」を導入しています。)図書管理…事業者側で導入してください。
237	35	3	(5)	イ			初診、再診受付、セカンドオピニオン受付(窓口業務)	「紹介状、診療情報提供書の内容確認」について、県と事業者ともに主分担とありますが、県と事業者の業務内容を具体的に教示願います。	特定の医師及び科あての場合は、そのまま初診予約は可能かと思いますが、どこの診療科になるか判断できないものについては、病院事業庁職員(医療相談支援室看護師)が確認し判断いたします。
238	35	3	(5)	イ			初診、再診受付、セカンドオピニオン受付(窓口業務)	「診療情報、持参フィルム等の病院情報システムへの取込み」について、等とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	診療情報提供書、フィルム以外のものすべて、例えば採血結果、所見用紙などが想定されます(なお、セカンドオピニオンは取込作業は原則、発生しません)。
239	35	3	(5)	イ			初診、再診受付、セカンドオピニオン受付(窓口業務)	「診療情報、持参フィルム等の病院情報システムへの取込み」について、持参フィルムの取込みはスキャナで行うことを想定されておりますでしょうか。又、持参フィルムの取込みの想定件数をご教示願います。	No145をご覧ください。
240	35	3	(5)	イ			初診、再診受付、セカンドオピニオン受付(窓口業務)	「受付関連事務作業(病院情報システムへの入力等)」について、等とはどのような業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	保険証などのコピー、受診申込書の整理など受付に関連する事務全般になります。
241	35	3	(5)	イ			業務区分表窓口業務	預かった紹介状等の管理は、どこにどのように保管管理されておりますでしょうか。	今は紙カルテに挟んでいますが、新病院では日付や科毎に整理して倉庫に保管する予定です。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
242	35	3	(5)	イ			初診予約、案内業務について 再来新患と再来初診の区分についてご教示下さい。	再来新患とは当該診療科にかかったことはあるが、最終診察日から一定期間を超えた場合をいい、再来初診とはがんセンターに通院中(又は通院経験がある)だが、当該科には初めて受診する場合をいいます。	
243	35	3	(5)	イ			新患・再来初診の案内(受診科不明の場合)業務は、具体的にどこで行うことを想定されているのか、ご教示下さい。	患者支援センター内の医療相談支援室勤務の看護師が行うことを想定しております。	
244	35	3	(5)	イ			文書受付、交付 「各種証明書・診断書の受付」について、具体的にどういった業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	文書交付申請書を患者(家族)から受け取り、枚数、種類を確認し、文書交付申請書の控えを患者へ渡す業務です。No142をご覧ください。	
245	35	3	(5)	イ			文書受付、交付 「各種証明書・診断書の受付」について、現状の各種証明書・診断書の取扱い件数をご教示願います。	平成19年度で、約7,500件(発行枚数9,500枚)になります。	
246	35	3	(5)	イ			文書受付、交付 「各種証明書・診断書の作成・作成依頼・交付について」交付とは具体的にどういった業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	医師が書いた診断書・証明書(支払証明書、保険点数証明など)一部事業者が作成するものもあり)を患者(家族)へ手渡すことを想定しております。No142をご覧ください。	
247	35	3	(5)	イ			文書受付 各種診断書の作成が事業者になっていますが、医師の判断が必要と思われれます。県側ではないのでしょうか。	「各種証明書・診断書の作成・作成依頼・交付」とは、事業者が作成可能なものは事業者が作成し、がんセンターが作成しなければならぬものはがんセンターに作成依頼をするという意味です。	
248	35	3	(5)	イ			文書受付、交付 「保険会社等への対応」について、等とは具体的に何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	労働基準監督署からの労災関連の問い合わせなどがあります。	
249	35	3	(5)	イ			文書受付、交付 「公費負担(生活保護、介護保険等)に関する受付・管理」について、管理とは具体的に何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	申請・発行状況、有効期限の管理等です。	
250	35	3	(5)	イ			総合案内、病棟案内 「総合案内」について、事業者が主分担とされておりますが、諸室概要シートの諸室No.05-02-01、室名「総合案内」において平均在室人数1人とされているところから、総合案内に看護師の配置は考えていらっしゃらないという認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	現在は、病院事業庁出身の看護資格のある者が配置されておりますが、新病院で配置できるか未定です。	
251	35	3	(5)	イ			時間内の駐車料金減免手続業務について 事業者が主分担する時間内の駐車料金減免手続の業務内容について、具体的にご教示下さい。	事業者が導入する駐車場管理システムにより、清算用磁気カードの交付や駐車券への減免処理することなどが想定されます。	
252	35	3	(5)	イ			時間内の駐車料金減免手続業務について 事業者が主分担する時間内の駐車料金減免手続業務について、「時間内」とは、P29面会者(時間内)のフローに記載されている総合案内業務の時間(8時00分～17時30分)との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
253	35	3	(5)	イ			初診予約、案内 「新患・再来新患・再診等案内、予約」について、インターネット、自動電話予約システム、電話、医師が直接予約を行う等のような予約方法を想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	現在のところ、患者から患者支援センターへの直通電話で事業者が行うことを想定しております。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
254	35	3	(5)	イ			初診予約、案内 「初回診察日の患者への連絡(FAX、はがきの場合)」について、事業者が主分担とされる業務ですが、この場合のFAX、はがきの費用については、県の負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
255	35	3	(5)	イ			初診予約、案内 「各種患者統計の作成」について、患者統計の種類をご教示願います。	頻度は提案に委ねますが、原則、月ごとに診療科別初診・新患者数(地域別や紹介医療機関別)等を想定しております。	
256	35	3	(5)	イ			業務区分表 初診予約、案内 「各種患者統計の作成」で作成する資料の頻度及び具体的内容をご教示下さい。	No255をご覧ください。	
257	35	3	(5)	イ			セカンドオピニオン予約、案内 「セカンドオピニオンの予約・案内」について、インターネット、自動電話予約システム、電話、医師が直接予約を行う等のような予約方法を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No253をご覧ください。	
258	35	3	(5)	イ			各種検査予約、説明 「検査予約」について、インターネット、自動電話予約システム、電話、医師が直接予約を行う等のような予約方法を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No253をご覧ください(検査については一部医師が予約し検査説明のみ患者支援センターで行うこともあります)。	
259	35	3	(5)	イ			各種検査予約、説明業務について 事業者が主分担する各種検査予約、説明業務について、対象となる検査を具体的にご教示下さい。	CT、MRI、PET(CT)、骨シンチ等の放射線・核医学検査、大腸ファイバー等の内視鏡検査、心電図、超音波等の生理機能検査になります。	
260	35	3	(5)	イ			各種検査予約、説明業務について 事業者が主分担する各種検査予約、説明業務において対象となる検査については、医師等がんセンタースタッフによる予約や説明業務は行われませんか？	検査の目的は医師や看護師が説明することになりますが、検査の流れ、注意事項等は予約センターで行います。	
261	35	3	(5)	イ			各種検査予約、説明業務について 事業者が主分担する各種検査予約、説明業務において対象となる検査については、医師等がんセンタースタッフにより、予め患者さんの同意の取得は行われているとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
262	35	3	(5)	イ			各種検査予約、説明業務について 事業者が主分担する各種検査予約、説明業務は、外来患者さん分のみとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。ただし、入院患者が退院後の外来検査を予約する場合もあります。	
263	35	3	(5)	イ			外来予約変更 「診察日時変更受付」について、インターネット、自動電話予約システム、電話、医師が直接予約を行う等のような予約方法を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No253をご覧ください。	
264	35	3	(5)	イ			退院支援、地域医療連携業務 「各種患者統計の作成」において、各種とは具体的にどのような統計を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	医療機関別、地域別の連携実績(紹介先、紹介元)等となります。	
265	35	3	(5)	イ			退院支援、地域医療連携業務 県職員と混在での業務が想定されますが、業務の性質上、病院職員との連携も発生し、適正な請負契約として受託が困難であると見受けられます。見解を教示願います。	紹介状や報告書の発送・管理業務(報告書を提出していない医師への催促含む)やそれに付随する統計業務、電話の取り次ぎが主な業務となりますので、請負業務での委託が可能であると考えております。	
266	35	3	(5)	イ			業務区分表 退院支援、地域医療連携業務 「各種患者統計の作成」で作成する資料の頻度及び具体的内容をご教示下さい。	No264をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
267	35	3	(5)	イ			業務区分表 退院業務	退院する患者へ前日等に料金案内説明等は、必要ないでしょうか？	提案に委ねます。
268	35	3	(5)	イ			紹介先医療 機関への紹介 状の発送業務 について	紹介先医療機関への紹介状の発送業務については事業者が主分担となっていますが、患者さま等が持参される場合もあるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
269	35	3	(5)	イ			入院案内、説 明	入院受付・案内(保険証、高額療養費限度額適用認定証の確認等も含む)について、等とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	保険証、認定証以外の公費の証明書のことを指しております。「入院受付・案内(保険証、高額療養費限度額適用認定証等の確認も含む)」に業務要求水準書(案)を修正します。
270	35	3	(5)	イ			業務区分表 入院案内、説 明	「患者への入院日連絡」は、前日に対象者へ連絡を行うという理解でよろしいでしょうか？	必ずしも前日とは限りません。
271	36	3	(5)	イ			問診票(アナムネ)作成	「アナムネ記入内容の電子カルテへの登録」について、電子カルテへのアナムネ記入内容の登録の際には事業者スタッフ各自に電子カルテの登録権限を与えていただけると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
272	36	3	(5)	イ			患者の案内業 務について	事業者が主分担する入退院業務の患者の案内業務とは、入院する病棟等への動線案内であり、患者さんを入院病棟まで付き添って案内する業務ではないとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
273	36	3	(5)	イ			問診票	電子カルテへの登録とはスキヤニングを行うという理解でよろしいでしょうか。	スキヤニングか既定のフォーマットに入力するかどちらかを想定しております。
274	36	3	(5)	イ			会計	「収納金の授受」について、患者さんの支払方法は、指定口座振込み、電子マネーの支払は想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	電子マネーは想定していませんがデビットカードは検討中です。指定口座振込は現在行っておりませんが、将来的には行うことも想定されます。
275	36	3	(5)	イ			会計	「自動精算機への釣銭確認・補充」について、主分担は事業者とされていますが、釣銭については、県が用意したものを事業者が受け取り、補充等を行うと認識してよろしいでしょうか。また、両替についても事業者が県に依頼をした場合、県にて行っていただけると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	前段、後段とも、ご質問のとおりです。
276	36	3	(5)	イ			業務区分表 会計	「自動精算機への釣銭確認・補充」はどのくらいの頻度でしょうか？	現行は1日2回行っています。新病院でも2～3回を想定しています。
277	36	3	(5)	イ			会計	「特殊な支払方法に対する対応」について、特殊な支払方法とは具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	分割払いを想定しております。
278	36	3	(5)	イ			会計	「未請求患者対応」について、県主分担、事業者従分担となっておりますが、具体的な事業者の業務内容を教示願います。	当日に会計が確定しない場合の確定後の連絡や公費の番号待ちなどの対応が事業者側、県側で諸般の事情(未収金があり個別に対応しているなど)により会計を止めている患者への対応が県になります。
279	36	3	(5)	イ			医療周辺事 務業務	患者支援センター(会計業務)において「未請求患者対応の従分担」が事業者に求められています。具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	No278をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
280	36	3	(5)	イ			業務区分表 会計	未請求患者対応が従分担となっておりますが、具体的にどのような業務が考えられますか？	No278をご覧ください。
281	36	3	(5)	イ			医療周辺事 務業務	患者支援センター(会計業務)における「追加請求患者対応」の追加請求とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	会計後にオーダーが発行されたものや血液検査(例:HBs抗原が+の場合のHBe検査)、細菌検査(感受性試験)、Her2、エストロゲンの病理追加検査になります。
282	36	3	(5)	イ			未請求患者 対応	県側が○、事業者が△とする当該業務の運用をお教え下さい。	No278をご覧ください。
283	36	3	(5)	イ			会計	「衛生材料の交付」について、患者支援センター(会計業務)における会計業務の中で交付される衛生材料で、想定されている内容を具体的にご教示願います。	在宅療養指導料に含まれている脱脂綿、ガーゼ、絆創膏などの衛生材料や消毒薬をパック化し、患者に交付すること想定しております。なお、業務フローは、診察室で医師・看護師が指導料オーダー発行・衛生材料引換券交付→会計後に引換券により衛生材料を交付いたします。
284	36	3	(5)	イ			医療周辺事 務業務	患者支援センター(会計業務)において「衛生材料の交付」が事業者に求められています。会計で交付する衛生材料とは具体的にどのようなものなのでしょうか。ご教示下さい。	No283をご覧ください。
285	36	3	(5)	イ			メディカルア シスタント業務 /業務区分 表	患者支援センター(会計業務)の業務内容で、「未請求患者対応」の業務担当主体が「事業者が従分担」となっておりますが、具体的な業務範囲をご教示下さい。	No278をご覧ください。
286	36	3	(5)	イ			衛生材料の交 付業務につい て	事業者が主分担する会計業務の衛生材料の交付業務とは、具体的にどのような衛生材料をどのような手順で交付する業務なのか、具体的に業務内容をご教示下さい。	No283をご覧ください。
287	36	3	(5)	イ			衛生材料の交 付	当該業務内容をお教え下さい。	No283をご覧ください。
288	36	3	(5)	イ			請求精度調 査業務につい て	事業者が主分担する診療報酬計算業務の請求精度調査業務の方法や頻度等について、その想定をご教示下さい。	提案に委ねますが、基本的には毎月レセプト提出後に行っていただきたいと考えております。
289	36	3	(5)	イ			診療報酬計 算	「返戻・未取請求レセプト処理」について、直近6ヶ月(月平均)の各処理件数をご提示いただけないでしょうか。ご教示願います。	請求レセプト処理件数は下記のとおりです。 返戻再請求…50～60件/月 保留再請求…10～15件/月
290	36	3	(5)	イ			診療報酬計 算	「労災・公務災害・自賠責保険・高額療養費委任払い・公費等(自立支援法、公費診断書その他)」について、等及びその他とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	「等」は自費が想定されます。「その他」とは、生活保護、ひとり親、特定疾患、原爆、重度障害等が想定されます。
291	36	3	(5)	イ			診療報酬計 算	「査定減状況の分析(データ集計含む)及び医師への再審査申立書の作成依頼」について、現状、どのような査定減状況の分析を行っておりますでしょうか。ご教示願います。	毎月、国保・基金から送付される査定減を査定理由別に整理するとともに、対応方法を検討し、診療科や医師毎に注意喚起を行っております。
292	36	3	(5)	イ			診療報酬計 算	「再審査請求手続き及び結果の確認、通知等」について、等とは具体的にどのような事柄を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	パソコンに入力しデータベースを作成することなどを想定しております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
293	36	3	(5)	イ			医事マスタ登録	新規発生する薬剤等の登録業務と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
294	36	3	(5)	イ			診療情報管理等の対応	「各種疾病統計」について、各種疾病とは具体的にどのような種類を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	「年報 表21～25」の作成補助になります。頻度は現在は年1回ですが、日々入力作業は発生します。
295	36	3	(5)	イ			業務区分表診療情報管理等の対応	「各種疾病統計」で作成する資料の頻度及び具体的内容をご教示下さい。	No294をご覧ください
296	36	3	(5)	イ			業務区分表診療情報管理等の対応	「医事統計・病歴統計作成」で作成する資料の頻度及び具体的内容をご教示下さい。	病院事業庁で用意するDWH(Data WareHouse)システムから、曜日別診療科別の待ち時間などの統計を作成することを想定しています。頻度は統計の種類によりますが、1か月～四半期を想定しています。
297	37	3	(5)	イ			院内がん登録管理等の対応	「データ入力」について、「総合整備について」P49-V-2新病院情報システム(案)に記載の通り電子カルテの導入が予定されていますが、具体的な業務内容及び業務フローをご教示願います。	現在は、オーダリングシステムとは連携したものではありません。独立したソフト(アクセスベース)を使用しています。今後、電子カルテと連携するソフトが開発されれば導入することも想定されますが、時期は未定です。したがって、業務フローはありません。
298	37	3	(5)	イ			診療情報管理等の対応	「ICD-10へのコード付け等」について、「総合整備について」P49-V-2新病院情報システム(案)に記載の通り電子カルテの導入が予定されていますが、想定される業務内容及び業務フローをご教示願います。又、等とは具体的にどういった業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	電子カルテでDPCオプションを付けるかどうかは未定です。現行のフローは【別紙4】をご覧ください。また、No297をご覧ください。
299	37	3	(5)	イ			紙カルテ等の管理	「カルテ及び医療記録保存級の保管・貸出」について、県側業務となっておりますが、カルテの廃棄に関わる業務も県側業務であると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。
300	37	3	(5)	イ			紙カルテ等の管理	「カルテ及び医療記録保存級の保管・貸出」について、県側業務となっておりますが、診察室等への搬送業務も県側業務であると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	電子カルテを導入する予定なので、原則搬送作業はありません。
301	37	3	(5)	イ			DPC管理等の対応	「DPCのコード付け業務」について、「総合整備について」P49-V-2新病院情報システム(案)に記載の通り電子カルテの導入が予定されていますが、具体的な業務内容及び業務フローをご教示願います	現在のところ、DPCのコード付け業務を電子カルテ側で行うことは想定しておりません(現状は、No298をご覧ください)。
302	37	3	(5)	イ			DPC管理等の対応業務について	本年4月からDPCに基づく算定と請求を開始されておられますが、現状(又は新病院)の請求までのDPCの運用フローをご教示下さい。	No298をご覧ください。
303	37	3	(5)	イ			図書管理に関する対応	「図書の分類整理及び図書データベースの構築」について、図書の管理システムは県側にてご用意いただけると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	No236をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
304	37	3	(5)	イ			図書管理に関する対応	「図書の分類整理及び図書データベースの構築」について、データベース構築の具体的な業務内容をご教示願います。	入札公告までに示します。
305	37	3	(5)	イ			図書管理に関する対応	「購入希望図書に関する調査、リストの作成」とありますが、購入希望図書に関する調査について現在どのような方法で調査を行っておりますでしょうか。又、年間の図書購入件数をご提示いただけないでしょうか。ご教示願います。	入札公告までに示します。
306	37	3	(5)	イ			医療周辺事務業務	購入図書の決定、購入は、県の業務となっていますが、購入費用も県の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
307	37	3	(5)	イ			業務区分表 購入希望図書に関する調査	購入希望図書に関する調査、リストの作成の頻度を教えてください。	入札公告までに示します。
308	37	3	(5)	イ			業務区分表 図書データベースの構築	図書管理システムの構築・提案という理解でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
309	37	3	(5)	イ			図書管理に関する対応	「図書の受け入れ、台帳入力、配架、貸出、文献検索等」について、等とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	職員からの問い合わせなどが想定されます。
310	37	3	(5)	イ			医療周辺作業業務	図書の分類整理及び図書データベースの構築は事業者業務ですが、図書の職員に対する貸し出し管理業務は業務範囲外と解釈しますがよろしいでしょうか。	事業者側の業務範囲内とお考えください(「図書管理に関する対応」に「図書の受け入れ、台帳入力、配架、貸出・文献検索等」と記載しています。)
311	37	3	(5)	イ			医療周辺作業業務	医局管理に関する対応で、医局の整理整頓業務が事業者側業務となっていますが、整理整頓の範囲・内容等につき想定があればご教示いただけますでしょうか。	秘書の業務内容を明確化・定型化することにより日常業務を実施していただき、改善点等が必要な場合は、責任者と打合わせの場を持つことを想定しています。
312	37	3	(6)				費用区分について	事業者がメディカルアシスタント業務を遂行するに当たり必要となる、レセプト用紙や納入通知書、各種伝票、ラベル等の費用は、県側負担との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。ただし、レセプト用紙は現在電子レセプトになっておりますので、チェック等で必要とする場合は、事業者で用意してください。
313	38	3	(6)				備品等負担区分	業務遂行上必要な備品と以外の備品に分かれています。県側が負担する備品に該当するのはどのような場合でしょうか。	FAX、電話、スキャナー、医事システム・電子カルテ用の端末、プリンターや病院事業庁職員が使用する机・椅子等の事務物品です。
314	38	3	(6)				費用区分表	「事業者の業務遂行上必要な消耗品費(線香・蝋燭、洗剤、事務用品等)」について、線香・蝋燭とありますが、県側の業務遂行上必要な場合はございますでしょうか。ご教示願います。	線香・蝋燭については、霊安室の清掃等の業務の一環として記載しております。
315	38	3	(6)				消耗品費	線香・蝋燭は霊安室にて使用する品と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
316	38	4	(6)				費用区分表	業務上必要となる消耗品費が事業者側負担として規定されています。洗剤や消毒剤等の費用は使用量の想定が難しく、リスクヘッジのために過剰な積算となってしまうことも想定されるため、運営費用の適正化のために県側負担として頂くことは可能でしょうか。	手術室や病室にある病院スタッフが使用する手指消毒薬は県側負担です。事業者が使用する洗剤や消毒剤等の費用を事業者負担としており、想定は可能と考えます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
317	38	4	(6)				費用区分表 メディカルアシスタント業務において必要となる官公庁手数料について、具体的な対象をご教示願います。	現在のところ想定されませんが、今後必要となることがあったときのため掲載しております。	
318	38	3	(6)				費用区分表 「官公庁手数料」について、具体的に何を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No317をご覧ください。	
319	40	4	(2)	オ			物品管理運 営業務／滅 菌消毒管理 土日祝日の手術について、事業者の滅菌業務は行わないと理解してよいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
320	40	4	(3)	ア	(ア)		期限切れの薬 剤 期限切れの薬剤等の発生をなくすこと、とありますが、使用頻度は極めて稀であるが医療上の要請から在庫しておく薬剤、有効期限の短い薬剤等、期限切れをゼロにすることは困難であると認識します。該当の文の意味を「期限切れの薬剤等の発生を極力抑えるよう努力すること」と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
321	40	4	(3)	ア	(イ)		物流管理運 営業務の業務 時間について 8時30分から18時00分までの業務時間は、物流管理運営業務の中の各業務全てに求められている実施要件なのでしょうか？	業務時間につきましては、各業務ごとに業務要求水準書(案)を修正します。	
322	40	4	(3)	ア	(ウ)		清潔・不潔の 分離 回収及び搬送時は、清潔物品と不潔物品が混在することがないようにするとともに、患者及び面会者の動線と交錯することのないように留意することとあります。本項目を絶対条件とし、エレベーター・通路等を清潔・不潔で完全に分離した場合、コストや面積等現実的な問題が多発に発生すると思われま。本項目はあくまでも原則、留意であると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
323	41	4	(3)	ア	(キ)		病院情報シ ステム 病院事業庁が整備する病院情報システムについて、メーカー・仕様等をご教示頂けないでしょうか。	「神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針(以下「実施方針」という。)No20をご覧ください。	
324	41	4	(3)	ア	(キ)		共通事項 病院情報システムと事業者が持ち込む業務部門システムのデータ連携を行うため、データ連携仕様をご開示願います。	「実施方針」No20をご覧ください。	
325	41	4	(3)	ア	(キ)		共通事項 病院情報システムと接続する業務部門システムを構築することとありますが、病院事業庁が整備する病院情報システムの仕様あるいは接続に関する仕様は、いつごろ公開いただけますでしょうか。	「実施方針」No20をご覧ください。	
326	41	4	(3)	ア	(キ)		共通事項 業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを事業者が構築する部門システムに移行し、利用することは可能でしょうか。	事業者負担で可能とします。	
327	41	4	(3)	ア	(キ)		共通事項 業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを必ず移行する義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
328	41	4	(3)	ア	(キ)		病院情報シ ステムに入力さ れる処置、手 術の実施情 報、使用材料 情報等につい て 病院情報システムへの処置、手術の実施情報、及び診療材料等の発生源入力作業は、がんセンタースタッフに行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	処置の実施入力、がんセンタースタッフで対応しますが、手術の実施入力、診療材料の入力等は事業者において対応してください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
329	41	4	(3)	ア	(ウ)		物流管理運営業務におけるシステムについて	手術における実施情報、使用材料情報等を受信し・・・ありますが、患者別消費管理までは求めないということでしょうか。また、供給についても患者別供給までは求めないということでしょうか。	ご質問のとおりです。
330	41	4	(3)	ア	(ケ)		突合リスト、不一致リスト	突合の演算は県側の整備する情報システムで行うことを想定していますか、事業者側の整備する物流管理業務の業務部門システムで行うことを想定していますか。	事業者側の整備する物流管理業務の業務部門システムで行ってください。
331	41	4	(3)	ア	(コ)		共通事項	物品マスタ情報を医事システムに送信する際に、医事コードが入っていない状態で送信し、受信した医事会計システム上で医事コードを付加するような運用で、要求水準を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	業務要求水準書(案)P41の4-(3)-ア- (コ)を削除します。
332	41	4	(3)	ア	(ク)		物品マスタ情報の送信について	物品マスタ情報の医事システムへの送信は、オンラインでなく記録媒体を介しての提供でも良いとの理解で宜しいでしょうか？	オンライン送信及び記録媒体による提供の両方の運用としてください。No331をご覧ください。
333	41	4	(3)	イ			薬剤管理について	確認ですが、オーダーに基づいた注射薬以外の輸液等のピッキングは事業対象外ということでしょうか。	倉庫から薬剤科内への棚への倉出し業務は事業者側の業務範囲であり、棚から患者ごとに取り揃えるピッキング業務は事業者側の業務の対象外と考えております。
334	41	4	(3)	イ	(7)		薬剤在庫	薬剤の所有権は卸から直接病院に移転すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
335	41	4	(3)	イ	(7)		薬剤在庫	常時3日分の在庫を確保する「日常的に使用される薬剤」の具体的品名については、業務開始後、県側から指示があるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
336	41	4	(3)	イ	(7)		薬剤在庫	「日常的に使用される薬剤」と通常在庫しない薬剤との中間に属する「使用頻度の少ない薬剤」の在庫の考え方については、県側から指示があるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
337	41	4	(3)	イ	(7)		薬剤管理 災害時在庫	災害時に備えて常時3日分の在庫をとありますが、日々使用する物品の予備在庫分とは別に3日分の意味でしょうか？また災害備蓄在庫の意図とは別でしょうか。ご教示ください。	別という意味ではなく、災害時であっても3日分の通常診療が可能な在庫を保有してくださいという趣旨です。なお、災害備蓄倉庫では、通常の診療とは別に、災害救護活動に必要な医薬品等を保管する予定です。
338	41	4	(3)	イ	(ウ)		搬送機の使用状況	搬送機の台数や搬送能力については設計業務に、搬送機の保守管理については施設設備保守管理業務に属すると考えます。物流管理運営業務に属する搬送機の使用状況の把握内容、円滑な供給体制の整備に要する業務の具体的内容についてご教示願います。	業務要求水準書(案)P41の4-(3)-イ- (イ)で使用する小荷物専用昇降機だけでなく、他の搬送機の使用状況を把握し、効率的に搬送業務を行うことを意味しています。
339	41	4	(3)	イ	(エ)		業務対象薬剤	向精神薬、毒薬については、業務対象でしょうか。業務対象の場合、搬送における送り手側、受け手側での薬剤師との業務区分、運用についてご教示ください。	麻薬及び向精神薬は薬剤師が管理搬送し、毒薬は管理は薬剤師が行いますが搬送は事業者が実施することに業務要求水準書を修正します。
340	41	4	(3)	イ	(エ)		薬剤管理	向精神薬(Ⅲ)、一部厚生省指導薬剤(筋弛緩剤など)の取扱いについての記載がございませんが、麻薬と同等の管理が要求されます。病院事業庁の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	No339をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
341	42	4	(3)	ウ	(7)		診療材料在庫	診療材料の所有権は卸から直接病院に移転すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
342	42	4	(3)	ウ	(7)		診療材料在庫	常時3日分の在庫を確保する「日常的に使用される診療材料」の具体的品名については、業務開始後、県側から指示があるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
343	42	4	(3)	ウ	(7)		診療材料在庫	「日常的に使用される診療材料」と通常在庫しない診療材料との間に属する「使用頻度の少ない診療材料」の在庫の考え方については、県側から指示があるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
344	42	4	(3)	ウ	(7)		診療材料管理 災害時在庫	災害時に備えて常時3日分の在庫をとありますが、日々使用する物品の予備在庫分とは別に3日分との意味でしょうか？また災害備蓄在庫の意図とは別でしょうか。ご教示ください。	No337をご覧ください。
345	42	4	(3)	エ			ME機器管理	ME機器等名称(※1)となっておりますが、それを受けた(※1)の記述がありません。	業務要求水準書(案)P42の4-(3)-エの表題に書かれている(※1)は中下段の表の(※1)に該当いたします。
346	42	4	(3)	エ			ME機器管理	ME機器管理業務の対象となるME機器、その他の機器の台数、仕様等ほどの段階でお示しただけののでしょうか。	現状のME機器を【別紙5】に示しますので、新病院の患者数等の数値から事業者で推計してください。
347	42	4	(3)	エ			ME機器等名称について	ME機器等管理業務で対象となるME機器等名称が記載されていますが、洗浄機や滅菌装置、エアーマット等、物流管理運営業務中の他の業務で管理した方が効率的な名称も見受けられますが、どの業務で管理を行うかは、事業者の提案によるの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
348	42	4	(3)	エ	(7)		ME機器等(※1)管理	「ME機器の購買、貸出し、返却状況を把握し、円滑な供給体制を整備すること」とありますが、このME機器とは同ページの表「ME機器等名称(※1)」中の「■ME機器」のみと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、移動できない機器は対象外とします。また、業務要求水準書(案)P42の4-(3)-エ(ア)「ME機器」を「ME機器等」に修正します。
349	42	4	(3)	エ	(7)		中央管理するME機器等について	ME機器等管理業務において事業者が物理的に中央管理することが求められているME機器等の名称とその台数をご教示下さい。	No346をご覧ください。
350	42	4	(3)	エ	(4)		ME機器等(※1)管理	「対象のME機器等について、…(略)…メーカーへの連絡等の一次対応を一元的に行うこと」とありますが、対象の「ME機器等」とは同ページの表:「ME機器等名称(※1)」のみと考えてよろしいでしょうか。	No348をご覧ください。
351	42	4	(3)	エ	(4)		ME機器管理	対象のME機器等に関する故障・不具合時のメーカーへの連絡等一次対応を行なうことが要求水準となっていることから、メーカー等による修理・部品交換費用は本契約対象外と解釈します。しかしながら、「ME機器等名称」には「II新病院建設関係 医療機器・備品等調達業務」にて示されている高圧蒸気滅菌装置、EOガス滅菌装置、低温プラズマ滅菌装置も記載されており、これら機器は「13 医療機器保守点検業務」にて部品交換を全て含んだフルメンテナンス契約となっています。ME機器等管理業務の対象機器、及び、病院事業庁と事業者との業務区分について詳細をご教示願います。	「II新病院建設関係 医療機器・備品等調達業務」にて示されている機器については、事業者側にて部品交換も含めた保守管理を実施していただくことを考えております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
352	42	4	(3)	エ	(イ)		ME機器管理 代替機器の準備搬送とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	病棟等で使用している機器が故障した際に、代わりの機器を手配し、搬送する業務です。	
353	42	4	(3)	エ	(ウ)		臨床工学技士 ME機器等管理業務においては、ME機器を適正に管理するマネジメント能力が必要であり、必ずしも臨床工学技士の資格は必要ないものと考えます。臨床工学技士の配置を「望ましい」に変更していただけますでしょうか。	変更する予定はありません。	
354	42	4	(3)	エ	(エ)		ME機器等名称(※1) 表「ME機器等名称(※1)」中の「■その他」に、高圧蒸気滅菌装置、EOガス滅菌装置、低温プラズマ滅菌装置があります。これらの機器はP.141別紙1 調達する医療機器リスト中の同機器ではなく、P47 業務区分表にある県が購買管理または移設を行う対象機器と考えてよいでしょうか。	業務要求水準書(案)P141の「別紙1 調達する医療機器リスト」中の機器のことでです。	
355	42	4	(3)	オ	(7)		リネン・ユニフォーム管理 ベッドメイクにおいて、事業者側業務主体となる分の業務量をご教示願います(定期交換・汚染時の臨時交換・退院交換・感染症患者及び死亡患者退院時等の発生頻度)。	業務要求水準書(案)P43の4-(3)ーオ(オ)に記載のとおり、週1回を目安としていません(感染症患者の交換頻度も同様です)。退院患者数は年報及び総合整備についてを参照し推計してください。	
356	42	4	(3)	オ	(7)		リネン・ユニフォーム管理 室内の空気清浄度が高い一部の病室とは具体的にはどの病室なのかご教示願います。	主に無菌病棟のクラス100の病室を想定しております。	
357	42	4	(3)	オ	(7)		リネン・ユニフォーム管理 「室内の空気清浄度が高い一部の病室及び夜間等の対応は本業務の対象外とする」とは、本リネン・ユニフォーム管理業務について要求水準書等で示されている全てを業務対象外とするという解釈でよろしいですか。	ベッドメイクに関する業務についてのみ対象外とすることを想定しております。	
358	42	4	(3)	オ	(7)		夜間等の定義について ベッドメイク業務について、事業者の業務対象外となる「夜間等」とは、リネン・ユニフォーム管理業務の業務日以外の土・日・祝、及び業務時間外を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書の記載を物流管理運営業務の中の各業務ごとに規定するよう修正します。その中で、リネン・ユニフォーム管理業務についてはメディカルアシスタントとの連携による対応を想定し、メディカルアシスタントの業務時間内は対応するよう規定します。No321をご覧ください。	
359	42	4	(3)	オ	(イ)		感染症患者さんに係るリネン類について 感染症患者さんのリネン類は、県側で一次処理を行ったものを事業者が回収するとの理解で宜しいでしょうか。	法令に従い、一次処理から業者側で対応していただくことを想定しております。	
360	42	4	(3)	オ	(イ)		感染症患者さんに係るリネン類について 別扱いとする感染症患者さんの感染症について具体的にご教示下さい。	No209をご覧ください。	
361	43	4	(3)	オ	(イ)		感染症患者に係るリネン類 「法令に従い適正に処理すること」とありますが、法令で定められた一次処理は病院業務として実施された後、事業者側に引き渡されると理解してよろしいでしょうか。	No359をご覧ください。	
362	43	4	(3)	オ	(イ)		リネン・ユニフォーム管理 院内で行うべき感染性リネンの一次処理について、県・事業者の業務範囲の想定を具体的にお示しください。	No359をご覧ください。	
363	43	4	(3)	オ	(イ)		リネン・ユニフォーム管理 感染処理は病院側で一次処理をした後、事業者側へ引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	No359をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
364	43	4	(3)	オ	(イ)		感染症患者に関わるリネン類の取扱いについて	「法令に従い適正に処理すること」とありますが、現在の処理方法(特に1類～4類)をお示し頂くことは可能でしょうか。	ビニール袋に密封して、委託事業者に搬送処理を依頼しています。なお、現在のところ、1類～4類感染症の実績はほぼありません。
365	43	4	(3)	オ	(イ)		感染症患者に関わるリネン類の取扱いについて	感染症リネン類について一次消毒行為は、県側職員と事業者側職員のどちらが行うのでしょうか？仮に事業者側が行う場合、院内に一次洗浄用の洗濯設備を設ける事が可能でしょうか？	No359をご覧ください。また、洗濯設備設置については業務の効率化の観点からご提案ください。
366	43	4	(3)	オ	(ウ)		リネン・ユニフォーム管理	リネン類は院外洗濯を要求しておりますが、タオル、おしぼり、医療用小物全てが対象と考えてよろしいでしょうか？また、小規模であっても院内洗濯施設を提案した場合、要求水準未達となりますでしょうか？	前段については、ご質問のとおりです。後段については、未達とはいたしません。
367	43	4	(3)	オ	(ウ)		リネン・ユニフォーム管理	リネン類の洗濯は院外で行うことと規定されていますが、院内に洗濯設備の配備は不要との理解で宜しいですか。	No365をご覧ください。
368	43	4	(3)	オ	(エ)		主な供給対象商品	「具体的な品目」に記載された商品のそれぞれの所有区分を御教示ください。	原則として、全ての品目を事業者の所有と想定しております。
369	43	4	(3)	オ	(エ)		リネン・ユニフォーム管理の洗濯対象	主な供給対象品として「患者の寝具類」「職員の寝具類」「職員の被服類」「診療に関するもの」「その他」と例示してありますが、P47,48の業務区分表には、「患者の検査着」と「職員の被服」にしか洗濯の記載がございません。「患者の寝具」「職員の寝具」に関しても洗濯実施は事業者の業務範囲内と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。業務要求水準書(案)を修正します。
370	43	4	(3)	オ	(エ)		リネン・ユニフォーム管理	その他の、「マット」とは具体的にどのようなものを指すかご教示願います。	脱衣室等で使用する足拭きマットを想定しております。
371	43	4	(3)	オ	(エ)		マットレス及び布団の消毒等業務について	事業者にはマットレス及び布団の消毒等を定期的に行うことが求められていますが、その業務頻度や消毒方法について病院側の想定がありましたらご教示下さい。	頻度、方法についても提案に委ねます。
372	43	4	(3)	オ	(オ)		リネン・ユニフォーム管理	定期シーツ交換は、病棟毎に実施日を決めて原則毎週1回実施するとの理解で宜しいですか。	現病院では、ご質問の方法で実施していますが、提案に委ねます。
373	43	4	(3)	オ	(カ)		リネン・ユニフォーム管理	患者寝具の想定している交換頻度をお示ください。	現病院では、掛布団・枕等は年1回の交換に加え、患者の退院の都度交換しています。また、リネン類は毎週1回、処置室の枕カバーは毎日、横シーツは随時交換することとしていますので、これを参考に提案してください。
374	43	4	(3)	オ	(カ)		リネン・ユニフォーム管理	現状の消毒方法及び頻度をご教示願います。	消毒方法については指定しておりません。また、頻度についてはNo373をご覧ください。
375	43	4	(3)	オ	(カ)		マットレスの消毒等について	マットレスの定期的な消毒等は、マットレスの種類によっては、熱水洗濯による洗濯処理も消毒行為と考えて宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
376	43	4	(3)	オ	(ウ)		リネン・ユニフォーム管理 職員被服の回収から配布を常に中2日で行うよう要求しておりますが、日曜・休祝祭日は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？たとえば、2回/週(月木)の回収・配布とした場合、木曜日から次週の月曜日までは中3日となります。	日曜・休祝祭日も含めて中2日とします。なお、「週5回以上の回収」と要件を追加します。	
377	43	4	(3)	オ	(ウ)		リネン・ユニフォーム管理 職員とあるのは、がんセンタースタッフと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
378	43	4	(3)	オ	(ウ)		リネン・ユニフォーム管理 回収から納品まで、中2日で終える運用をすることあります。ゴールデンウィークや正月も関係なく、中2日の運用が必要でしょうか。	長期休暇の運用については、別途協議することとします。	
379	43	4	(3)	カ			滅菌消毒管理 本業務を行う上で必要なカート、コンテナ、カスト、棚類、作業台等の備品調達・管理はどこまでを契約範囲として検討すればよろしいですか。	事業者の業務に必要な物品はすべて事業者において調達してください。	
380	43	4	(3)	カ			滅菌消毒管理について 確認ですが、再生滅菌物については特別なITシステムを求めないということでしょうか。	ご質問のとおりです。	
381	43	4	(3)	カ	(ア)		滅菌消毒管理 現状運用されている院外滅菌について、対象物はどのようなものでしょうか。また、滅菌に搬出してから再搬入するまでに要する期間はどの程度でしょうか。	現病院では、手術室で使用する全ての器材及び病棟等の臨時依頼器材は院内滅菌、それ以外は院外滅菌としております。また、院外滅菌物は、土日祝日等を除き毎日回収し、翌日に納品することを原則としております。	
382	43	4	(3)	カ	(ア)		滅菌消毒管理 手術室の滅菌物及び緊急の場合は院内滅菌、それ以外の滅菌物については、院外滅菌を原則とすること、とされていますが、原則とする理由をご教示ください。	どちらも可能となるよう業務要求水準書(案)を修正いたします。	
383	43	4	(3)	カ	(ア)		滅菌消毒管理 院外滅菌を原則とした場合、対応できる企業が限定されると思料します。院外滅菌を原則とする理由をご教示ください	No382をご覧ください。	
384	43	4	(3)	カ	(ア)		滅菌消毒管理 「手術室の滅菌物及び緊急の場合は院内滅菌、それ以外の滅菌物については、院外滅菌を原則とすること。」とされていますが、すべての滅菌物を院内滅菌とすることは可能でしょうか。	No382をご覧ください。	
385	43	4	(3)	カ	(ア)		滅菌消毒管理 滅菌消毒業務の現状の運用をご教示願います。院内・院外併用型なら、それぞれ具体的に処理している対象品目と処理数量をご教示願います。	前段については、No.381をご覧ください。対象品目については、【別紙3】をご覧ください(数量は統計を取っていないのでお示しできません)。なお、院内滅菌と院外滅菌の比率はおおよそ8:2となっています。	
386	43	4	(3)	カ	(ア)		院外滅菌 手術室の滅菌物、緊急以外は院外滅菌を原則とありますが、現在もこの院外滅菌を実施されているのでしょうか？実施しているのであれば、どのくらいの品目・量ならびに金額をご教示ください。	現在、院外滅菌を実施しております。また、対象品目、数量についてはNo385をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
387	43	4	(3)	カ	(4)		滅菌消毒業務の責任者の配置時間について	物流管理運営業務の実施要件の共通事項に記載されている8時30分から18時00分までを、滅菌消毒業務の業務時間として、責任者を業務時間中常駐させた場合は、責任者の労働時間が週42.5時間となり法定労働時間の40時間を越えてしまいます。40時間を越える時間においては、責任者を代行する者を常駐させることで実施要件を満たすと考えて宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
388	43	4	(3)	カ	(ウ)		滅菌消毒管理	手術が夜間に及んだ場合、または夜間に緊急手術が行われた場合の使用済み器械類の一時処理は病院職員で行っていただけたと考えてよろしいでしょうか。	一次処理とは器具を消毒薬につけた後に洗浄機のスイッチを入れること、目に見える汚れを拭くこと、ごみを片付けることであり、ご質問のとおり夜間はがんセンター職員で実施いたします。No71～77をご覧ください。
389	43	4	(3)	カ	(ウ)		滅菌消毒管理	滅菌物の一次洗浄は各セクションで行わずとありますが、内視鏡・検体検査等セクションでの一次洗浄が望まれるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。	内視鏡や検査部門で使用する器具類は消毒から滅菌まで各セクションで行うことを想定しております。
390	43	4	(3)	カ	(ウ)		滅菌消毒管理について	一次洗浄について、がんセンター内で一括して行うとありますが、それであれば院内に機器を配置して中央化した方が機器の買い足しなどが不必要となり、効率的かと思われるのですが。	ご意見として承ります。
391	43	4	(3)	カ	(ウ)		滅菌物の一次洗浄について	滅菌物の一次洗浄については、がんセンター内で一括して行うことが実施要件となっておりますが、院外滅菌物については、一次洗浄を院外で行っても要件は満たすとの理解で宜しいでしょうか？	すべての滅菌物の一次洗浄は院内で行うことを想定しておりますが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」その他関係法令が遵守されるのであれば、ご意見のような対応も可能といたします。
392	43	4	(3)	カ	(ウ)		滅菌機器の運搬用専用コンテナについて	滅菌機器の運搬用専用コンテナの初期購入費及び更新費は県側負担との理解で宜しいでしょうか？	事業者において調達・更新してください。
393	43	4	(3)	カ	(エ)		滅菌消毒管理	CDCガイドラインによると鋼製小物の一次洗浄/消毒はウォシャー・デイスインフェクタの使用を推奨していますが、ME機器等名称にも「II新病院建設関係 医療機器・備品等調達業務」にて示された機器一覧にも記載がありません。当該機器については必要に応じて今後検討しますが、このように事業者側判断で要求水準により規定された業務を行う上で必要と考えられる医療機器がある場合、事業者が別途設置するのでしょうか。その場合の当該機器の所有権、保守管理主体、事業終了時の機器の取扱いはどのようになるのでしょうか。	入札公告までに示します。
394	44	4	(3)	ウ	(イ)		ポンペの管理	「診療材料管理には、酸素ポンペの管理を含むこと」と記載されています。他の医療ガス用ポンペの発注、手配は県が手配すると理解してよろしいでしょうか。	他の医療ガスポンペについても、診療材料となりますので、定数管理をお願いします。契約業務は病院事業庁が行いますが、手配は事業者が行ってください。
395	44	4	(3)	カ	(オ)		滅菌消毒管理	インジケーターおよび枯草菌感受性テストのための材料は、県による調達と考えてよろしいでしょうか。	業務遂行上必要な消耗品という理解をしておりますので事業者側の調達が想定しております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
396	44	4	(3)	カ	(オ)		滅菌消毒管理 滅菌バッグは県による調達と考えてよろしいでしょうか。	No395をご覧ください。	
397	44	4	(3)	カ	(カ)		バックアップ体制の確保について バックアップ体制の確保が求められています。代行保証契約締結及び体制を認定要件の一部としている財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマークの認定を受けた協力企業を採用した場合は、当該要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
398	44	4	(3)	キ	(ア)		郵便物等の管理について 事業者が管理する郵便物には、速達郵便や書留郵便、冷凍・冷蔵の宅配便等の特殊な郵便物も含まれるのでしょうか？	ご質問のとおりです。	
399	44	4	(3)	キ	(ア)		郵便物等の管理について 事業者が管理する郵便物に、速達郵便や書留郵便、冷凍・冷蔵の宅配便等の特殊な郵便物も含まれる場合、事業者で行う管理業務をどのように想定されているのか、具体的にご教示下さい。	基本的には郵便物全般の管理をお願いすることを想定しております。管理方法は提案に委ねたいと考えております。	
400	45	4	(4)				被服(個人用)のフロー 1人5着分の記載がありますが、ワンピースタイプ5枚の意味ですか。上下5セットの意味ですか。現状の被服の貸与枚数・内容と対象人数をご教示願います。	ワンピースか上下別かなどのパターンの選択を可能としています。また、現状は【別紙6】に示します。	
401	45	4	(4)				被服(個人用)のフロー 洗濯済の被服の配布において、個人受渡しはしないが病棟・診療科等の単位ごとに分けることとの記載があります。共通の更衣室内で、病棟・診療科等で仕分けし、まとめて納品する想定で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、個人が特定されるかたちでの納品を想定しております。	
402	46	4	(5)				物流管理運営業務の業務区分表 薬剤管理、診療材料管理において発注は県となっています。一方それぞれの実施要件では常時3日分の在庫を確保しておくこととなっています。これは3日分の在庫を考慮した事業者の発注入力をもそのまま承認・発注していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。	
403	46	4	(5)				発注入力業務について 事業者が主分担する薬剤管理業務、診療材料管理業務、及び消耗品等管理業務の「発注入力」業務は、病院情報システムに入力する業務との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。事業者が調達するシステムに入力することを想定しています。	
404	46	4	(5)				業務区分表 薬剤、診療材料など各管理業務内に「院内搬送管理」として、「定時搬送」と「臨時請求による搬送」が事業者の業務となっていますが、「神奈川県立がんセンター整備運営事業 資料編(現在のがんセンターの状況)」の「物流調査結果」においては、「定時」「臨時」のほかに「緊急搬送」があります。「緊急請求による搬送」も事業範囲内ということであれば、「臨時」は臨時請求で次回定時搬送、「緊急」は臨時請求で至急搬送など、「臨時」と「緊急」の違いを具体的に教示下さい。	ご質問のとおり、「臨時」は臨時請求で次回定時搬送、「緊急」は臨時請求で至急搬送という意味でご理解ください。	
405	46	4	(5)				業務区分表 薬剤倉庫管理 注射薬剤の荷揃え(ピッキング)について、アンブルピッカー等の自動払い出し機械の利用をお考えでしょうか。	想定しておりません。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
406	46	4	(5)				業務区分表 薬剤倉庫管理	薬剤のピッキングについては、病院薬剤師の業務と考えてよろしいでしょうか。	No333をご覧ください。
407	46	4	(5)				業務区分表 薬剤倉庫管理	「卸への返品」と「返却処理」との違いをご教示ください。	卸への返品は病院と卸との関係を指し、返却処理は病院内における各部署別在庫と中央在庫の関係を指します。
408	46	4	(5)				薬剤の棚卸頻度について	現状実施されている棚卸の頻度をご教示願います。	薬剤倉庫については毎月、病院全体では年1回実施しております。
409	46	4	(5)				薬剤管理の業務区分について	倉入れ・倉出し管理、棚卸業務、卸への返品等、県側の確認が必要と思われる業務に関しても、業務区分表の業務担当主体の県の欄に凡例の記載がありません。医薬品の管理は薬剤師の管理下に行われるべきであり、業務区分表の表現を再度ご検討頂けないでしょうか。	薬品の管理が薬剤師の管理下にあることは自明のため記載しておりません。
410	46	4	(5)				診療材料管理の業務区分	検収や卸への返品、棚卸業務等県側の確認が必要と思われる業務に関して、業務区分表の業務担当主体の県の欄に凡例の記載がありません。業務区分表の表現を再度ご検討頂けないでしょうか。	診療材料の管理は確認も含めて事業者側の業務と考えておりますが、日報月報等により確認することを想定しております。
411	47	4	(5)				診療材料の返却処理(確認)の業務区分	返却処理(確認)が事業者の主体業務となっておりますが県側が主体の誤りではないでしょうか。	返却された診療材料の確認(品質、期限の確認)も事業者業務とします。
412	47	4	(5)				診療材料の棚卸頻度	現状実施されている棚卸の頻度をご教示願います。	棚卸しのデータ作成は毎月行っています。実地たな卸しは年2回実施しております。
413	47	4	(5)				業務区分表 ME機器管理	ME機器のうち、中央管理で搬送の対象となる機器の種類、台数をご教示ください。	No346をご覧ください。
414	47	4	(5)				診療材料の各部署からの請求受付業務について	事業者が受け付ける、各部署からの診療材料や消耗品等の請求情報は、病院が別途整備する病院情報システムに各部署で、がんセンタースタッフによりオーダー入力されるとの理解で宜しいでしょうか。	メディカルアシスタントが配置されている部門においては、事業者が整備する物流管理システムに、事業者が入力することを想定しています。
415	47	4	(5)				ME機器の定時搬送業務について	ME機器管理業務における定時搬送業務とは、どのような機器をどれぐらいの頻度で搬送する業務を想定されているのか具体的に教示下さい。(中央保管ではなく、部署別保管方式を想定されているのでしょうか?)	No346をご覧ください。
416	47	4	(5)				業務区分表 ME機器管理	ME機器のうち、台帳管理の対象となる機器の種類、台数をご教示ください。	全てのME機器等について対応を想定しております。No346をご覧ください。
417	47	4	(5)				リネンの補修・更新、修理に係る費用負担区分	ここで指すリネンは、病院所有リネンのことですか。そうであればその補修・更新、修理費は発生の都度別途ご請求させて頂くと理解でよろしいでしょうか。	リネンはすべてリース品(事業者所有)とすることを想定しており、各費用は事業者負担としてください。
418	47	4	(5)				業務区分表 「マットレスの交換・消毒」	ベッド本体の消毒は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No208のとおり、業務要求水準書に追加いたします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
419	47	4	(5)				業務区分表 シーツ・マット レス等管理	ベッドメイクと考えられますが、想定している室数・ベッド数・交換頻度をお示しください。	病室、処置室、外来治療室、当直室、仮眠室等、ベッドメイクを必要とする全てのベッドが対象になります。なお、交換の目安は、病室は1週間目安、処置室・外来治療室、仮眠室は土日を除き適宜実施を想定しております。当直室は毎日を想定しております。
420	48	4	(5)				移動不可能患者のベッドメイク	業務担当主体は、県側が△、事業者側が○となっておりますが、移動不可能患者は県側が○ではないでしょうか。県側の△について、従分担の具体的な業務内容についてご教示願います。	ベッドメイクの際、移動不可能患者の介助や移動はがんセンタースタッフが行うため△としております。
421	48	4	(5)				宿直室等寝具交換	宿直室等の「等」はどの部屋のことでしょうか。また想定される宿直室等の交換頻度をご教示願います。	当直室と仮眠室に修正します。頻度はNo419をご覧ください。
422	48	4	(5)				シーツ・マットレス等管理について	現在想定されている宿直室等寝具交換の頻度をお教えてください。また、宿直室等のベッド数も併せてお教えてください。	頻度はNo419をご覧ください。ベッド数は諸室シートをご覧ください。
423	48	4	(5)				病棟部門におけるベッド消毒について	病棟部門におけるベッド消毒についてリネン・ユニフォーム管理業務の範囲外という認識でよろしいでしょうか。(医療周辺作業業務にも明確には記載されておりませんでした)	業務要求水準書に「病棟業務」として追加いたします。No208をご覧ください。
424	48	4	(5)				患者検査着管理について	患者検査着管理における「配布」についての想定される業務内容を具体的にお教えてください。	検査着を、各検査部門の所定の場所(リネン庫等)に供給してください。定数管理を想定しております。
425	48	4	(5)				職員の被服管理、採寸	採寸とは、病院職員採用時等新たに白衣を手配する際に、看護部より入職者の白衣のサイズを教えてください。また、採寸の業務との理解でよろしいでしょうか。	事業者において、サンプルを試着する機会を設けるなどして、職員からサイズ等を確認してください。なお、特注サイズとなる場合は採寸してください。
426	48	4	(5)				カーテン管理	カーテン交換の定期交換の頻度を教えてください。	現状は6か月に1回実施していますが、提案に委ねます。
427	48	4	(5)				業務区分表	滅菌業務の器具等のセット組みにおいて、手術予定の術式に対する基本セット以外に準備が必要な滅菌物については、オーダリングシステムにて把握可能であると考えてよろしいでしょうか。	把握可能なシステムとすることを想定しております。
428	48	4	(5)				滅菌・消毒管理	現状の使用期限管理の方法、対象範囲についてご教示願います。	現状、委託先に委ねております。
429	48	4	(5)				滅菌装置の日常管理・保守点検業務について	事業者が主担する滅菌業務における滅菌装置の日常管理・保守点検業務と、ME機器等管理における保守管理業務との関係についてご教示下さい。(P42のME機器等の名称には滅菌装置が含まれています。)	医療機器保守点検業務の対象となる事業者が調達する滅菌装置については、フルメンテナンスとなります。
430	49	4	(5)				業務区分表	郵便物等管理の「外部からの郵便物の受付」が事業者業務となっておりますが、着払い等の費用が発生した場合の対応の記載をお願いいたします。	着払いの郵便物は受け付けない運用を想定していますが、やむを得ず届いた場合には、事業者において支払いをせずに総務課に連絡することとしてください。時間外、休日等の場合には、日を改めて総務課で対応することを配達者に伝えていただく対応を想定しています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
431	49	4	(5)				院内の郵便物等の配送、集荷業務について	事業者が主分担する院内の郵便物等の配送、及び集荷業務について、頻度の想定をご教示下さい。	平日の1日2回を想定しています。
432	49	4	(5)				郵便物等の受け渡し業務について	事業者が主分担する郵便物等の受け渡し業務について、具体的にどのような業務内容を想定されているのか、ご教示下さい。	郵便物等を一括で受け取り、各部門に配布する業務を想定しております。
433	50	4	(6)				保管棚の費用負担について	医薬品や診療材料、滅菌物、消耗品、リネン等の保管棚は備品等費として事業者側負担となっておりますが、費用見積りにあたって、各使用部署における各物品の定数及び定数外品目や量の想定が必要です。入札公告時に公表頂けますでしょうか？	一例として代表的な病棟事例を【別紙7】にてお示ししますのでそれを参考に事業者で推計してください。
434	50	4	(6)				費用区分表	「調達関連業務の対象品」を具体的にお示し頂けないでしょうか。	「II 新病院建設関係 医療機器・備品等調達業務」にて示している機器・備品を指します。
435	50	4	(6)				費用区分表	滅菌バッグやインジケーター等は、県の負担との理解でよろしいでしょうか。	No395、396を参照してください。
436	50	4	(6)				費用負担区分	ME機器管理業務に係る医療機器の日常修繕費について、日常修繕の必要な対象品をご教示願います。	業務要求水準書(案)P42の4-3) -エの「ME機器等名称」にてご確認ください。
437	50	4	(6)				業務区分表について	院内に設置すると思われる手術器械を中心とした滅菌機器・洗浄機器その他機器備品の費用区分についてお教えください。また、それに伴う洗剤その他消耗品の区分についてもお教えください。	前段については、入札公告までに示します。後段については、業務遂行上必要な消耗品という理解をしておりますので事業者側の調達を想定しております。
438	50	4	(6)				リネン・ユニフォーム管理業務に係る供給物品の購入費	対象品目、数量をご開示頂けないでしょうか。	白衣以外は資料編をご覧ください。白衣についてはNo400をご覧ください。
439	50	4	(6)				物流管理運営業務の費用区分表	事業者が業務上必要とするSPD用のコンピュータシステムから物品マスタ情報を医事システムに返送する等要求水準を満たすために、県が整備するLANに接続するための情報コンセント等の整備費用はどちらの負担となりますか。また、LANを利用する際の県へ支払う使用料などは発生しますか。あわせてご教示ください。(検体検査業務、患者給食提供業務も同様)	事業者が業務上必要とする情報コンセントの整備は事業者負担とします。また、LAN使用による使用料は発生しません。
440	50	4	(6)				物流管理運営業務の費用区分表	病院情報システムへの接続のために、事業者が整備するシステムの開発による費用は事業者負担とあります。接続先となる病院情報システムの仕様、接続のための要件は後日公表されるものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「実施方針」No20をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
441	50	4	(6)				費用負担区分 業務上必要となる消耗品費(事務用品等)が事業者側負担として規定されています。「事務用品等」の対象となる範囲を具体的にご教示願います。例えば薬剤・診療材料管理において定数管理に使用するカード類、またリネン・ユニフォーム管理において必要となるリネン袋類、滅菌消毒業務で必要となる滅菌バッグやインジゲーター、洗浄剤等の費用はどちらの負担になるのでしょうか。	いずれも業務上必要となる消耗品として事業者側の負担を想定しております。	
442	50	4	(6)				官公庁手数料 物流管理運営業務において必要となる官公庁手数料について具体的な対象をご教示願います。	現在のところ想定されませんが、今後必要となることがあったときのために掲載しております。	
443	51	5	(2)	ア			業務概要 検体検査業務「業務概要」にて、「外来採血室の受付業務」とあります。先例の病院PFI案件におきましても医療周辺業務事業者との連携による効率化を図る場合が御座います。ランチ・ラが職員実施の必要性と業務内容(患者様誘導等)をご教示願います。	業務内容については患者の誘導が主となります。また業務効率化の観点から各業務が連携して実施することも問題ございません。	
444	51	5	(3)	イ			実施要件 表2に示す検査項目は、至急検査対象はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
445	51	5	(3)	カキ			実施要件 10年以上の経験を有するとは、10年以上の経験と同等の業務遂行が可能な者との理解でよろしいでしょうか。	文言のとおり、「10年以上の経験を有する者」といたします。	
446	51	5	(3)	キ			検体検査業務 精度管理責任者は、常駐することが必要でしょうか。また、精度管理責任者は検査実務を担当することは可能でしょうか。	精度管理者の常駐は必要としません。検査業務との兼務は不可といたします。	
447	52	5	(3)	コ			実施要件 検体検査業務の人員体制について、平日は17時15分までに依頼された検査が終了するまで対応する必要があるとされ、同項に記載されている表には平日夜間は「事業者居残り」とされており、この「事業者居残り」とは、前述の17時15分までに依頼された検査が終了するまで対応するという意味であって、夜間を通して人員を配置するという意味では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
448	52	5	(3)	コ			実施要件 検査技師の宿日直人数表の「土曜・祝日」及び「日曜日」の「午後、夜間」の対応不要とは、「オーダーは発生するが県職員が代行実施される」との理解でよろしいでしょうか。	土日祝の午後も12時30分までに依頼された検査が終了するまで居残っていただくことを想定していますので、業務要求水準書を修正いたします。	
449	52	5	(3)	コ			検体検査業務 表中の、事業者居残りの「夜間」とは、何時から何時まででしょうか。	事業者居残りとは平日17時15分まで、土日祝は12時30分までに依頼された検査が終了するまでとなります。No448をご覧ください。	
450	52	5	(3)	コ			検体検査業務の実施要件 平日における夜間とは、宿直という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No449をご覧ください。	
451	52	5	(3)	コ			時間外の検体検査業務について 事業者側の検体検査業務担当者が不在の業務時間外については、がんセンタースタッフが、県所有の検査機器を用いて検体検査を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
452	52	5	(3)	ス			実施要件 「機器やシステム等のトラブルにより～中略～1時間以内に報告できる体制を整えておくこと」とありますが、具体的な緊急検査項目をご開示ください。	「至急検査」の指示があった場合に1時間以内に対応すべき検査項目は、表1の「尿一般定性検査」、「血液一般検査」、「生化学検査」、「血清反応」、「腫瘍マーカー測定」の区分に掲げられているものです。なお、業務要求水準書は修正いたします。	
453	52	5	(3)	ス			実施要件 「機器やシステム等のトラブルにより～中略～1時間以内に報告できる体制を整えておくこと」とありますが、1日あたり何人程度の対象患者を想定されているかご教示下さい。	化学療法を行う患者を想定しております(入院患者の約半数及び外来化学療法患者)。	
454	52	5	(3)	セ			実施要件 定時検査は、検体到着後4時間以内に報告できる体制とありますが、病棟・外来を含めた定時検査数を開示ください。	定時検査は入院患者のみが対象ですが、曜日によって変動がありますので、人数については開示はできません。	
455	52	5	(3)	ソ			至急検査 医師からのオーダーで「至急検査」の指示があった場合～後略～とありますが、至急検査とは具体的に何かを、提示ください。	「至急検査」の指示があった場合に1時間以内に対応すべき検査項目は、表1の「尿一般定性検査」、「血液一般検査」、「生化学検査」、「血清反応」及び「腫瘍マーカー測定」の区分に掲げられているものです。その他の表1の検査項目については、定時検査については検体到着後4時間以内、定時検査以外は依頼した当日に報告するようにしてください。No452をご覧ください。	
456	52	5	(3)	ソ			至急検査 医師からのオーダーで「至急検査」の指示があった場合～後略～とありますが、この至急検査と(3)実施要件スの緊急検査項目との違いについてご教示ください。	「緊急検査」項目は「至急検査」と同義ですので、業務要求水準書を修正します。	
457	52	5	(3)	ス			検体検査業務 「機器やシステム等のトラブルにより検査実施が不可能な場合であっても、緊急検査項目について1時間以内に報告できる体制を整えておくこと。」とありますが、想定する緊急項目と1時間以内に報告する対応件数をご教示願います。	検査項目は、No452をご覧ください。また、対応件数については、No453をご覧ください。	
458	52	5	(3)	ソ			検体検査業務 検査を依頼してから1時間以内に報告することとありますが、依頼から検体の検査室到着までの過程を考慮し、検体検査業務に係る規定としては、検査室到着後1時間以内の報告に変更することは可能でしょうか。	業務要求水準書を「検体到着後」に修正いたします。	
459	53	5	(3)	ヌ			実施要件 病院情報システムと事業者が持ち込む業務部門システムのデータ連携を行うため、データ連携仕様をご開示願います。	「実施方針」No20をご覧ください。	
460	53	5	(3)	ヌ			実施要件 病院情報システムと接続する業務部門システムを構築することとありますが、病院事業庁が整備する病院情報システムの仕様あるいは接続に関する仕様は、いつごろ公開いただけますでしょうか。	「実施方針」No20をご覧ください。	
461	53	5	(3)	ヌ			実施要件 業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを事業者が構築する部門システムに移行することは可能でしょうか。	事業者の費用負担において可能とします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
462	53	5	(3)	ヌ		実施要件	業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを事業者が構築する部門システムに移行することは可能でしょうか。	事業者の費用負担において可能とします。	
463	53	5	(3)	ト		検体検査業務	外来検査受付に配置する要員は検査技師の資格が必要でしょうか。	特に必要としておりません。	
464	63	5	(5)			業務区分表	検体容器等作成・交付とは、定時検体検査の検体容器にスピットラベルを貼付し運搬する作業と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
465	63	5	(5)			業務区分表	検体容器作成に関し、翌日の定時検査オーダーが確定する時間をご教示ください。	現病院では15時30分です。	
466	63	5	(5)			業務区分表	試薬・消耗品管理が事業者のみとなっていますが、がんセンターが実施する検査に用いる試薬・消耗品の管理についても事業者が行うのでしょうか。	がんセンターが実施する検査については、がんセンターにおいて管理いたします。	
467	63	5	(5)			検体容器等作成・交付業務について	検体容器等の作成業務とは、検体容器への検査ラベルの貼付や患者ごとの検体容器のセット化の作業を想定されているとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
468	63	5	(5)			検体容器等作成・交付業務について	当該業務で作成する検体容器には、病棟等で発生する臨時・緊急の検体検査容器は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	No177、181、226をご覧ください。なお、容器の費用は定時・臨時にかかわらず事業者負担といたします。	
469	64	5	(6)			費用区分表	事業者の業務遂行上必要なコンピュータシステムの整備費に、病院情報システムへの接続のために事業者が整備するシステムの開発に要する費用が含まれるとありますが、病院情報システムへの接続のために必要な仕様等は、いつ開示いただけますか。	「実施方針」No20をご覧ください。	
470	64	5	(6)			費用負担区分	「官公庁手数料」が事業者負担として規定されております。他の運営業務においても同様ですが、検体検査業務における「官公庁手数料」とは具体的にどのような内容か、その頻度、額についてご教示願います。	県側の業務に関しては特にありません。	
471	65	6				患者給食提供業務	調理はすべて院内調理を想定してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
472	65	6				患者給食提供業務	現在、年報で確認する限り調乳はございませんが、今後においても必要でないかと判断し、調乳機器設備も今回の厨房計画から外すという考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
473	65	6				患者給食提供業務	患者給食提供業務に関し、本事業を行なう際にはその人員に関し、事業者側にて新たに雇用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
474	65	6	(3)	ア			朝食の配膳時間について 朝食の配膳時間は7時00分と記載されていますが、実施方針等Q&A P10 A32では現在は7時15分と記載されています。 要求水準書(案)の記載が正との理解で宜しいでしょうか？	配膳、食事時間は以下になりますので、業務要求水準書を修正します。 朝食：(配膳時間)7時(食事時間)7時15分 分食・延食：(配膳時間)10時 昼食：(配膳時間)11時45分 (食事時間)12時 分食・延食：(配膳時間)15時 夕食：(配膳時間)17時45分 (食事時間)18時	
475	65	6	(3)	イ			オーダー締切り後の変更発生件数について	現病院における食事オーダー締切り後の変更発生件数について、ご教示下さい。	1日15～25件程度です。
476	65	6	(3)	ウ			患者給食提供業務	新調理システム導入に当り配膳車について金額の制限はございますでしょうか。	特にありません。
477	65	6	(3)	ウ			患者給食提供業務	「新調理システムの導入」とありますが、オール電化厨房との考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
478	65	6	(3)	ウ			新調理システム	調理はクックチル等の新調理システムの導入を基本とし、米飯や麺類等はクックサーブにより行うことの目的と同システム導入の狙いをご教示願います。	米飯や麺類の一部は、クックチル方式があまり適さないものもあります。よりおいしい食事を提供するため、クックサーブ方式での提供を求めています。
479	65	6	(3)	ア			区分表	朝食配膳時間を変更することはできますか？ ・7:00 → 7:30 ※通勤事情による労務費(深夜勤務手当等)や宿泊施設設置等を含む、契約金額に反映されるため。	今のところ、7時30分に食事を開始(配膳を終了)できればよいと考えておりますが、意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。
480	65	6	(3)	イ			オーダー締め切り時間	医療上の必要から可能な限り対応することであるが、長期運営のなかで際限がなくなるケースが想定され、コスト(労務・食材)アップに影響するため、病院と事業グループとの間で定期の問題提起することは可能か。	可能とします。
481	66	6	(3)	オ			摂食量調査支援について	摂食量調査は毎食、全患者が対象となるのでしょうか。また、調査方法は患者毎に残された食事を計量するのでしょうか又は目視で残量何%でよいのでしょうか。	全患者を対象に目視で摂食量(残量)を確認しています。
482	66	6	(3)	ク			患者給食提供業務	「地元食材の活用」とありますが、品目、頻度をお教え下さい。	特に、品目、頻度まで指定することは想定しておりません。
483	66	6	(3)	ク			地元食材について	地元食材の活用が求められていますが、地元とは神奈川県全域をさすとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
484	66	6	(3)	シ			入院患者の満足度調査について	入院患者さんの満足度調査については、新病院においても県側により年1回実施されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
485	66	6	(3)	ク			地元食材の活用	・地元とは、どの範囲をいいますか。	No483をご覧ください。
486	66	6	(3)	ク			地元食材の活用	・地元食材活用は、絶対条件ですか？	努力義務といたしますが、ご配慮いただきますようご協力ください。
487	67	6	(3)	ス			検食用の費用について	毎食の検食(2食)及び保存食の費用は県側負担ということでしょうか。	現在のところ事業者負担を想定しております。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
488	67	6	(3)	ス		検食	「検食用に朝食・昼食・夕食とも各2食用意すること」とありますが、常食、流動食、特別食など何食種について用意すれば良いでしょうか。	検食は、常食1食を用意してください。その他は必要ありません。業務要求水準書は2食から1食に修正します。	
489	67	6	(3)	ス		検食について	がんセンタースタッフによる検食はどこで行われるのでしょうか？	現在のところ、朝・昼は栄養管理科事務室内に設置予定の研修スペース、夜は医局で行うことを想定しています(医局への搬送時間は病棟と同程度で、下膳時間は特段指定はありません)。	
490	67	6	(3)	セ		NSTへの協力について	事業者が行うNSTへの協力について、具体的な内容をご教示下さい。	NSTに対する知識を持ち、食材や献立への反映を協力していただくことを想定しています。	
491	67	6	(3)	ツ		バックアップ体制の確保について	バックアップ体制の確保が求められています。代行保証契約締結及び体制を認定要件の一部としている財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマークの認定を受けた協力企業を採用した場合は、要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。No397をご覧ください。	
492	67	6	(3)	テ		実施要件	病院情報システムと事業者が持ち込む業務部門システムのデータ連携を行うため、データ連携仕様をご開示願います。	「実施方針」No20をご覧ください。	
493	67	6	(3)	テ		実施要件	業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを事業者が構築する部門システムに移行し、利用することは可能でしょうか。	事業者の費用負担において可能とします。	
494	67	6	(3)	テ		実施要件	業務部門システムを構築することとありますが、既存の病院の部門システムが既に稼働している場合、既存システムのデータを事業者が構築する部門システムに必ず移行する義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	完全な移行を求めるものではありませんが、報告書の作成等に支障のない程度に移行をお願いします。	
495	67	6	(3)	ト		患者給食提供業務実施要件	病院情報システムから業務部門システムへ給食依頼情報等を取り込むこととあります。食事オーダー情報は県が整備する病院情報システムにおいて入力されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
496	67	6	(3)	ニ		災害時の備蓄食料について	災害時の備蓄用食料は乾パン、缶詰類でよろしいでしょうか。また、食数は患者用のみでよろしいでしょうか。費用は県側、事業者側どちらでしょうか。	乾パン、缶詰類を基本として構いませんが、おかゆなど、入院患者さんの状態にも配慮した食料も一定程度備蓄するようお願いします。食数は、患者、職員用合わせて1,000人分を3日分以上でお願いします。費用は、事業者負担とします。	
497	67	6	(3)	ニ		災害時対応の飲料水	飲用はペットボトル等で対応となっています。その飲料水の容量はどれくらいを想定すれば良いでしょうか。	1人1日3リットルとして3日分以上の備蓄を、1,000人分(9,000リットル)をお願いします。	
498	67	6	(3)	ニ		非常食の備蓄について	災害時対応として、飲料水と食料を3日以上備蓄することが求められていますが、備蓄する飲料水や食糧について、その品目や数量についての規定等がありますでしょうか？	No496、497をご覧ください。	
499	67	6	(3)	ニ		非常食の備蓄について	災害時対応として、飲料水と食料を3日以上備蓄することが求められていますが、これら非常食の調達費は県側負担との理解でよろしいでしょうか？	No496をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
500	67	6	(3)	ニ			実施要件	災害時用の備蓄食品等の費用は事業者側の判断で宜しいでしょうか。	No496をご覧ください。
501	69	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	給食管理業務の「栄養管理計画書の作成」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	「作成」に関してはありません。業務要求書から削除します。
502	69	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	給食管理業務の「食事箋の管理」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	給食システム側でのデータ管理になります。必要時に提供できるよう管理してください。
503	69	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	給食管理業務の「嗜好調査・摂食量調査等の企画・実施」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	事業者は、調査票の作成(提案も含む)や配布、集計作業を担当してください。
504	69	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	給食管理業務の「検食の実施・評価」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	検食の用意、後片付け及び結果の献立への反映を想定しています。なお、事業者側においても適宜検食を行ってください。
505	69	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	給食管理業務の「関係官公庁に提出する給食関係の書類などの確認・提出・保管管理」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	事業者側で作成する統計等の提供とその管理を想定しています。
506	69	6	(5)				調理・作業管理業務	「配茶(病棟のメディアカルアシスタントでも可)」について、この表記を確認する限りでは、他の業務について、業務再編は、業務要求水準書において記載されない限り行えないと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	他の業務についても再編可能としますが、病棟の運用等を理解している方が対応してください。
507	69	6	(5)				業務区分表	施設等管理業務の内、給食施設の設置・改修については、県が政令8業務に関して病院自らが実施すべき業務として行い、事業者が従分担任するものとされておりますが、これは給食用機器等を初期または更新時期において事業者が調達・整備し、県に所有権移転するという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
508	69	6	(5)				衛生管理基準について	衛生管理基準の作成業務は県側ですが、県が作成する衛生管理基準により事業者の業務仕様が変更されるのではないかと考えられます。事業者側の効率的な人員配置や業務仕様を検討するに当たって、衛生管理基準を入札公告時に公表頂けませんでしょうか？	現行の調理室を想定したものとなっておりますので、入札公告時の公開は予定していません。HACCP、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って作成する予定です。
509	70	6	(5)				業務区分表 労働安全衛生業務について	厨房関係者の検便は月1回でよろしいでしょうか。	月2回とします。
510	70	6	(5)				業務区分表	総合管理の内、経営関連データの記録・報告という業務がありますが、経営管理データとは具体的にどのようなものでしょうか。	材料費や器材の修理状況等の提供を想定しています。
511	70	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	栄養管理業務の「栄養スクリーニング・栄養アセスメント・栄養ケアプラン策定」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	策定したケアプランに献立等で協力いただくことを想定しています。
512	70	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	栄養管理業務の「病棟栄養指導」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	業務内容が、診療報酬上の栄養指導であれば、献立表の提供やパンフレット作成の協力などを想定しています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
513	70	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	栄養管理業務の「栄養サポートチーム活動」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	No490をご覧ください。
514	70	6	(5)				患者給食提供業務 業務区分表	栄養管理業務の「外来栄養指導」における従分担任として事業者が行う業務内容についてご教示願います。	No512をご覧ください。
515	70	6	(5)				栄養管理業務について	栄養管理業務の各業務内容に事業者の従分担任業務がありますが、事業者の具体的な業務内容についてご教示下さい。	No511～514をご覧ください。
516	71	6	(5)				配膳車について	配膳車は、適温給食を前提とした業務計画を作成した場合、温冷配膳車でなくても要求水準を満たすとの理解で宜しいでしょうか？	診療報酬の「入院時食事療養（Ⅰ）」の基準を満たすものであれば結構です。
517	71	6	(6)				費用区分表 給食用機器	給食用機器については電気器具、ガス器具どちらも使用可能でよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)P166の5-(4)-ウ(キ)-aに記載のとおり、ガス設備は指定する場所以外は設置しないこととしておりますので、オール電化厨房を想定しております。
518	72	7	(3)	ア	(ウ)		清掃方法、頻度	「各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること。」となっておりますが、作業対象も含めて事業者提案によるものとお考えでしょうか。	ご質問のとおりです。
519	73	7	(3)	ア	(ウ)		共通事項	自動販売機設置スペースの範囲以外の清掃は事業者が実施する清掃業務の対象とされておりますが、自動販売機以外に病院事業庁が別途契約予定である便利施設(コンビニエンスストア、喫茶店、理容・美容スペース、ATM)も、その対象でしょうか。そうである場合、業務契約等の交渉はそれらの便利施設運営者と直接行うのか否かご教示ください。	ご質問の便利施設は、清掃業務の対象ではありません。便利施設内の清掃は、便利施設運営者により対応してもらう予定です。なお、便利施設で購入した物が病院の共用スペースに設置されたごみ箱に捨てられた場合については、事業者において対応してください。
520	73	7	(3)	ア	(ウ)		業務の対象範囲	「それ以外の場所については本業務の対象とすること」とありますが、それ以外の場所とは具体的にどこを示しますか。又、病院事業庁が別途契約する喫茶室、理容・美容室、コンビニエンスストア、ATMスペースは本業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	前段については、自販機の設置スペースです。自販機に設置されたごみ箱を除き、自販機の周辺についても清掃することとしてください。後段については、No519を参照してください。
521	74	7	(3)	エ	(ア)		手術室清掃	手術室の床清掃等の環境整備はメディカルアシスタント業務と考えますが、この項で記載されている「手術が行える状態を整える」ために清掃・廃棄物処理業務で想定している作業はどのようなものでしょうか。	環境整備までをメディカルアシスタント業務として、清掃は清掃・廃棄物処理業務で想定しておりますが、提案に委ねます。
522	74	7	(3)	エ	(ア)		手術室	手術室における術間の床清掃等の環境整備についてはメディカルアシスタント業務とされておりますが、専属のスタッフを配置する等の方法にて清掃業務として実施することは可能でしょうか。	可能です。業務効率化の観点から業務再編についての提案を期待しております。
523	74	7	(3)	エ	(ア)		清掃・廃棄物処理業務の実施要件	夜間時の緊急手術があった場合の手術後の床清掃等の環境整備は、県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。No388をご覧ください。
524	75	7					廃棄物処理のフロー(その1)	【各自分別】とありますが、各自とは病院職員、患者と理解してよろしいでしょうか。	病院利用者全員です(職員、患者、事業者、見舞い者等)。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
525	75	7					廃棄物処理のフロー(その1)	本フロー図によると、感染性廃棄物について、事業者の業務としてメディカルアシスタントが堅牢な容器に入れるとされていますが、針刺し事故等の防止のため、主たる発生場所に必要とされる回収容器が設置され、看護師等の病院スタッフが廃棄物を分別して回収容器に直接入れて、入れ替えなどを行わずにそのまま容器を封して回収する方法が一般的であると理解しております。本フローにおいても事業の業務範囲は容器の設置、回収および搬送のみと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、感染性廃棄物は原則として入れ替えは行いません。容器のふたを閉める作業については、事業者において行ってください。業務要求水準書(案)を修正します。
526	76	7					廃棄物処理のフロー(その2)	可燃物・廃油類の処理業者についても、がんセンターが別途契約と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
527	76	7					廃棄物処理のフロー(その2)	可燃物の【各自分別】の・機密文書に患者給食業務の食札は該当しますか。	個人情報に記載されていれば、機密文書に該当しますので、事業者において適切に判断してください。
528	76	7					廃棄物処理のフロー(その2)	機密文書はシュレッダーとありますが、栄養部門(事務所)にシュレッダーを設置する必要がありますか。	事業者において適切に判断してください。
529	77	7	(5)				清掃業務	「緊急の汚損に対する応急対応(原則としてメディカルアシスタントが対応)」について、ここで求められている応急対応とはどのような対応を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	汚物等が発生した場合、メディカルアシスタントがぞうきんで汚物を概ね除去し、後に清掃担当者がモップがけをするような対応を想定しています。
530	77	7	(5)				清掃業務	「緊急の汚損に対する応急対応(原則としてメディカルアシスタント業務が対応)」について、要求水準を満たす限りにおいて、原則として清掃業務内にて対応することは可能でしょうか。ご教示願います。	緊急の汚損に対してその場で迅速に対応していただければ、可能です。
531	77	7	(5)				業務区分表	実験動物施設については、主分担として県に○がついている「清掃業務」に限らず「消耗品管理」「廃棄物の回収処理」「病虫害駆除」「清掃用具の管理」も含めて全て事業者範囲外である、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
532	77	7	(5)				業務区分表	業務区分:消耗品管理の「消耗品」とは、次頁の(6)費用区分表にある「廃棄物の回収・処理に伴う備品及び消耗品類」や「事業者の業務遂行上必要な消耗品費」ではなく、同じく(6)費用区分表の「患者等が使用する消耗品」を指すものである、との理解で宜しいでしょうか。(費用負担者が事業者である項目の「購入品目の選定」「発注購入先の決定」などを県が担当することは理に合わないため。)	ご質問のとおりです。
533	77	7	(5)				廃棄物の回収処理	「一般・産業廃棄物、感染性廃棄物の分別」の業務担当主体が県及び事業者になっていますが感染性廃棄物の分別は県と考えてよろしいでしょうか。	感染性廃棄物も含め、各廃棄物が発生する業務を担当する者がそれぞれ分別することを想定しています。事業者が担当する業務において発生した廃棄物は、事業者において分別してください。
534	77	7	(5)				業務区分表	業務区分:清掃用具の管理—「医療系廃棄物回収用ボックスの準備・補充」の「医療系廃棄物回収用ボックス」は、段ボール製とプラスチック製のどちらを想定されておりますか。	両方とも必要となります。詳細はNo538をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
535	77	7	(5)				発注入力業務について	事業者が主分担する消耗品等管理業務の「発注入力」業務は、病院情報システムに入力する業務との理解で宜しいでしょうか？	病院情報システムに入力することは想定してません(事業者の整備する物流システムに入力するかは事業者の提案に委ねます)が、発注量など在庫管理は行ってください。
536	77	7	(5)				一般・産業廃棄物、感染性廃棄物の分別について	一般・産業廃棄物、感染性廃棄物の分別業務については、事業者も主分担ですが、事業者が行う分別業務の内容について、具体的にご教示下さい。	感染性廃棄物も含め、各廃棄物が発生する業務を担当する者がそれぞれ分別することを想定しています。事業者が担当する業務において発生した廃棄物は、事業者において分別してください。
537	78	7	(6)				費用区分表	事業者が調達する廃棄物の回収・処理に伴う備品及び消耗品類の内、医療系廃棄物回収用ボックスについては、廃棄物が封入されてそのまま処理されるという性質上、廃棄物処理業者がその専用の容器を持ち込み用意することも一般的に行われております。廃棄物処理業者は県がんセンターが別途契約されますが、廃棄物処理業者によってその容器の仕様等が限定されるようなことはありませんでしょうか。	医療系廃棄物回収用ボックスは病院事業庁が準備します。業務要求水準書(案)を修正します。
538	78	7	(6)				医療系廃棄物回収ボックスの費用分担について	医療系廃棄物の回収ボックスの費用負担は事業者側ですが、適切な費用見積に当たり現病院の消費数量等の公表、及び新病院での適切な前提の提示をお願いできませんでしょうか？	No537をご覧ください。
539	81	8	(5)				業務区分表	駐車場にトイレを付設した場合におけるトイレ内の「消耗品管理」の業務区分は、7清掃・廃棄物処理業務の(5)業務区分表(P77)に記載のある業務区分に順ずるものである、との理解で宜しいでしょうか。	現在のところ、駐車場のトイレは想定しておりません。
540	82	8	(6)				費用区分表	駐車場にトイレを付設した場合におけるトイレ内の「患者等が使用する消耗品」の費用区分は、7清掃・廃棄物処理業務の(6)費用区分表(P78)における費用区分に順じて県が負担者である、との理解で宜しいでしょうか。	No539をご覧ください。
541	83	9	(3)	イ			防災センター要員講習を受講した者	「常時2名以上配置する」の「常時」とは「365日24時間」のことである、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
542	83	9	(3)	イ			保安警備箇所	「防災センターには、防災センター要員講習を受講した者を常時2名以上配置すること。」とありますが、公道から敷地への出入口等、防災センター以外に保安警備要員の定位置配置する場所は想定不要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
543	84	9	(3)	サ			時間外の面会	時間外とは、新病院においても「17時30分～8時00分」(P88のフロー表より)を想定されていますでしょうか。	ご質問のとおりです。
544	84	9	(3)	サ			時間外の面会	面会や来院者対応について、「来院者票」や「入館者バッジ」ではなく「IDカード」等を有効活用して管理する提案をすることは可能でしょうか。	現在のところIDカードの想定はしておりません。
545	84	9	(3)	シ			駐車料金の減免措置	減免措置の基本ルール(例:外来患者は〇〇時間まで無料、入院患者は原則として駐車禁止、など)として、現時点で想定されている項目はありますか？	現時点では具体的な減免ルールについては決定しておりません。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
546	84	9	(3)	シ			保安警備業務の実施要件	駐車料金の減免措置とありますが、その内容についてご教示ください。	No545をご覧ください。
547	84	9	(3)	ス			来院者用無料コインロッカー	来院者用無料コインロッカーについて、規格や設置数などの要求水準はありますでしょうか。	10人用を4個程度想定しています。業務要求水準書(案)に明記するようにいたします。
548	84	9	(3)	ス			保安警備業務	来院者用無料コインロッカー、傘立て及び傘袋の調達費用は県の負担という前提で考えて宜しいでしょうか。	事業者負担としてください。業務要求水準書(案)に明記するようにいたします。
549	85	6条					県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱	第6条(管理責任者の指定等)第3項にある「操作者」には、第14条(委託等に伴う措置)が講じられた場合においては、事業者側のスタッフ(=SPCや運営企業に所属する職員)も指定される、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
550	85	6条					県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領	操作者は、指定された個人ではなく、保安警備業務を受託している法人という認識でよろしいでしょうか。	保安警備業務を受託している企業に所属する職員となります。
551	85	6条					県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領	管理責任者は病院事業庁側で操作者が事業者側という認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
552	86	9条					県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領	画像の保管期間は、1か月以内の必要最小限の期間とすることとありますが、具体的な保管期間をご教示ください。	現在のところ1か月とします。
553	89	9	(5)				業務区分表 保安・警備	業務区分:「外来用コインロッカー、傘立て、傘袋の管理」の「外来用コインロッカー」とは、(3)実施要件一(ス(P84))に記載のある「来院者用無料コインロッカー」と同義である、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。業務要求水準書(案)の記載を「来院者用無料コインロッカー」に統一します。
554	89	9	(5)				業務区分表 保安・警備	業務区分:「時間外における患者の出入管理」の「患者」とは、時間外に外出する「入院中の患者」、時間外に(緊急などで)来院する「これから入院する患者」、時間外に診察を受けに来院する「外来患者」などのうち、どの患者を想定されていますでしょうか。	出入管理は、患者、職員等すべての者を想定しておりますので、業務要求水準書の「保安・警備業務」、「入退業務」、「その他安全確保のために必要業務」を整理してお示しします。
555	89	9	(5)				業務区分表 駐車場管理	業務区分:「駐車場の整理(放置自転車等の管理等)」の主分担当が事業者となっていますが、一定期間を経過した放置自転車の「最終処分」については県側にて担当していただける、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、処分については県の担当業務とします。
556	89	9	(5)				業務区分表 入退管理	業務区分:「出入管理(時間外対応含む)」にて想定されている管理対象は、入院患者、外来患者、患者家族、その他お見舞い関係者、がんセンター職員、SPC関係者、がんセンターへの来客、搬入業者などのうち、全てが該当しますでしょうか。	ご質問のとおりです。
557	89	9	(5)				業務区分表 入退管理	業務区分:「訪問者の出入記録」の「訪問者」とは、主に病棟を訪問する「患者家族」や「その他お見舞い関係者」を想定されている、との理解でよろしいでしょうか。	原則ご質問のとおりですが、搬入業者・MR等も含まれます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
558	89	9	(5)				入退出管理業務について	入退出管理業務の出入管理(時間外対応含む)業務の対象者、及び運用方法について病院事業庁独自の想定がありましたらご教示下さい。	特に指定する予定はございません。
559	89	9	(5)				業務区分表拾得物及び遺失物の取扱い	業務区分:「取得物、遺失物の受付」の「取得物」は、「拾得物」の誤りではありませんでしょうか。	業務要求水準書に記載の「取得物」を「拾得物」に修正します。
560	89	9	(5)				遺失物の取扱い業務について	保安・警備業務の遺失物取扱い業務は、拾得物及び遺失物の取扱い業務と同一業務との理解で宜しいでしょうか?もし、同一ではない場合は、業務の相違点をご教示下さい。	重複しているので業務要求水準書を修正します。
561	89	9	(5)				拾得物及び遺失物の取扱い業務について	事業者の主分担業務として拾得物及び遺失物の受付業務がありますが、保管、返却及び処分等は病院事業庁側業務であるとの理解で宜しいでしょうか?	一定期間の保管、返却については事業者において対応してください。一定期間経過後の処分や警察等への届出については、病院事業庁で対応します。
562	89	9	(5)				業務区分表その他安全確保のために必要な業務	業務区分:「時間外の来院者対応(防災センター)」の「来院者」とは、入院患者、外来患者、患者家族、その他お見舞い関係者、がんセンター職員、SPC関係者、がんセンターへの来客、搬入業者などのうち、全てが該当しますでしょうか。	ご質問のとおりです。
563	89	9	(5)				業務区分表その他安全確保のために必要な業務	業務区分:「看護職員送迎用タクシーの配車」の「送迎用タクシー」とは、早出・残業などで公共交通機関にて出勤・帰宅することができない職員が利用するタクシーのことでしょうか。	ご質問のとおりです。
564	89	9	(5)				看護職員送迎用タクシーの配車業務について	事業者が行う看護職員送迎用タクシーの配車業務とは、どのような業務がどのようなタイミングでどの程度発生する業務なのか等、具体的な業務内容についてご教示下さい。	夕方ごろ、当直看護科長から、タクシー券と配車依頼表をお渡しして依頼しますので、電話により指定のタクシー会社に配車手配をしてください。依頼後に変更が生じた場合も、連絡をお願いします。準夜勤の帰宅と深夜勤の出勤ともに送迎がありますが、現在の件数は、1日当たり多くても合計で10台程度の配車です。
565	90	9	(6)				費用区分表	外来用コインロッカー、傘立ては、警備業務付帯設備に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No548をご覧ください。
566	90	9	(6)				費用区分表	外来用コインロッカーの料金回収は、県の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	無料ロッカーですので、料金回収は発生しません。
567	91	10	(2)	ア			業務概要	予約・相談の電話は電話交換を通さずダイヤルインとしますが、予約とは、メディカルアシスタント業務の医療周辺事務業務における患者支援センターが行う業務のことであり、相談とはがんセンタースタッフが受ける相談であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
568	91	10	(3)	ウ			実施要件	「※予約・相談はダイヤルインを設置する」とありますが、現在の外線実績500本/日のうち、予約・相談については何本でしょうか。ご教示願います。	現在、正確な統計は取っていませんが、500本/日のうち、概ね3分の1は予約・相談の電話となっています。
569	91	10	(3)	ウ			電話交換業務	現在、何名で業務を行い、一人何回線まで対応可能な機械でしょうか?	現在は、常勤2人、非常勤2人の職員がおり、1日3人体制で業務を行っています。また、電話交換機は3人用で、最大10本まで保留できます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
570	91	10	(3)	ウ		実施要件	外線の実績の主な内容に、相談、予約変更、各種問い合わせで、500本/日とありますが、それぞれの内訳本数をご教示ください。	No568をご覧ください。	
571	91	10	(3)	ウ		予約・相談の外線本数について	事業者側の効率的な人員配置を計画するために、外線500本/日のうち、新病院ではダイヤルインを設置する相談・予約・予約変更の外線本数を公表頂けませんでしょうか？	No568をご覧ください。	
572	91	10	(3)	ウ		電話交換業務の実績	土曜日に取扱う外線・内線・館内放送各件数をお教え下さい。	正確な統計を取っていませんが、おおむね1日100件程度です。	
573	91	10	(3)	ウ		電話交換業務の外線実績	電話交換業務の外線実績は500本/日となっていますが、1本あたり平均対応時間数及び時間帯による対応件数の資料は提示されるのでしょうか。	正確な統計を取っていませんので、公表する予定はありません。	
574	91	10	(3)	ウ		夜間・休日の外線実績	夜間・休日の外線対応実績、時間帯による対応件数の資料は提示されるのでしょうか。	No573をご覧ください。	
575	92	10	(5)			業務区分表	機器管理における業務内容に電話交換機保守管理・修繕が記載されているが、日常的な保守管理及び故障等が発生した場合に修理のためにメーカー等へ連絡する業務を主体的に行うということであり、修繕にかかる費用は、病院事業庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	修繕費についても事業者の負担とします。	
576	93	10	(6)			設備	電話交換機の設置台数に関しては事業者の判断でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
577	93	10	(6)			費用区分表	「設備」について、事業者が調達し、県に所有権を移転するとなっておりますが「設備」には具体的に何が含まれておりますでしょうか。ご教示願います。	内線電話機、PHSを含めた電話交換設備一式を想定しています。	
578	94	11				院内保育施設運営業務	本業務を実施するにあたり、現在の施設において当該業務を担当する人員は継続雇用せず、新たに雇用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
579	94	11				院内保育施設の保育士について	院内保育施設の保育士は県側、事業者側どちらの採用でしょうか。	事業者側の採用です。	
580	94	11				院内保育施設運営業務	当該保育所については、医師・看護師のみならず病院内で働く病院職員および事業者・協力企業職員の子供の利用は可能でしょうか。	現在のところ、医師・看護師のみを対象とする予定です。	
581	94	11				院内保育施設運営業務	現在の院内保育業務があればその収支状況のデータの開示をお願いできますでしょうか。	保育施設で独立した収支を作成していませんので、開示することはできません。	
582	94	11	(3)	ア		実施要件	「夜間保育」について、月曜日及び金曜日の週2回、24時間保育とありますが、前記曜日が祝日の場合、夜間保育についても保育日外と理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。	
583	94	11	(3)	ア		実施要件	「保育定員」について、院内保育施設の利用のない場合、閉園とすることは可能でしょうか。ご教示願います。	可能とします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
584	94	11	(3)	ア		実施要件	「保育定員」について、1歳未満とは生後何ヵ月(何日)以上を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	生後6か月以上を想定しています。	
585	94	11	(3)	ア		院内保育施設→運用形態	院内保育施設での保育対象となる児童は、保護者が医師・看護師以外の技師等は対象外でしょうか？	現在のところは対象外としていますが、将来、対象職種を拡大する可能性もあります。	
586	94	11	(3)	ア		実施要件	保育定員及び内訳が記載され、内訳については変更する場合があるとのことですが、年齢ごとの人数構成により必要となる保育士の人数が決まるため、年齢ごとの人数変更は保育士の人件費に大きく影響します。入札公告後の人数構成の変更により必要となる保育士の人数変更が生じた場合の費用増加は、病院事業庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
587	94	11	(3)	ア		実施要件	現在の保育士の人数をご教示ください。	保育士は、常勤2名、非常勤(4分の3勤務)4名を配置しています。その他、朝夕(2時間)対応のため、無資格の日々雇用(アルバイト)職員を5名程度配置しています。	
588	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	院内保育時間は19時までとなっておりますが、保護者である病院職員が業務上の理由により児童を引き取れない場合、現在どのように対処しておられるのでしょうか。	保護者が迎えに来るまで引き続き対応しており、おおむね19時30分、遅くとも20時までには全ての保護者が迎えに来ています。	
589	94	11	(3)	ア		運営形態	保育食の、朝食、夕食、夜間保育の対応はあるか。	現在は、すべて対応していませんが、24時間保育を実施する場合は必要と考えております。	
590	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	保育室の部屋数等の詳細指定はあるでしょうか。	現在は、①0歳、②1・2歳、③3～5歳の3クラスに分かれていますので、こちらを参考にご提案ください。なお、50名程度までの増加を予定しておりますので、人数の変更に対応できるようにご検討ください。	
591	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	0歳を想定した場合、調乳室は必要でしょうか。	必要と考えております。なお、1歳児であっても、調乳を行うことも考えられます。	
592	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	夜間保育月曜日及び金曜日の週2回とは、週2回のみ夜間保育を実施するとの意味ですか。その場合、保育所利用の夜勤の医師、看護師は夜勤の曜日を固定するのでしょうか。	ご質問のような対応を想定しています。	
593	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	定員の30名は固定でしょうか。認可保育園のように25%増の弾力運用は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	将来的には50名程度までの定員増は想定していますが、この場合まで25%の弾力運用まで考慮する必要はありません。	
594	94	11	(3)	ア		院内保育施設運営業務	延長保育の実施は不要でしょうか。	現在のところ想定はしておりません。	
595	94	11	(3)	イ		実施要件	本件事業における病児保育の定義をご教示願います。	本件業務においては、健康状態のよくない児童については、保育士による集団保育が可能な範囲で対応すれば十分であり、医師や看護師による保育・看護まで求めるものではありません。「病児保育は」を「健康状態の優れない児童については」に修正します。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
596	94	11	(3)	イ		実施要件	「病児保育」について、軽症の場合に限り受け入れるとありますが、体温等受入基準はありますでしょうか。ご教示願います。	現在は、①37.5度以上の熱がある場合、②日に何度も下痢、嘔吐がある場合、③伝染性疾患の疑いがある場合は保育をしないこととしておりますので、本件業務でも同程度の対応をお願いします。	
597	94	11	(3)	イ		実施要件	現在、病児保育のため看護師を配置されてますでしょうか。ご教示願います。	配置しておりません。	
598	94	11	(3)	イ		実施要件	夜間保育においても、病児保育を実施すると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	No596に該当する軽症の病児の場合には対応してください。	
599	94	11	(3)	イ		実施要件	当該保育施設は、病院内保育所運営費補助事業による助成を受ける予定がありますか。	予定はありません。	
600	94	11	(3)	イ		実施要件	当該保育施設が、病院内保育所運営費補助事業による助成を受ける予定がある場合、当該助成金とサービス購入料の関係をご教示ください。	No599をご覧ください。	
601	94	11	(3)	イ		院内保育施設運営業務	病児保育の軽症の範囲をご教示願います。また、急変した場合、がんセンターの医師に相談可能でしょうか。	前段については、No596をご覧ください。後段については、がんセンターの医師が対応する予定はありません。	
602	94	11	(3)	イ		院内保育施設運営業務／実施要件	「病児保育は軽症の場合に限り受け入れること」とありますが、病状が「軽症」の判断の具体的基準と、受け入れる際に必要な書類等をご教示下さい。	No596をご覧ください。また、受け入れ時に必要な書類は、病院事業庁としては特に必要とは考えておりません。	
603	94	11	(3)	ウ		実施要件	「給食」について、現在の朝食・昼食・おやつ・夕食の平均食数をご教示願います。	昼食、おやつは、約315食／月(約16食／日、平日のみ)となっております。朝食、夕食の実績はありません。	
604	94	11	(3)	ウ		実施要件	「給食」について、現在利用している業者の献立をご提示いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	【別紙8】をご覧ください。	
605	94	11	(3)	ウ		実施要件	「給食」について、自園調理は行わないとありますが、調乳用設備や食器洗浄用設備等、簡易的な厨房を設置していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	提案に委ねます。なお、その場合、費用は施設整備費で積算してください。	
606	94	11	(3)	ウ		保育児童の食事について	保育児童への食事の提供について院内保育施設では調理を行わないとありますが、患者用給食調理施設で調理を行うということでしょうか。又は、院外の給食業者に委託を行うということでしょうか。	現在は、院外の業者に委託していますが、適正な価格であれば提案に委ねます。	
607	94	11	(3)	ウ		院内保育施設運営業務	院内保育施設内では給食及びおやつ調理は行わず、調理済みのものを購入するとありますが、院内の患者用給食施設で調理したものを購入することは構わないでしょうか。	No606をご覧ください。	
608	94	11	(3)	ウ		調理済みのものを搬入	搬入元は、栄養科、レストラン、職員食堂など院内施設に限り、病院外から弁当等の搬入は不可であると理解して良いですか。	No606をご覧ください。	
609	94	11	(3)	ウ		院内保育施設運営業務	主食は原則、保育所の提供(有料)と考えてもよろしいでしょうか。個々の持参を前提にした場合、衛生管理が心配されます。	子供により主食の量が違うため、持参を想定していましたが、適正な価格であれば、保育所の有償提供でも可能とします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
610	94	11	(3)	ウ		院内保育施設運営業務の実施要件	給食及びおやつ調理は行わず、調理済みのものを搬入することありますが、事業者が実施する患者給食業務において調理することも可能との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No606、608をご覧ください。	
611	94	11	(3)	エ		実施要件	「給食費・教材費の徴収」について、現在の徴収金額をご提示いただけないでしょうか。ご教示願います。	【別紙9】をご覧ください。	
612	94	11	(3)	エ		実施要件	「給食費・教材費の徴収」について、上限は設定されておりますでしょうか。ご教示願います。	現在は、保護者と協議の上で決定していますが、本事業でも適正な価格でお願いします。	
613	94	11	(3)	エ		実施要件	給食費は実食数を請求すると認識してよろしいでしょうか。また、欠席の場合、発注済の食事は県に負担いただくと認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	現在は定額請求(5,000円)を原則とし、実績が10食未満の場合は半額請求にしています。定額、食数のいずれの場合でも、給食費は保護者負担とします。	
614	94	11	(3)	エ		実費の徴収	給食費、材料費の価格は、事業者と保護者との協議で設定して良いか。	協議により設定して構いませんが、現施設の価格に見合った設定をお願いします。	
615	94	11	(3)	エ		院内保育施設運営業務／実施要件	「給食費や教材費は実費で事業者が直接保護者から実費を徴収すること」とありますが、当該費用の保護者からの支払が滞った際には、発注者が保育料と同様に保護者より徴収するとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁の協力の下、一義的には事業者が対応してください。なお、現施設では、支払が滞る事例は生じていません。	
616	95	11	(3)	ア		実施要件	「保育対象」について、実施要件内容、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に携わる従事者を保護者に持つ子供も対象に加えることは可能でしょうか。ご教示願います。	現在のところ、医師・看護師の子どものみを対象と考えております。	
617	95	11	(3)	キ		実施要件	伸びやかな子どもの育成のため、食育の実施を検討しております。その際、野菜等の栽培を行うためのスペースを確保していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	現施設でも実施しており、ぜひ検討していただきたいと考えております。必要なスペースを敷地内で確保することは提案に委ねますが、県の負担で別途敷地外に確保することは考えておりません。	
618	95	11	(3)	キ		実施要件	防災訓練計画は県側が作成すると解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	原案を事業者側で作成いただき、県と協議し、決定することとさせていただきます。	
619	95	11	(3)		参考	《参考》現在の院内保育施設の年間予定と日課表	クラス別保育を実施する際、保育室は何部屋に分かれることを想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	No590をご覧ください。	
620	95	11	(3)		参考	院内保育施設運営業務	保護者である医師、看護師のほかに行事に参加される方(祖父母等)はどの程度の人数を想定されているでしょうか。	園児一人当たり、3～4名程度と考えております。なお、現在、園児16名で、運動会では保護者約50～70名が参加しています。	
621	95	11	(3)		参考	院内保育施設運営業務	保育所で提供した紙おむつは有料で精算してよろしいでしょうか。	現在は、家庭で購入したものを持ち込んでいただき、それが不足した場合は保育所で提供し、有償請求しています。おむつの提供方法は提案に委ねますが、使用数について保護者とトラブルを避けるためには、現施設と同様にした方が望ましいと考えます。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
622	95	11	(3)			参考	院内保育施設運営業務 園児の定期健康診断(含む歯科)は、がんセンターの医師にお願いしてよろしいでしょうか。その場合費用はどのように考えればよろしいでしょうか。	がんセンターの医師が対応する予定はありません。	
623	95	11	(3)			参考	院内保育施設運営業務 園児の予防接種は、がんセンターの医師にお願いしてよろしいでしょうか。その場合費用はどのように考えればよろしいでしょうか。	がんセンターの医師が対応する予定はありません。	
624	95	11	(3)			参考	院内保育施設運営業務 体操服をはじめ制服の考えはあるのでしょうか。	必要ないと考えております。	
625	97	11	(4)			②	保育料等の支払フロー 現在の院内保育施設「あゆみ園」の保育料、給食費等を教えてください。なお保育料については、年齢別にご教示ください。	保育料は、0～2歳が月8,400円、3歳以上が月4,200円です。そのほかの費用については、【別紙9】をご覧ください。	
626	97	11	(4)			①	院内保育施設運営業務／入園決定までのフロー 「入園申込み」は通年で受け付けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
627	98	11	(5)			保育	「クラス作り作成」について、クラス作り作成とは、園だよりと同義と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	現在、「園だより」及び「クラスだより」をそれぞれ月1回以上作成していますので、同程度の対応をお願いします。業務要求水準書は加筆修正いたします。	
628	98	11	(5)			業務区分表各種費用徴収	保育料の計算・請求業務の従負担は、どのような業務が考えられるでしょうか？	保育料計算に必要な保育実績を総務課に報告する業務を想定しています。	
629	98	11	(5)			業務区分表	各種費用徴収において保育料の計算・請求業務が、事業者が従分担保たっていますが、具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。	No628をご覧ください。	
630	99	11	(6)			費用区分表	「備品等(更新を含む)」について、本件事業開始前に使用している備品を継続して使用することは可能でしょうか。ご教示願います。	可能とします。	
631	99	11	(6)			費用区分表	「備品等(更新を含む)」について、継続使用可能な備品がある場合に備品リストをご提示いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	現在のところ、10万円以上の備品は【別紙10】のとおりです。	
632	101	12	(3)	ア		施設設備保守管理業務	エネルギー管理士又はエネルギー管理員の資格を有する「責任者」の常駐が求められていますが、責任者が常駐すべき時間帯は基本業務時間(=祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで)であって、365日24時間にわたる常駐までは求められていない、との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
633	101	12	(3)	ウ		施設設備保守管理業務	十分なコミュニケーションをとることが求められていますが、がんセンタースタッフの中に、保守管理業務や修繕業務を専門とするスタッフの方はいらっしゃるのでしょうか。	技術職員の配置は想定していません。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
634	102	12	(3)	サ		実施要件	「施設設備の著しい劣化により、本業務に支障をきたすことのないよう、大規模修繕により機能を回復すること。」とあります。施設設備の著しい劣化の有無の判断は県が行うのでしょうか。また仮に事業期間中に著しい劣化がなければ大規模修繕を行わないことも可能でしょうか。	病院運営に支障をきたしているかの判断を病院事業庁が行うこととなります。要求水準を満たしていれば、大規模修繕を行うかどうかは、事業者の判断に委ねます。なお、大規模修繕に要する費用については、提案された長期修繕計画に基づき提案された金額を業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期のサービス購入料と合わせて支払います。支払の方法については、「実施方針」No258を参照してください。	
635	102	12	(3)	シ	(ア)	業務の範囲	「本業務の範囲は、業務要求水準書「II 新病院建設関係」の設計業務・建設業務において整備された病院施設の建築物、建築設備、外構設備(公開空地を含む)の保守・点検・修繕(大規模修繕含む)・更新その他一切の保守管理業務とする。」と記載されています。重粒子線治療施設に関する建物外の設備(電気設備、給排水設備、他)は県で実施することと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
636	103	12	(3)	ス	(ア)	電気設備運転保守	特高施設となるため、事業者からは第3種電気主任技術者を配置し、第2種以上の電気主任技術者は県で選任するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者で配置していただきます。なお、業務要求水準書(案)P103の12-(3)-ス-(ア)-a-(b)に記載の「第3種電気主任技術者」を「第2種電気主任技術者」に修正します。	
637	103	12	(3)	ス	(ア)	実施要件	電気設備保守の担当者の必要資格要件として、第3種電気主任技術者の資格を有する者で実務経験15年以上の者とありますが、第3種電気主任技術者以上の者と考えるとよろしいでしょうか。	No636のとおり、「第3種電気主任技術者」を「第2種電気主任技術者」に読み替えてください。また、実務経験は15年以上の者とします。	
638	103	12	(3)	ス	(ア)	実施要件	電気設備保守の担当者の必要資格要件として、第3種電気主任技術者の資格を有する者で実務経験15年以上の者とありますが、実務経験15年以上となるとその人材登用はかなり限定されるものと思料します。この業務において15年以上の実務経験を求められる意図をご教示ください。	建物の用途、種別からくる重要性を鑑み、担当者には表記の経歴が必要であるとと考えております。	
639	103	12	(3)	ス	(ア)	実施要件	電気設備保守とボイラー運転保守の担当としての必要資格要件が指定されておりますが、それぞれの要件を満たせば同一の者が兼務することは可能でしょうか。	可能です。	
640	103	12	(3)	ス	(ア)	実施要件	電気設備保守とボイラー運転保守の設備技術者としての必要資格要件が指定されておりますが、それぞれの要件を満たせば同一の者が兼務することは可能でしょうか。	可能です。No639をご覧ください。	
641	104	12	(3)	ス	(カ)	重粒子治療施設に必要な電力を供給すること	重粒子治療施設については、入札公告に整備の可否及び、整備されることが決定した場合、整備方式及び要求されるスペック等が公開され、当該公開を基に事業者は本件電力供給につき検討を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
642	104	12	(3)	ス	(カ)	施設設備保守管理業務	重粒子治療施設に必要な電力容量をお教え下さい。	重粒子線発生装置の総電気容量は概ね7,300KVAです。その他は今後、入札説明書で示します。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
643	104	12	(3)	ス	(カ)	重粒子治療施設への電力供給	設備運転保守管理業務は下記の要件に基づいて実施することと記載され「重粒子治療施設に必要な電力を供給すること」とありますが、重粒子治療施設に供給する電気容量及び県との取合い点をご教示願います。又、保守管理業務の区分も合わせてご教示願います。	電気容量については、No642をご覧ください。その他については、入札説明書でお示しします。	
644	104	12	(3)	ソ	(ア)	c (a)	個人被ばく線量測定について	個人被ばく線量測定については、がんセンタースタッフ分のフィルムバッジ等の測定を行う業務との理解で宜しいでしょうか？	ご質問のとおりです。
645	104	12	(3)	ソ	(ア)	c (a)	個人被ばく線量測定について	個人被ばく線量測定にがんセンタースタッフの分を含む場合、適切な費用見積りのため、対象者数の想定をご教示下さい。	現況は130人程度ですので、がんセンター発行の「年報」の職員数と「神奈川県立がんセンター総合整備について」の将来の患者推計をもとに事業者で推計してください。
646	105	12	(3)	チ			施設設備保守管理業務	病院事業庁が事業者以外の第三者に発注した修繕業務等改良工事の費用は、県のご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
647	105	12	(3)	チ			実施要件	病院事業庁が事業者以外の第三者に、修繕業務等の改良工事を発注する場合がありますが、事業者が当該受託者と協議し、設計図書等に合意し、完了検査に立会っても、第三者の施工により瑕疵が発生する場合があります。第三者が改良工事を実施した場合、事業者は、その当該箇所にかかる瑕疵や不具合は、明らかに事業者に起因する場合のみ対応するとの理解でよろしいでしょうか。	第三者が改良工事等を実施した部分について、施設設備保守管理業務の対象に含めることとしておりますが、第三者が実施した改良工事等の瑕疵担保責任を事業者が負うものとは考えていません。
648	105	12	(3)	チ			実施要件	病院事業庁が事業者以外の第三者に、修繕業務等の改良工事を発注する場合がありますが、事業者は、当該受託者と協議し、設計図書等に合意し、完了検査に立会うとありますが、これらに伴う業務は、発生の時期、業務量等を事前に見積もることが難しいため、これらに伴い発生する事業者の合理的な費用は、別途、病院事業庁から支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	施設設備保守管理業務の一環であるため、別途支払うことはありません。
649	105	12	(3)	チ			実施要件	病院事業庁が事業者以外の第三者に、修繕業務等の改良工事を発注する場合がありますが、当該改良工事等が実施された部分についても本業務の対象とすると思いますが、当該改良工事に伴い事業者が発生した合理的な増加費用は、病院事業庁へ請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	増加費用が合理的か否かの判断によります。
650	105	12	(3)	チ			事業期間中の第三者への修繕業務等改良工事の発注	「事業者以外の第三者に、修繕業務等の改良工事を発注する場合があります」と記述されていますが、第三者に発注する改良工事とはどのようなものをお考えでしょうか。	がんセンターが診療上の必要により行う工事を想定しています。
651	106	12	(5)				業務区分表	維持管理・運営期間中に発生するがんセンター施設内の「管球交換」については、その交換作業手間や管球費の負担を含めて、業務区分：施設設備保守管理業務（又は設備運転保守管理業務）－「部品交換」に含まれる、との理解で宜しいでしょうか。	一般照明の管球交換は施設設備保守管理業務に含まれます。ただし、医療機器の管球交換は医療機器保守点検業務に含めることとします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
652	106	12	(5)				業務区分	業務担当主体で「試験・検査の立会い」は県となっていますが、曜日、時間帯等の制約があればご教示願います。	特に指定はありませんが、がんセンタースタッフと事業者の協議により決定することとします。
653	108	12	(6)				費用区分表	(5)業務区分表には、施設設備保守管理業務及び設備運転保守管理業務に含まれる修繕業務は、事業者の担当と記載されていますが、(6)費用区分表には、当該修繕にかかる費用区分の記載がありません。病院事業庁の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
654	109	13	(3)	ア			医療機器保守点検業務	「本業務の対象となる医療機器は、業務要求水準書(Ⅱ新病院建設関係 医療機器・備品等調達業務)に示す別紙1の医療機器とする」と記載されていますが、既存の病院施設から移設して継続利用する医療機器・備品等がある場合、当該医療機器・備品等に係る保守点検業務は本PFI事業の事業範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
655	109	13	(3)	イ			医療機器保守点検業務／実施要件	部品を含んだフルメンテナンス契約とありますが、機器によってはフルメンテナンス契約を行うと割高となることも想定されますが、事業者によるフルメンテナンス契約以外の方法の提案も可能との認識でよろしいでしょうか。	現在のところ、業務要求水準書(案)P141の別紙1に記載の医療機器はフルメンテナンスとします。なお、意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思います。
656	110	13	(3)	ケ			医療機器保守点検業務	7年目以降に契約する前提で医療機器それぞれについて全事業期間について一年あたりの本業務に係る費用を入札時に明らかにすることとされていますが、医療機器は経年劣化等に伴い修理・部品交換費が増えますので、こうした増額要素を予め見込んで年度あたり保守点検費を各年度平準化して提案金額を明示するというのでしょうか。	7年目以降の費用は考慮せず、6年間の費用を各年度で平準化してください。 なお、業務要求水準書(案)P110の13-(3)ーコは削除します。
657	110	13	(3)	コ			全事業期間の保守費用	医療機器や機器に付属しているコンピュータ等の精密機器については、メーカー保有の部品在庫等の問題から、通常保守期間(数年)＋延長保守期間(数年)でメーカー保守打ち切りとなるのが通例です。一方事業期間は20年間と長く、当初導入した医療機器については全事業期間にわたる保守費用を計上することは現実性に乏しいと考えられます。メーカーの保守打ち切り期限に伴う問題について、お考えをお示しください。	打ち切りになった場合、保守は不要として結構です。
658	110	13	(3)	コ			実施要件	7年目以降契約する前提で全事業期間に対応する費用を明らかにすることになっていますが、当初6年間に於いて、当該年度にかかるフルメンテナンス費用は、当該年度に支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。No656をご覧ください。
659	110	13	(3)	シ			実施要件	本業務におけるメーカーフルメンテナンス契約費用は調達機器に伴う6年間のフルメンテナンス費用を20年5ヶ月で案分するのではなく、7年目以降も契約を延長した場合のフルメンテナンス費用として見積との理解でよろしいでしょうか。	本業務は当初6年間の事業期間としていただきますので、当初6年間の費用を見積もってください。No656をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
660	111	13	(4)			(2)	医療機器保守点検業務 ME機器に関しては保守点検の結果必要と判断される日常修繕に伴う修理・部品交換は事業者業務、メーカー等の修理が必要なものは事業者は連絡等の一次対応のみ行なうとされていますが、事業者が予め用意しておく交換部品は市販汎用品(ヒューズ等)と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです	
661	114	14	(3)	ア		(ア)	各業務を独立採算 職員食堂、レストラン内に飲料自販機の設置をして良いか。	必要最小限の範囲で可能とします。	
662	114	14	(3)	ア		(ア)	利便施設運営業務 この業務は独立採算で行うことが予定されていますが、行政財産使用料等について入札公告時には明らかにされますでしょうか。	今後、入札説明書でお示しします。なお、算定方法についてはNo668、669をご覧ください。	
663	114	14	(3)	ア		(ウ)	使用料 使用料金額は、いつ判りますか。	今後、入札説明書でお示しします。	
664	114	14	(3)	ア		(ケ)	別途契約予定の利便施設 コンビニエンスストア、テレビ・床頭台、自動販売機、喫茶店、理容・美容スペース、ATMといった病院事業庁が別途契約予定である利便施設にて発生する「廃棄物の収集・運搬・処理」や「清掃等」は、本事業の範囲外である、との理解で宜しいでしょうか。	No519をご覧ください。	
665	114	14	(3)	ア		(ケ)	利便施設運営業務 病院事業庁が別途契約予定とありますが、落札者以外の者と契約するということなのでしょうか。	別途契約しますが、本事業における構成員及び協力企業の参加を妨げる予定はありません。	
666	114	14	(3)	ア		(ケ)	可能な限り連携・協力 具体的にはどのようなことですか。	必要に応じて、適切なコミュニケーションの形成を指します。	
667	114	14	(3)	ア		(ケ)	テレビ・床頭台とコインランドリーの課金システム共通化による利便性向上について テレビ・床頭台は病院事業庁が別途ご契約予定とあります。一方、コインランドリーはプリペイドカード等で利用できるよう工夫することとあります。テレビ・コインランドリーともに共通カード等同一の課金システム導入により共通化したほうが、患者の利便性が高まると考えられるため、どちらも事業範囲内あるいは事業範囲外とし同じ業者で運営出来る仕組みを作った方が良いと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。	
668	114	14	(3)	ア		(ウ)	病院施設の使用料 神奈川県病院事業固定資産管理規定による算定基準とはどのようなものでしょうか。	神奈川県のホームページ上の県例規集「第8編衛生 第8章病院事業 第11節財務」にて公表していますので、神奈川県病院事業固定資産管理規定第35条から第38条をご覧ください。 http://k-base03.pref.kanagawa.jp/reiki.html	
669	114	14	(3)	ア		(ウ)	実施要件 「神奈川県病院事業固定資産管理規程」本文の開示をお願いします。	神奈川県のホームページ上の県例規集「第8編衛生 第8章病院事業 第11節財務」にて公表しています。 http://k-base03.pref.kanagawa.jp/reiki.html	
670	116	14	(3)	ウ		(ア)	コインランドリーの利用頻度について 設置台数の検討のために、現状の利用頻度が分かる資料(売上額等)をご開示頂けないでしょうか。	現状の利用頻度がわかる資料はありませんので、事業者で推計をお願いします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
671	116	14	(3)	ウ	(ア)		コインランドリー 感染症患者が使用した衣類の洗濯もコインランドリーの想定でしょうか。仮に感染症患者使用の衣類の洗濯を別運用で想定されている場合、どのような方法を想定をされていますか。また、現運用をお示し頂くことは可能でしょうか。	感染症患者の被服は、家族に自宅で洗濯をお願いしています。洗濯の方法については、看護師が指導しております。	
672	116	14	(3)	ウ	(ア)		テレビ・床頭台とコインランドリーの課金システム共通化による利便性向上について	テレビ・床頭台は病院事業庁が別途ご契約予定とあります。一方、コインランドリーはプリペイドカード等で利用できるよう工夫することあります。テレビ・コインランドリーともに共通カード等同一の課金システム導入により共通化したほうが、患者の利便性が高まると考えられるため、どちらも事業範囲内あるいは事業範囲外と同じ業者で運営出来る仕組みを作った方が良いと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
673	117	14	(3)	ウ	(イ)		パジャマ・タオル等レンタル 利便施設運営業務として「パジャマ・タオル等のレンタル」を要求しておりますが、申し込みや請求(金銭授受)等は県が代行していただけるのでしょうか？	県が対応する予定はありません。	
674	117	14	(3)	ウ	(イ)		パジャマ・タオル等レンタル 現在は記載の運用をされているのでしょうか。その場合、現在の運用をご教示願います。	現在は運用をしていません。	
675	117	14	(3)	ウ	(イ)		パジャマ・タオル等レンタル 現在の利用希望者数若しくは実績をお示しいただくことは可能でしょうか。	No674をご覧ください。	
676	117	14	(4)				要求水準 利便性を高める為に、現在付添い寝具の利用又は、希望はありますか。	ベッド、布団を含む寝具を現在も実施しているところであり、事業者の業務範囲と想定していますので、要求水準書(案)に加筆します。	
677	118	14	(5)				業務区分表 飲食施設の整備・運営業務において、メニューの確認、料金の確認、営業時間の設定・変更の確認の業務担当が県となっておりますが、確認とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。事業者が提案するメニュー、料金、営業時間について、都度、県から変更等の指示があるということでしょうか。	「神奈川県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書(素案)」第51条をご覧ください。	
678	118	14	(5)				業務区分表 利便施設の整備・運営業務において、設定料金の確認の業務担当が県となっておりますが、確認とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。事業者が提案する設定料金が合理的でない場合に限り受入れられない場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	No677をご覧ください。	
679	118	14	(5)				業務区分表 「6 病院機能に関する要件(要求水準書188頁)」によるとレストラン、職員用食堂の事業者が行う内装・備品等の所有権は事業者には帰属するとされています。したがって、本契約終了時に事業者が実施した内装工事は事業者にて速やかに解体・撤去するものと解釈しますがよろしいでしょうか。	原則ご質問のとおりですが、協議により病院事業庁が買い取ることも想定されます。	
680	118	14	(5)				業務区分表 販売管理の料金設定は事業者となっているが、保育食を販売する場合も含まれるか。	保育食の販売は想定しておりませんが、販売する場合はNo614をご覧ください。	
681	118	14	(5)				利便施設満足度調査の実施について 事業者には満足度調査が求められていますが、年1回以上の実施等の頻度及び量等について、病院事業庁側の想定がありましたらご教示下さい。	特に想定していませんので、事業者の提案に委ねます。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
682	122	1	(1)				各種工事標準仕様書の基準について	「特に指示・指定されている場合を除き、必ずしも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書の基準による必要はなく、本書で要求する基準を満たす限りは事業者が独自に有する仕様書の基準により工事を施工することも妨げない」と記載されています。このような仕様書の基準変更は、どのような手続きを踏み、承認されるのかをご教示ください。	事業者が独自に有する仕様書を用いる場合は、その用いる仕様書を病院事業庁に提出し説明するとともに、確認を受けることとしています。
683	122	1	(2)				業務概要	実施設計業務には院内ヒアリングは含まれないのでしょうか。	含みます。基本設計業務、実施設計業務及び工事監理業務にはヒアリングが含まれると考えております。
684	122	1	(3)	ア	(カ)		基本設計	重粒子線治療施設の整備に関して、事業者は病院事業庁に協力することになっておりますが、具体的な協力内容、事項をご教示願います。	図面の提供を想定しています。
685	122	1	(3)	ア	(カ)		重粒子線治療施設の行政手続き	事業者による行政手続き等の協力の範囲は、本事業での図面提供程度との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
686	123	1	(3)	ア	(ケ)	b (h)	実施設計	完成予想透視図のカット数、サイズをご教示願います。	今後、入札説明書でお示しします。
687	123	1	(3)	ア	(ケ)	b (i)	実施設計	完成模型の仕様、サイズをご教示願います。	今後、入札説明書でお示しします。
688	123	1	(3)	ア	(ケ)	b (j)	実施設計	工事を伴う備品リストとはどのようなものでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。
689	124	1	(3)	イ			工事監理業務	工事監理業務に関しては、構成員もしくは協力企業である設計業務を行う者が兼ねることになるのでしょうか。また工事監理業務のみ別の者が実施する場合、満たすべき要件はございますでしょうか。お示しください。	必ずしも兼ねる必要はございません。「実施方針」No100～110をご覧ください。「設計業務」を「工事監理業務」と読み替えてください。詳細は、入札説明書でお示しします。
690	124	1	(3)	イ	(キ)		工事監理業務	第三者の設計・施工及び医療機器・備品等の搬入に協力することになっておりますが、具体的な協力内容、事項をご教示願います。	病院事業庁が整備する予定の備品及び医療機器の設置、利便施設の整備及び重粒子治療施設整備に必要な図面の提供並びに工程管理の調整を考えています。
691	125	1	(4)				業務区分表	県が業務担当主体となるもので基本設計図書、実施設計図書の確認という項目がありません。確認とはあくまで要求水準書、提案書その他の書面等に則った図面となっているかどうかの確認ということですか。	業務要求水準書の内容を満たしているかの確認、提案書の内容確認及び病院事業庁と協議した内容が基本設計・実施設計に反映されているかを確認します。
692	125	1	(4)				設計業務 業務区分表	基本設計及び実施設計業務のうち「関係者との調整」と、工事監理業務のうち「調整業務」の業務実施主体は県と事業者の双方が主分担となっておりますが、両者協力のもと業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
693	126	2	(3)	オ			近隣対応	「合理的に要求される範囲」の合理的の解釈につきましては、社会通念的な「合理的」との理解で宜しいでしょうか。	同種の施設で通常実施されている近隣対策を想定しています。
694	127	2	(3)	イ			事業者業務範囲	「医療機器・備品の設置・調整」については、事業者業務範囲分が対象という理解で宜しいでしょうか。	No690をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
695	127	2	(3)	ウ		建設業務	病院事業庁が行う別途工事との取り合い区分表をお示しください。	工事取り合い区分表については、公表の予定はありませんが、利便施設との取り合いについては、業務要求水準書(案)P188をご覧ください。	
696	127	2	(3)	エ		工事の進捗状況の報告	「定期的に工事の進捗状況の報告」については、月1回程度の理解で宜しいでしょうか。	原則、月1回といたします。	
697	127	2	(3)	オ		近隣説明	近隣住民等に対する説明において、県職員等の同行及び協力が得られるものとして考えて宜しいですか。	必要に応じて病院事業庁が協力します。	
698	127	2	(3)	オ		近隣説明範囲	近隣住民等に説明する内容は工事概要のみとし、その他事業に関する内容は県が行なうという理解で宜しいでしょうか。	建設工事に係る説明については事業者の対応とします。	
699	127	2	(3)	オ		苦情処理範囲	苦情処理につきましては、直接工事に関わるもののみを対象とする、との理解で宜しいでしょうか。	建設工事に係る苦情については事業者の対応とします。	
700	127	2	(3)	オ		建設業務	合理的に要求される範囲内での近隣対策とは、どのような対策でしょうか。具体的にご教示願います。	No693をご覧ください。	
701	127	2	(3)	オ		建設業務	現在まで病院事業庁が実施した県立がんセンター整備運営事業に関する近隣説明等について、ご教示願います。	実施方針等の公表の前後に周辺自治会及び隣接する住民に対して、がんセンター整備運営事業を含めた二俣川地区全体の整備計画について説明しております。	
702	127	2	(3)	キ		騒音・振動の程度	「土曜・日曜及び祝日は騒音及び振動の出る工事は行わない事」について、騒音・振動の程度は大型重機作業・解体作業との理解で宜しいですか。	近隣の理解を得られる範囲内で、事業者の判断に委ねます。	
703	127	2	(3)	キ		実施要件	「現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。」とありますが、当該時間とした根拠を教えてください。	本県で実施している公共工事の一般的な入札条件を引用しています。	
704	127	2	(3)	キ		実施要件	「現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。」とありますが、既に近隣への説明や、近隣等との協議をされていますでしょうか。	ご質問にあるような具体的な工事内容については、近隣住民等への説明や協議はしていません。	
705	127	2	(3)	キ		実施要件	「現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。」とありますが、既に近隣への説明や、近隣等との協議をされていれば、具体的な内容をご教示ください。	No704をご覧ください。	
706	127	2	(3)	ク		騒音振動測定器設置程度	「騒音振動測定器を常設し」について、工事開始日から終了時まで敷地に1台、設置箇所は事業者の判断という理解で宜しいですか。	設置台数は必要に応じて事業者が判断してください。設置箇所は周辺から見やすいところに設置であれば提案に委ねます。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
707	128	2	(3)	ツ			実施要件 「事業者が独自に有する仕様書を用いる場合は、その用いる仕様書を病院事業庁に提出し説明するとともに、確認を受けること」とありますが、基本的にその仕様書の変更を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁が業務要求水準書で要求する基準を満たす限りは、仕様書の変更を求めません。	
708	128	2	(3)	ツ			実施要件 「事業者が独自に有する仕様書を用いる場合は、その用いる仕様書を病院事業庁に提出し説明するとともに、確認を受けること」とありますが、病院事業庁の要請により仕様書を変更した場合に、事業者が発生した合理的な増加費用は病院事業庁の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁が業務要求水準書で要求する基準を満たす限りは、仕様書の変更を求めません。したがって、病院事業庁が変更を要求する場合は業務要求水準書の基準を満たさないことが判明した場合に、その際に発生する増加費用は事業者の負担となります。	
709	128	2	(3)	ツ			実施要件 「事業者独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを病院事業庁に報告し、確認を受けること」とありますが、基本的にその品質管理基準の変更を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁が業務要求水準書で要求する基準を満たす限りは変更を求めません。	
710	128	2	(3)	ト			施工記録 施工記録の程度・様式を御指示ください。	「実施方針」No138をご覧ください。	
711	128	2	(3)	ナ			実施要件 「事業者独自の品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを病院事業庁に報告し、確認を受けること」とありますが、病院事業庁の要請により品質管理基準を変更した場合に、事業者が発生した合理的な増加費用は病院事業庁の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁が業務要求水準書で要求する基準を満たす限りは、品質管理基準の変更を求めません。したがって、病院事業庁が変更を要求する場合は業務要求水準書の基準を満たさないことが判明した場合に、その際に発生する増加費用は事業者の負担となります。	
712	128	2	(3)	ナ			建設業務 事業者独自の品質管理基準による検査を行うことになっておりますが、事前に病院事業庁による品質管理基準の承認を必要とするのでしょうか。	事前の提出は必要としますが、事前の承認行為は想定していません。	
713	128	2	(3)	ニ			業務案件 「病院事業庁が別途発注する第三者の行う設計・施工」について、重粒子線治療施設以外に想定されるものをお示しください。	利便施設、病院情報システム及び現在の病院から移設する大型医療機器の設置工事などを想定しています。	
714	128	2	(3)	ヌ			建設業務 資材置き場の利用、駐車場の利用その他合理的に可能な範囲において、重粒子線治療施設整備工事に従事する者と協力することになっております。しかしながら共同利用は保管管理、安全、第3者への対応等難しいと思われませんが、想定されている協力内容をご教示願います。	原則、資材置き場及び駐車場については重粒子線治療施設整備工事と分離することになりますが、行政指導等があった場合は、協議の上、合理的な範囲で協力をしていただくことがあります。	
715	129	2	(4)				建設業務 業務区分表 既存工作物等解体工事において、運転免許試験場駐車が敷地引き渡し②、④、⑤及び運転試験場にまたがっております。解体の時期、範囲をご教示願います。	解体時期は提案によります。なお、解体範囲は特定事業選定時にお示しします。	
716	129	2	(4)				建設業務 業務区分表 電力の本件土地内引込み工事の業務担当主体が県とあります。敷地内の特高引き込み箇所から管理・研究棟までの電路工事は事業者範囲外という理解で宜しいでしょうか。	敷地外からの引きこみ負担金の支払いは県で行い、敷地内の特高引きこみ箇所からの電路工事は事業者が行います。	
717	129	2	(4)				建設業務 業務区分表 「関係者との調整」の業務担当主体は県と事業者の双方が主分担となっておりますが、両者協力のもと業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
718	129	2	(4)				業務区分表 各種調査	「電波障害・調査・対策」について、必要な範囲は事業者判断という理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
719	129	2	(4)				業務区分表 各種調査	「周辺家屋調査」について、必要な範囲は事業者判断という理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
720	129	2	(4)				業務区分表 各種調査	「近隣住民との調整・対策について」について、直接工事に関わるもののみを対象とする、との理解で宜しいでしょうか。	No698、699をご覧ください。
721	129	2	(4)				建設業務 業務区分表	敷地内の特高引き込み箇所から管理研究棟までの電路ルート及びその施工方法(埋設、架空)をご教示願います。	電路ルートは事業者の提案の範囲とし、施工方法は埋設とします。
722	129	2	(5)				費用区分表 各種調査、調整、対策費	「各種調査、調整、対策費について」について、直接工事に関わるもののみを対象とする、との理解でよろしいでしょうか。	「直接工事に関わるもののみ」との範囲がわかりませんが、工事及びそれに付帯する業務を含みます。
723	130	3					医療機器・備品等調達業務	与えられた調達リストに基づき、調達を行うこととなりますが、調達リストに記述された製品は同等品との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
724	130	3						提案時点と実際の購入時点との時間差により、医療機器は型番・仕様が変化することが予測されます。調達に関する入札提案の方法と評価方法はどのようにお考えでしょうか。	「実施方針」No213をご覧ください。
725	130	3	(3)				医療機器・備品等調達業務	SPCからの委託契約等で本業務を担当する企業は、薬事法の高度管理医療機器等販売業許可を得ている者を資格要件とすることによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
726	130	3	(3)				医療機器・備品等調達業務	業務要件は要求水準とは別に記載されておりますが、業務要件の位置づけはどのようなものとなるのでしょうか。	No25をご覧ください。
727	130	3	(3)	ウ			調達対象機器・備品	調達対象機器は別紙1および2に示されており、記載以外の機器は全て県側調達と理解します。たとえば無影灯、シーリングペンダント、手術室の壁埋込型器械戸棚等、建物との境界に属する機器類について、県・事業者の所掌をお示しください。	無影灯、シーリングペンダント、手術室の壁埋込型器械戸棚等、工事を伴う機器類の一部については、事業者の担当業務とします。詳細は、特定事業選定時にお示しします。No688をご覧ください。
728	130	3	(3)	キ			業務要件	「調達した医療機器・備品等には…(略)…、台帳を作成すること。また、取り扱い説明書とともに、当該台帳を病院事業庁に提出すること」とありますが、P.112業務区分表中の「医療機器管理台帳の管理(調達対象の医療機器)」は事業者主体となっています。事業者は台帳を提出した後に、県より当該台帳をお預かりし、「医療機器管理台帳の管理(調達対象の医療機器)」を実施するという考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
729	130	3	(3)	キ			医療機器・備品等調達業務	本業務で調達する以外の医療機器・備品等のシール貼付、台帳作成は本契約範囲外と理解しますがよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
730	132	3	(5)				業務区分表 医療機器・備品等の選定業務において調達計画作成、現場とのヒアリング・調整等が事業者の担当となっていますが、一方別紙1・別紙2においてメーカー、型番等が指定されています。具体的な選定業務について内容をご教示ください。	メーカーや機種・型番は参考に提示していません。実際の選定に当たっては参考提示した機器と同等以上であれば事業者の提案に委ねることを予定しています。詳細は今後入札説明書でお示しします。	
731	133	3	(6)				費用区分表 「官公庁手数料」については「許認可申請の取得」が県の主分担業務となっていることから、県の負担とするのが合理的だと思われませんが、事業者負担の場合、かかる手数料の具体的な内容および金額をご教示願います。	手数料は事業者負担とします。金額については提案によるので、各提案者が確認してください。	
732	134	4					開設準備業務 リハーサル計画及びトレーニング計画からの実施の遅延が生じた場合、事業者側に帰責性があることが証明された場合をのぞいて、事業者が責任を負うことはないと考えてよろしいでしょうか。	病院事業庁の帰責事由による場合や不可抗力による場合以外は原則として事業者の負担となります。	
733	134	3	(3)	イ			業務要件 リハーサル及びトレーニングについて、「すべてのがんセンタースタッフが参加できること」とありますが、旧がんセンター運用時における土日祝日もしくは平日業務時間外を前提とすることは可能でしょうか。ご教示願います。	可能とします。	
734	134	3	(3)	カ			業務概要 開業準備の期間は事業者の提案でよろしいでしょうか。	3か月を予定しています。	
735	134	4	(3)	カ			開発準備期間中の清掃等について 「開発準備の期間中は、必要最小限の清掃、保安警備、施設設備保守管理を行う」とありますが、「必要最低限」の定義についてご教示ください。	事業者の判断に委ねます。	
736	135	4	(4)				業務区分表 「病院情報システムの稼働に関するリハーサル」と「旧がんセンターから新がんセンターへの引越し」への協力が事業者の業務とされておりますが、その協力とはどのようなものであるのか、業務計画および費用算定のために必要ですので、ご教示ください。	現在のところ、リハーサルへの参加や工程調整を想定しています。	
737	135	4	(4)				業務区分表 事業者が立案および実施するリハーサルおよびトレーニングは、141頁の別紙1に示されている事業者が調達する医療機器と施設・設備についてのみであり、旧がんセンターから新がんセンターに移設される医療機器および物品等のリハーサルおよびトレーニングは事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	リハーサル及びトレーニングはスムーズな新病院への移行と開業後の円滑な運営を目的としております。したがって、開業準備の期間中に旧がんセンターから移設される医療機器等も含めた、新病院の運営全体に係るリハーサル及びトレーニング計画を作成する必要がありますので、業務範囲内とお考えください。ただし、開業後に新がんセンターに移設される医療機器等は対象外となります。	
738	135	4	(4)				開業準備業務 リハーサル及びトレーニングの実施における「医療機器・備品等」は「事業者が調達する医療機器・備品等」と理解してよろしいでしょうか。	N6737をご覧ください。	
739	135	4	(4)				業務区分表 旧がんセンターから新がんセンターに移設される医療機器および物品等のリストをご提示ください。	主な医療機器は「総合整備について」P30～32を参照してください。	
740	137	5	(2)				旧がんセンター解体除去業務 解体建物の詳細資料(設計図、建設年月、増築年月、改修年月、基礎構造等)をご教示願います(特にすでに判明しているアスベストの範囲)。	特定事業選定時にお示しします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
741	137	5	(2)				旧がんセンター解体除却 旧がんセンターのアスベスト、PCBなどの有害物質の調査報告書は、入札公告時までに提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。	
742	137	5	(2)	ア			解体既存図 解体業務を検討するにあたり、既存図面が必要となりますが、いつ頃公表して頂けますか。	特定事業選定時にお示しします。	
743	137	5	(2)	イ			家屋調査範囲 「事前事後の周辺家屋調査」について、調査範囲は事業者判断という理解で宜しいですか。	ご質問のとおりです。なお、竣工後に、近隣からクレームがあった場合の対応は事業者が行います。	
744	137	5	(2)	エ			既存杭位置 「杭等の存置構造物に係る配置図等の書類作成」について、杭の位置は既存設計図の位置(実測ではなく)宜しいでしょうか。	実測によります。	
745	137	5	(2)	エ			存置構造物等書類作成 「杭等の存置構造物に係る配置図等の書類作成」について、図面は平面図及び見えている形の寸法表記という理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
746	137	5	(2)	エ			旧がんセンター解体除去業務 既存施設の図面類は、CADデータで入手可能でしょうか。	CADデータはありません。	
747	138	5	(3)	ウ			杭及び基礎の存置 「杭及び基礎は存置する」について、現状GLより高いレベルの基礎・地中梁は解体するという理解で宜しいですか。	ご質問のとおりです。なお、残置部分は基礎、杭及び底版とし、業務要求水準書を修正することといたします。	
748	138	5	(3)	ウ			旧がんセンター解体除去業務 杭及び基礎は存置することになっておりますが、基礎の定義をご教示願います。	基礎とは基礎フーチング及び基礎梁を示します。	
749	138	5	(3)	エ			RIによる汚染の除去 「RIによる汚染の除去」について、その管理区域の範囲、汚染除去の範囲は入札前に御提示頂けるのでしょうか。または、入札後であれば、県の業務範囲との理解で宜しいでしょうか。	範囲は特定事業選定時にお示しします。なお、入札後に新たに範囲が確認された場合は、県の業務範囲とします。	
750	138	5	(3)	エ			RIによる汚染の除去 「RIによる汚染の除去」について、その管理区域の範囲、汚染除去の範囲を事業者が事前に調査出来るという理解で宜しいでしょうか。また、その時期は入札前と言う理解で宜しいでしょうか。または、入札後であれば、県の業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	事前に調査はできません。範囲は特定事業選定時にお示しします。なお、入札後に新たに範囲が確認された場合は、県の業務範囲とします。	
751	138	5	(3)	キ			建築物解体工事共通仕様書について 「最新版」の基準日は、入札広告日と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
752	139	5	(3)	ケ			アスベスト建材 「除去建物から新たにアスベスト建材を発見した場合」について、事前に調査出来るという理解で宜しいでしょうか。また、その時期は入札前と言う理解で宜しいでしょうか。または、入札後であれば、県の業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	現在確認されているアスベスト建材の範囲は特定事業選定時に公表いたします。なお、事業者は解体工事の直前にアスベスト建材の調査を行い、病院事業庁に報告してください。新たに発見されたアスベスト建材の撤去は病院事業庁の業務範囲といたします。	
753	139	5	(3)	ケ			業務概要 吹付アスベストが約90㎡あり、既に封じ込めは完了しているとありますが、除去にかかる費用を見積もるために、状況や量などについて詳細をご教示ください。	No752をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
754	139	5	(3)	ケ			業務概要 記載の封じ込めが完了しているアスベスト以外にアスベストが見つかった場合の合理的な増加費用は県の負担との理解でよろしいでしょうか。	No752をご覧ください。	
755	139	5	(3)	ケ			アスベストの発見 判明済みのアスベストが発見された場合の除去に関しては、事業者が行うものと理解しておりますが、それ以外のもが発見された場合の費用については別途請求ができるとの理解でよろしいでしょうか。	No752をご覧ください。	
756	139	5	(3)	コ			PCB使用電気機器 「PCB使用電気機器を発見した場合」について、事前に調査出来るという理解でよろしいでしょうか。また、その時期は入札前と言う理解でよろしいでしょうか。または、入札後であれば、県の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	PCB使用電気機器は事業開始前に病院事業庁が処分する予定です。なお、解体工事中に新たにPCB使用電気機器が発見された場合の処理は病院事業庁の業務範囲です。	
757	139	5	(3)	サ			土曜・日曜及び祝日作業 「土曜・日曜及び祝日は騒音及び振動の出る工事は行わない事」について、騒音・振動の程度は大型重機作業・解体作業との理解でよろしいですか。	No702をご覧ください。	
758	139	5	(3)	サ			業務概要 「現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。」とありますが、既に近隣への説明や、近隣等との協議をされていますでしょうか。	No704をご覧ください。	
759	139	5	(3)	サ			業務概要 「現場での作業時間は原則として8時30分から17時までとし、土曜、日曜及び祝日は騒音及び振動のする工事は行わないこと。」とありますが、既に近隣への説明や、近隣等との協議をされていれば、具体的な内容をご教示ください。	No704をご覧ください。	
760	139	5	(3)	シ			騒音振動測定器 「騒音振動測定器を常設し」について、工事開始日から終了時まで敷地に1台、設置箇所は事業者の判断という理解でよろしいですか。	No706をご覧ください。	
761	139	5	(3)	セ			周辺家屋調査 「事前事後の周辺家屋調査」について、調査範囲は事業者判断という理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。事業者の判断に委ねます。	
762	140	5	(4)				業務区分表 周辺家屋調査 「周辺家屋調査」について、必要な範囲は事業者判断という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。事業者の判断に委ねます。	
763	140	5	(4)				業務区分表 近隣住民との調整、対策 「近隣住民との調整・対策について」について、直接工事に関わるもののみを対象とする、との理解でよろしいでしょうか。	No698、699をご覧ください。	
764	140	5	(4)				業務区分表 土壌汚染調査 土壌汚染があった場合は、処理は別途という理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染が判明した場合は、別途病院事業庁で対応します。	
765	140	5	(4) (5)				業務区分表 費用区分表 土壌汚染調査結果に基づく土壌汚染対策については、県の費用負担のもとに県が実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
766	141	別紙1					調達する医療機器リスト	8/8の実施方針説明会において、「別紙1に記載されている調達医療機器リストは、現時点での予定であり、入札公告において最終リストを公表する予定である。」とのコメントがありましたが、新規に調達する医療機器が大幅に増えるなどの変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	現在リストの精査中ですが、調達する医療機器等リストが大幅に増えるなどの変更はないと考えています。なお、詳細は入札説明書でお示します。
767	141	別紙1					調達する医療機器リスト	機器リストは、入札公告時に最終リストを公表することですが、公告以降、機器及び機器の仕様等の変更等があった場合に事業者が発生した合理的な増加費用は県の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告後に医療機器及び医療機器の仕様の変更があった場合の対応方法等については入札説明書でお示します。
768	141	別紙1					調達する医療機器リスト	記載されている型式、メーカーは参考ということですが、同等以上であれば、他社製品でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
769	141	別紙1					調達する医療機器リスト	他社製品とした場合、同等以上と判断される基準をご教示ください。	入札説明書でそれぞれの医療機器に求められるスペックや性能をお示しする予定ですので、そのスペックや性能を基準とします。
770	141	別紙1					調達する医療機器リスト	機器毎に参考メーカー、参考機種・型番が記載されていますが類似同等品の提案は可能でしょうか。また、個々の機器に関するオプション機器構成、ネットワーク機能等についてはどの段階でお示しいただけるのでしょうか。	前段については入札説明書でそれぞれの医療機器に求められるスペックや性能をお示しする予定ですので、そのスペックや性能を満たしていれば他社製品でも可能です。また、後段については入札説明書でお示します。
771	141	別紙1					調達する医療機器リスト	リストにない医療機器については病院事業庁が購入するあるいは移設すると考えてよいでしょうか。	調達する備品及び工事を伴う備品以外については病院事業庁で調達します。
772	142	別紙2					調達する備品等リスト	記載されている型式、メーカーは参考ということですが、同等以上であれば、他社製品でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
773	142	別紙2					調達する備品等リスト	他社製品とした場合、同等以上と判断される基準をご教示ください。	入札説明書でそれぞれの備品等に求められるスペックや性能をお示しする予定ですので、そのスペックや性能を基準とします。
774	142	別紙2					調達する備品等リスト	8/8の実施方針説明会において、「別紙1に記載されている調達医療機器リストは、現時点での予定であり、入札公告において最終リストを公表する予定である。」とのコメントがありましたが、備品リストについても、同様に最終リストが公表される場合、基本的には大幅な変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	現在リストの精査中ですが、調達する備品等リストが大幅に増えるなどの変更はないと考えています。なお、詳細は入札説明書でお示します。
775	142	別紙2					別紙2 調達する備品等リスト	先日の説明会で最新の「調達する備品等リスト」は入札公告時に公表予定であると伺いました。公表予定の「調達する備品等リスト」以外の調達設置は事業外との理解で宜しいでしょうか。	調達する備品及び工事を伴う備品以外については病院事業庁で調達します。
776	142	別紙2					調達する備品リスト	機器毎に参考メーカー、参考機種・型番が記載されていますが類似同等品の提案は可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
777	142	別紙2					調達する備品等リスト	備品等の定義にあたらぬ10万円未満の物品については、別途病院事業庁が購入するという考えでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
778	145	1	(1)				本事業共通の留意事項	本事業共通の留意事項は要求水準に該当しますか。	本業務を遂行するに当たっての留意事項なので要求水準の一部となります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
779	145	1	(1)	ケ			用途変更	多床室の個室化、将来の諸室の用途変更の対応についてはコンクリート床のレベル下げ等、計画に大きく影響する場合がありますため、現在の想定(何床分の対応や時期等)がございましたら、ご教示願います。	現在のところ、用途変更の諸室、規模及び時期についての想定はしていません。
780	147	2	(6)	オ			インフラ整備状況 電気に関して	特高高压線による引き込みを予定とあります。特高受電の電圧をご教示願います。	供給電圧66kVを想定しています。
781	147	2	(8)				敷地の引渡しに関する条件	添付資料5(敷地引渡し予定図)によると、最終的な敷地形状になる時期は「病院開院後」とありますが、許認可の関係上可能であることを所管行政庁に既に確認されているのでしょうか。(当初より、最終敷地形状にて許認可を取得すれば足りるのでしょうか。)	現在のところ、関係市町村から開院時から最終的な敷地形状になるまでは仮使用可能との旨の見解をいただいております。
782	147	2	(9)				重粒子線治療施設による 建築制限	重粒子線治療施設への電力供給を見込むにあたり必要となる重粒子線施設との工事範囲の分担は、いつごろ開示いただけますでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。
783	147	2	(9)				重粒子線治療施設による 建築制限	重粒子線治療施設への電力供給を見込むにあたり必要な、重粒子線施設の仕様は、いつごろ開示いただけますでしょうか。	入札説明書でお示しします。
784	147	2	(9)				敷地の引渡しに関する条件	建設用地④の中に重粒子線治療施設建設用地が含まれております。用地全体については現状有姿にて引渡しを受け、工作物等の除却・整地を事業者負担で実施し、治療施設用地も同様に事業者負担で除却・整地を行ない、ふたたび市に引き渡し、市で治療施設の建設を行い、治療施設外構工事を事業者が施工するということになるのでしょうか。あるいはそれらも含めた詳細を覚書にて規定するのか、お示しください。	建設用地④の中に重粒子線治療施設建設用地は含まれておらず、添付資料4の⑤に建設する計画です。また、重粒子線治療施設の建設は市でなくて県が行います。
785	147	2	(9)	ア			重粒子線治療施設の敷地	本PFI事業と重粒子線施設の敷地は(建築基準法上等)別敷地として扱うとの理解で宜しいでしょうか。	同一敷地として扱います。
786	147	2	(9)	ア			重粒子線治療施設による 建築制限	入札公告までに公表予定の「重粒子線治療施設配置計画図」には、概略平面図も含まれると考えてよろしいですか。	現在のところ、概略平面図は提示する予定はありません。がんセンターの計画に必要な情報は今後、入札説明書でお示しします。
787	147	2	(9)	ウ			重粒子線治療施設について	重粒子線治療施設の建築面積は約3,000㎡の予定であり、配置上の大きさが添付資料-4計画敷地図に⑤として明記されています。提案時における重粒子線治療施設は、添付資料-4の⑤を利用するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。
788	148	3					③建築に関する要件	今回の事業は開発行為は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案により開発行為に該当する場合がありますので、関係市町村にご相談の上、個別に判断してください。
789	148	3	(1)				基本方針	平面あるいは屋上のヘリポートの整備は必要ないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
790	148	3	(1)	ア	(ア)		延べ床面積	延べ床面積:46,500㎡以下とありますが、下限値はあるでしょうか。またサービスヤードは除くとありますが、サービスヤードの定義(駐車場部分、車路等は含むか?)を提示していただけますか。	下限値はありません。要求水準を全て満たすものであれば提案によります。また、物品等の搬入に必要な荷捌き、車路等をサービスヤードとしています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
791	148	3	(1)	ア	(ア)		基本方針	延べ床面積は「46,500㎡以下」とありますが、下限値は設けられていないという理解でよろしいでしょうか。	No790をご覧ください。
792	148	3	(1)	ア	(ア)		基本方針	「延べ床面積」は、病院棟、管理・研究棟、院内保育施設、外構施設及び付帯施設の各施設の延べ床面積の合計値であり、施設ごとの延べ床面積に関する要件はないという理解でよろしいでしょうか。	棟及び施設ごとの延べ床面積に関する要件は特にありませんが、諸室リスト及び諸室概要シートの面積要件を満たした計画をお願いします。
793	148	3	(1)	ア	(ア)		延べ床面積について	延べ床面積は46,500㎡以下とありますが、下限の規定はあるのでしょうか。ご教示ください。	No790をご覧ください。
794	148	3	(1)	ア	(ウ)		施設規模	現状の駐車場スペース(206台)では不足しており、業務要求水準書において「駐車台数:340台以上」と記載されておりますが、駐車台数を要求水準より多く確保すれば、提案審査において加点の対象になると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書でお示します。
795	148	3	(1)	イ	(ア)		院内保育施設、付帯施設	院内保育施設及び付帯施設について別棟にて計画の指定ですが、要求水準をすべて満たした上で、病院棟もしくは管理・研究棟の一部として計画することは可能でしょうか。	院内保育施設は別棟で設置してください。
796	148	3	(1)	ウ			駐車台数	指定の駐車台数340台の、患者用と職員用の内訳についてご教示願います。	職員用駐車場は想定していません。340台のうち、通用口付近に救急車及び(民間)寝台車用を5台以上設置し、それ以外は患者用とします。
797	148	3	(2)	ア			各施設の配置計画について	添付資料4「計画敷地図」及び添付資料6「土地利用計画図」を参考に病院棟、管理・研究棟、院内保育施設及び付帯施設を配置することとありますが、各施設の配置計画において、事業者側にはどの程度の提案余地があるのでしょうか。	配置計画は業務要求水準書に従っていただきます。
798	148	3	(2)	イ			エネルギー供給施設	エネルギー供給施設について管理・研究棟内での計画の指定ですが、太陽光エネルギーが病院棟屋上での指定のため、効率等を考え、病院棟内での設置は可能でしょうか。	エネルギー供給施設は、業務要求水準書のとおり、原則、管理・研究棟の1階及び2階に設置してください。
799	148	3	(2)	イ			配置計画	重粒子線治療施設へのエネルギー供給は電力のみと考えてよいですか。	給排水等のインフラも考えています。
800	148	3	(2)	エ			高圧線の協議	高圧線に対する離隔距離に関する東京電力との協議は、各グループ個別に行うと理解すべきでしょうか。	事前調査資料は、特定事業選定時にお示します。その他、必要があれば個別に行ってください。
801	149	3	(3)				アプローチ計画	一般車両、タクシー以外にバスが構内に入ることはあるでしょうか。	路線バスが構内に入る予定はありません。
802	149	3	(3)				アプローチ計画	「二俣川運転免許場再整備」において、新運転免許センターのアプローチについての考え方についてご教示願います。	新運転免許試験場のアプローチについては確定しておりません。
803	149	3	(3)	ア			出入り口の警察との協議	出入口に対する警察本部との協議は、個別に進めると理解して宜しいでしょうか。その場合、協議開始の許可日等ございましたらご教示願います。	ご質問のとおりです。また、協議開始の許可日等はありません。なお、アプローチ計画については、警察本部交通規制課から、「駐車場法」に従うよう指示がありましたので遵守した計画をお願いします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
804	150	3	(4)	ケ			重粒子線治療施設への動線計画については、外来患者さんと入院患者さんのどちらに配慮した動線計画を行うべきか、ご教示下さい。	外来患者と入院患者の両方の動線に配慮した計画をお願いいたします。	
805	150	3	(5)	ウ			ハトの糞害 病棟の避難バルコニーはハトの寄り付き場となりやすいと考えられます。病棟のバルコニーを設けない提案は可能でしょうか。	可能です。病棟の安全・避難計画を十分に考えた提案をお願いします。	
806	151	3	(6)	キ			内装計画 病室及びスタッフステーションについてはモックアップを作成することになっておりますが、その種類、規模をご教示願います。	一般病棟のスタッフステーション、4床室、1床室は、最低必要と考えています。	
807	151	3	(6)	キ			モックアップ モックアップを本設と兼用しないよう指示がありますが、別棟でモデルルーム等を作ると、コストや工事動線等に大きく影響すると懸念されます。安全や動線、スケジュール等に配慮した上で、本設内での作成を再度ご検討頂けないでしょうか。	あくまで本設と兼用しないと言う意味であり、別棟でモックアップを作る必要はありません。	
808	151	3	(6)	コ			内装計画 「患者が利用する扉は引戸とし」は、続く「自動ドア」と同様「必要に応じて」もしくは「原則として」と考えてよいか。厳密な捉え方をすると便房の扉も引戸となり現実的でない。	多目的トイレ、車椅子用トイレを除くトイレについては、必ずしも引戸にする必要はありません。業務要求水準書を修正します。	
809	152	3	(7)				外構計画 敷地内に保存樹木、移植樹木、移設構築物等はないものとの理解でよろしいでしょうか。	敷地内の桜で保存できるものについては保存する予定です。なお、移植樹木はございません。また、移設構築物は防災備蓄倉庫を病院事業庁が移設をするので、設置場所を確保してください。なお、現地見学会も実施しますので参考としてください。【別紙12】を参照	
810	152	3	(7)	イ			外構計画 重粒子線治療施設周辺の外構は、重粒子線治療施設と一体で計画する必要があると推察されるため、外構設計及び申請は別途業務との理解でよろしいでしょうか。	本業務に含むものとします。	
811	152	3	(7)	イ			外構計画 重粒子線治療施設周辺の外構工事の排水設備や各種取り合いなど県と事業者における工事区分をご教示願います。	今後、入札説明書でお示しします。	
812	152	3	(7)	ウ			既存樹木 できる限り既存樹木を生かした植栽計画としますが、既存樹木の位置をご提示いただけますか。また、残すべき既存樹木等はありませんでしょうか。	既存樹木に関する資料については、特定事業選定時にお示しします。残すべき樹木については、桜で保存できるものについては保存する予定です。No809をご覧ください。	
813	152	3	(7)	ウ			既存の樹木について 「できる限り既存の樹木を生かした植栽計画」とありますが、今後既存樹木の調査資料をいただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	No812をご覧ください。	
814	152	3	(7)	ウ			外構計画 既存樹木を生かした植栽計画を行うため、既存の樹木調査資料をご教示願います。	No812をご覧ください。	
815	152	3	(8)	ア			通用口近くの駐車場について 駐車場を通用口の近くに5台以上設けることを求められていますが、駐車するのは救急車輦との想定で宜しいでしょうか？	救急車及び(民間)寝台車とします。なお、急患の患者については、降ろした後患者用駐車場に移動してもらうことを想定しています。	
816	152	3	(8)	キ			駐車場 駐車場を有料としますが、340台全てを有料としますでしょうか。また、通用口付近に設ける駐車場(5台以上)も同様でしょうか。	ご質問のとおりですが、340台のうち、通用口付近に設ける救急車及び(民間)寝台車(5台以上)については有料としません。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
817	152	3	(8)	キ			ゲート及び自動精算機、事前精算機 ゲート及び自動精算機を設置し、事前精算機の対象とすべきは「本設の駐車場」であって、建設用地④整備完了までの期間に公開空地整備予定地等に「仮設する駐車場」については主に人の手による駐車場管理を行う提案も可能である、との理解で宜しいでしょうか。	仮設駐車場については課金が行なえれば、人の手によるものとしても構いません。ただし、この人の手による駐車場管理は保安業務に含まれるものとします。	
818	155	4	(4)	ア			病院棟の構造について 病院棟及び管理・研究棟の構造種別は、RC造とする」とありますが、階高設定、設備納まり及びコスト等を総合的に考えた時、例えば梁を鉄骨にするなどの提案も可能でしょうか。ご教示ください。	不可とします。医療行為、研究所の研究活動を阻害する振動等の発生を懸念し、RC造としているので業務要求水準書に従ってください。	
819	155	4	(4)	ア			管理・研究棟の構造 管理・研究棟の構造種別についてRC造の指定がありますが、同様の性能を満たすと判断した場合、S造等他の構造形式にすることは可能でしょうか。	不可とします。業務要求水準書(案)P155の4- (4) -アに記載のとおり、RC造での提案をお願いします。	
820	155	4	(4)	ア			構造種別 病院棟及び管理・研究棟の構造種別は、例えばSRCなど、RC以外の種別も可能との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。No818をご覧ください。	
821	155	4	(5)	ア			下部構造 極めて稀に発生する地震動とありますが、その定量数値をご教示願います。	平成12年建設省告示第1461号第4号で定める「極めて稀に発生する地震動」を参照してください。	
822	156	5	(1)	ア	(ア)		設備要件におけるCO2削減 CO2排出量削減に関して、ライフサイクルを考慮した、「ライフサイクルCO2の最小化」が要件であると考えてよろしいでしょうか。 また、具体的なライフサイクルCO2評価方法は、温対法に基づくCO2排出総量の評価と考えてよろしいでしょうか。	CO2排出量削減は努力目標として努めていただきます。なお、提案審査における評価をする場合は、入札説明書でお示しいたします。	
823	156	5	(1)	ア	(ア)		CO2排出量削減 熱源システム選定等のCO2排出量削減に関する定量的評価に使用するエネルギー毎の排出CO2原単位については、現在エネルギーサービス会社毎に独自の数値を公表している状況にあるため、実施方針の中で基準原単位をお示しいただきたいと考えます。(例えば「温対法基準値を使用すること」等)	No822をご覧ください。	
824	156	5	(1)	ウ	(ア)		LCC削減 LCC算定に使用するエネルギー単価(電力、ガス、油等のフラットレート)は変動しているため、実施方針の中で基準単価をお示しいただきたいと考えます。	LCCを評価する場合には、特定事業選定時にお示しします。No822をご覧ください。	
825	156	5	(1)	オ			太陽光発電装置の設置 太陽光発電装置の設置において、各種補助金の申請・取得につき、どのようなお考えでしょうか。	補助金の取得は提案によります。なお、病院事業庁で補助金を取得する予定はありません。	
826	157	5	(2)	ア			設備項目 業務要求水準書(案)157頁に「電話通信設備」「監視カメラ(ITV)設備」「セキュリティ設備」等の設備項目があります。 これら(以下「ネットワークインフラ」という)は、20年に渡る事業期間内に見直しを行う際、建設企業ではなく実質的にネットワークインフラの設計構築を担当するITベンダー等のほうが最適な提案を行えると考えます。 従いまして、ITベンダー等がSPCと直接契約する立場(構成員、協力企業等)になることが望ましいと思います。そのためにもネットワークインフラの設計構築及び維持保守を建設業務とは独立した業務として定義いただき、ネットワークインフラの設計構築業務を実施方針3頁「新病院建設関係」に、ネットワークインフラの維持保守業務を実施方針2頁「病院運営関係」に新たに記載いただけませんか？	ご意見として承ります。なお、新たに記載する予定はございません。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
827	157	5	(2)	ア		電気設備項目	電気設備の項目のうち、多くが情報系との関連が多いと思われませんが、提案書作成中に情報系部門の方との打合せ、若しくは必要な資料の受領が可能と理解して宜しいでしょうか。	特に打合せをする予定はありません。提案作成に必要な資料等がありましたら、意見交換会又は事業者ヒアリングの際にお知らせください。	
828	157	5	(2)	イ	(ウ)	重粒子線治療施設	重粒子線治療施設に必要な電気容量を確保することあります。事業者の所掌範囲は管理・研究棟に重粒子線治療施設用の配電設備の設置スペースを見込むところまでとし、設備本体の設置は含まないものとして宜しいでしょうか。	配電設備の設置は事業者が行なうものとしません。	
829	157	5	(2)	イ	(ウ)	重粒子線治療施設	重粒子線治療施設の概ねの設備容量、受電電圧、及び、幹線引き込み本数をご教示願います。	重粒子線発生装置の総電気容量は概ね7,300KVAです。その他の事項は、今後、入札説明書で示します。	
830	157	5	(2)	ウ	(ア)	受変電設備	「無停電でメンテナンスを行える」とは「医療上、病院運営上最低限必要な負荷に対し止めることなく」と解釈してよろしいでしょうか。また、それは非常用発電機からの供給でもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
831	157	5	(2)	ウ	(ア)	受変電設備	受変電設備は力率改善や高調波抑制を考慮することあります。本件受変電設備より重粒子線治療施設への電源供給が計画されておりますが、重粒子線治療施設に関わる力率改善、高調波抑制は同施設内で講じるものとし、本件受変電設備側での配慮は不要という理解で宜しいでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。	
832	157	5	(2)	ウ	(ア)	受変電設備	ここでいう系統電力の供給とは受変電設備の1次側供給と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
833	158	5	(2)	ウ	(イ)	非常用発電機の容量	「非常用発電装置は設備容量の概ね30%の電力供給を可能とすること」とあります。設備容量とは本事業に関わる設備容量であり、重粒子線治療施設に関わる設備は含まないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
834	158	5	(2)	ウ	(イ)	非常用自家発電設備	30%の電力供給とは実運用負荷に対し概ね30%の容量と解釈してよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)P158の5-(2)-ウ-(イ)-cに記載のとおり、設備容量の30%とします。	
835	158	5	(2)	ウ	(イ)	非常用自家発電設備	設備容量には重粒子線治療施設分は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	No833をご覧ください。	
836	158	5	(2)	ウ	(エ)	無停電電源設備	医療系無停電電源装置の場合、自家発電装置が稼動するまでの十分な容量の電源を医療機器自体に持っている場合は、それを停電保証時間に組み込んで考えても良いか？また設備対応は4つのカテゴリに応じたグレード設定を行っても良いか。	前段についてはご質問のとおりです。後段については事業者の提案によります。	
837	158	5	(2)	ウ	(オ)	中央監視設備	空調設備計画にある中央監視設備とひとつの構成と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
838	158	5	(2)	ウ	(オ)	中央監視設備	空調設備計画にあるBEMSとひとつの構成と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
839	160	5	(2)	ウ	(カ)	PHSの必要台数について	PHSの必要台数についてご教示下さい。	350台前後を想定しています。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
840	160	5	(2)	ウ	(サ)		情報用設備 a～eに記載されている5つのシステムを実現する方法として、性能を保証することを前提に、VLANの技術により、理論上はシステムを分けてはいるが、物理的には同一配線とすることは、要求水準を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	物理的に別の配線といたします。最大3本の配線を想定しています。	
841	160	5	(2)	ウ	(サ)		情報用設備 性能を保証することを前提に、記載された以外で提案上必要になるLANシステムを記載されているシステムと統合することは、要求水準を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	提案上必要となるLANシステムによると考えています。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思います。	
842	160	5	(2)	ウ	(サ)		情報用設備 院内ネットワークコンピュータ用のLAN、患者が利用するインターネット用のLAN、県庁LANとも病院運営上必要な各室とサーバー室間とありますが、いずれ具体的に室名が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。LANを配線する室名は公表いたします。今後、特定事業選定時にお示しします。なお、病室は2系統で、それ以外は3系統を考えています。	
843	160	5	(2)	ウ	(サ)	a	情報用設備 事業者は配管、モジュラージャックの設備を設ける作業のみを行い、それ以外の全て、LANの構築、配管図、モジュラージャックの設置位置等は病院事業庁にて提示していただけのもので考えますがいかがでしょうか。	業務範囲はご質問のとおりです。設置位置等の詳細については実施設計時にお示しします。	
844	160	5	(2)	ウ	(サ)	c	情報用設備 患者が利用するインターネットLANは病院事業庁が設置を行うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
845	160	5	(2)	ウ	(サ)	d	情報用設備 「LAN構築できるよう、配管、モジュラージャック等の設備を設けること」とありますが、配管、モジュラージャック等の設備とは、配管工事・配線工事・成端(コンセント)工事までで、ネットワーク機器設置までは含まないという考えでよろしいでしょうか。	配線工事、ネットワーク機器設備は含まれません。	
846	160	5	(2)	ウ	(サ)	d	情報用設備 県庁LANの構築は病院事業庁が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
847	160	5	(2)	ウ	(サ)	e	情報用設備 患者案内表示システムの導入は病院事業庁が行うと考えてよろしいでしょうか。	患者案内装置のモニター等は、諸室シートに記載のとおり事業者負担により整備します。患者案内に係る情報システムそのものは、病院事業庁が整備します。	
848	161	5	(2)	ウ	(セ)	a	テレビ設備 任意のVTR及び自主放送とはアナログ放送と考えてよろしいでしょうか。	デジタル放送対応とします。	
849	161	5	(2)	ウ	(ソ)	d	ナースコール設備等 連動させるME機器を具体的にご教授願います。	現在のところ、生体監視装置と考えております。	
850	162	5	(2)	ウ	(チ)		監視カメラ(ITV)設備 「映像を一定期間保存できる設備を設置すること」とありますが、一定期間とは、「県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」に記載されているとおり、1ヶ月を最大と考えればよろしいでしょうか。	1か月の保存とします。No522をご覧ください。	
851	162	5	(2)	ウ	(ツ)		医療用カメラ設備 医療用カメラ設備の具体的な使用目的をご教示願います。	患者観察用です。	
852	163	5	(2)	ウ	(ナ)	e	セキュリティ設備 非接触式カードリーダーによる認証用カードの必要枚数の用意は事業者となっていますが、維持管理運営期間中の当該カード追加作成費は病院事業庁負担と解釈してよろしいですか。事業者負担である場合は、がんセンタースタッフ等の入替え等による各年次の発行予定枚数をご教示願います。	病院事業庁の負担となります。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
853	164	5	(3)	ウ	(ア)	g	空調設備	災害時に運転する30%以上の能力とは熱源設備のことと考えてよろしいでしょうか。また、災害時に運転が必要な部屋をお示し下さい。	前段については、ご質問のとおりです。また、後段については、諸室リストに示している諸室及び通常必要とされる部屋となります。
854	164	5	(3)	ウ	(ア)	h	居室の温度・湿度	居室における温度と湿度の指定がありますが、他の案件や経験値に基づき別途ご提案することは可能でしょうか。またこの温度と湿度については、主に患者が利用する病室や診察室等の指定と理解して宜しいでしょうか。	不可とします。諸室概要シートに指定のない限り、業務要求水準書に従ってください。また、居室とは、患者、スタッフを問わず人が常時いる部屋と理解いただきます。
855	164	5	(3)	ウ	(ア)	h	空調設備	提示されている温度、湿度は設計値と理解しますがいかがでしょうか。	提示している温度及び湿度は、設計用屋内条件です。
856	164	5	(3)	ウ	(ア)	h	空調設備	夏期の温度条件は手術室など限定した部屋のみの条件と考えてよろしいでしょうか。また、その場合の限定箇所を具体的にお示し下さい。	No854をご覧ください。また、居室以外については、「病院空調設備の設計・管理指針」に基づき諸室ごとに適宜設定してください。
857	164	5	(3)	ウ	(ア)	h	空調設備	温度のみ部屋ごとに調整ができるようにし、湿度は空調ゾーンごとに調整すると考えてよろしいでしょうか。	諸室概要シートに指定している部屋を除き、ご質問のとおりです。
858	164	5	(3)	ウ	(ア)	h	空調設備	「指定のない限り温度を夏季26℃±1℃、冬季22℃±1℃、湿度を50%±5%とする」は通常時の目標値と考えてよいか。特に湿度条件の厳密な運用は結露などの支障をきたすのではないかと。	提示している温度及び湿度は設計用屋内条件であり目標値ではありません。したがって、後段については、ご意見として承ります。
859	164	5	(3)	ウ	(ア)	a	熱源システムの環境性	熱源システムの環境性に関する考慮とは、「ライフサイクルCO2(LCCO2)」を含むと考えてよろしいでしょうか。またこの場合、環境性の定量的な評価指標を明確にするため、要求水準上で、熱源システムの考慮事項として、「LCCO2」を明記頂く方が良いと考えますが、いかがでしょうか。	No822をご覧ください。
860	164	5	(3)	ウ	(エ)	b	エネルギー消費量計測	『部門別及びエネルギー種別ごとにエネルギー消費量を計測、監視可能なシステムとする』とありますが、電力は比較的容易に計測可能ですが、ガスや油を熱源とする空調の熱量、給水量、給湯量、ガス、蒸気量等を部門毎に計測するためには系統分けが膨大で大変複雑なシステムとなります。給湯や空調等の循環系エネルギーの計測や冷却塔の運転や補給水の部門配分等誤差が大きかったり、配分が難しい等厳密な計測は難しく、現実的なシステムとは成り得ないものと思われれます。『エネルギー消費量の経年的な解析に資するよう極力細分化した計測を可能とする』等の記述とし提案にまかせるか、『計測するポイントとエネルギー種別：部門毎の電力、各熱源機器(電力・ガス・上水)、厨房(電力・ガス・上水)』等、計測するポイントとエネルギー種別を重要度具体的にお示しいただきたいと考えます。	部門ごとの電力、空調熱量及び水使用量については、最低限必要であると考えています。
861	165	5	(4)	ウ	(ア)	1	トイレ	病棟以外のトイレにはエアータオルを設置するとありますが、多人数用のトイレのみに設置し、スタッフ専用の一人用便所等には設置不要と考えて良いでしょうか。	ご質問のとおりです。
862	165	5	(4)	ウ	(ア)	1	衛生器具設備	エアータオルは病棟以外の主たる便所に設置すると考えてよろしいでしょうか。	No861をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
863	166	5	(4)	ウ	(イ)	d	給水設備	「災害用の備蓄として飲用はペットボトルで対応する」とありますが、当該ペットボトルの備蓄は事業者側業務でしょうか。そうであるならば、患者給食提供業務の実施要件である「災害用対応として飲料水を3日以上備蓄する」要件の対応としてのペットボトルの備蓄を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。
864	166	5	(4)	ウ	(イ)	d	給水設備	備蓄する雑用水は常時の平均使用量の100時間分と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
865	166	5	(4)	ウ	(ウ)	c	排水設備	非常用排水貯留槽の貯留量をご教示願います。	平常時の使用量の30%を100時間分とします。
866	168	5	(5)	オ			昇降機・搬送設備計画	部門あるいは諸室間の専用の昇降機・搬送設備は、事業者の実施する各種搬送業務の運用方法や施設面における部門配置提案などに合せて、設置の有無も含め提案可能であるものとの理解でよろしいでしょうか。	特に指定した小荷物専用昇降機及び搬送設備は必ず設置してください。
867	168	5	(5)	オ	(ア)	a	小荷物専用昇降機について	薬剤部門と外来化学療法室を結ぶ小荷物専用昇降機は、P167(5)ア(オ)の小荷物専用昇降機と同一のものとの理解で宜しいでしょうか？	同一ではありません。なお業務要求水準書(案)P167の5-(5)-ア(オ)は削除し、P168の5-(5)-ウの小荷物専用昇降機に「積載量を30kg程度」を追加します。
868	168	5	(5)	オ	(イ)		小荷物専用昇降機又は搬送設備	外来部門一病棟組織・細胞診検査を連絡する小荷物専用昇降機又は搬送設備は、外来各ブロックごとに1箇所程度と想定して宜しいでしょうか。	各ブロックから待合、廊下等の患者の動線を通ることなく利用できる位置であれば全体で1か所でも構いません。
869	168	5	(5)	オ	(イ)		小荷物専用昇降機又は搬送設備を設置する部門、諸室	小荷物専用昇降機又は搬送設備を設置する部門、諸室が記載されていますが、他の搬送方法を提案することは要求水準未達となるのでしょうか。	指定されている部門、諸室間は指定の小荷物専用昇降機又は搬送設備を設けることとします。
870	169	6	(1)	エ			基本要件	重粒子線治療施設は病院等の計画に合わせて地下通路の接続位置など変更可能との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書でお示します。
871	171	6	(3)				断面構成・エリア構成	病院棟と管理・研究棟の断面構成図及び病院棟地下1階から地上3階までのエリア構成図を示していただいておりますが、設計上の工夫により構成を変えるような提案をすることは可能でしょうか。	断面構成図及びエリア構成は、原則、業務要求水準書(案)のとおりとしますが、スタッフ動線などに大きな影響を与えない程度での変更については可能とも考えています。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思えます。
872	171	6	(3)	ア			断面構成	施設の断面構成が図示されていますが、変更提案は可能でしょうか。	No871をご覧ください。
873	171	6	(3)	ア			断面構成	断面の構成につきましては、総合的なメリットがあると判断した場合、ご指定の断面計画から変更することは可能でしょうか。また、上記のような提案を事前にヒアリングさせて頂く機会を設けていただくことは可能でしょうか。	No871をご覧ください。
874	172	6	(3)	イ			エリア構成	施設のエリア構成が図示されていますが、変更提案は可能でしょうか。	No871をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
875	172	6	(3)	イ			エリア構成	平面の構成につきましては、総合的なメリットがあると判断した場合、ご指定のエリア計画から変更することは可能でしょうか。 また、上記のような提案を事前にヒアリングさせて頂く機会を設けていただくことは可能でしょうか。	No.871をご覧ください。
876	173	6	(4)	ア	(ア)		病棟 共通事項	一覧表にある4床室と個室の割合を変更することは可能でしょうか。	不可とします。
877	173	6	(4)	ア	(ア)	a	病棟	病棟の個室は、重症・特別・有料・無料・治療・放射線治療とあります。各個室に備えるべき衛生設備(手洗い、トイレ、シャワー等)をお示してください。また、有料個室と無料個室の差別化をどのようにお考えかお示してください。	衛生設備については、諸室リスト及び諸室概要シートでお示します。差別化については、部屋の広さ、内装及び病院事業庁で用意する調度品によるものを考えています。
878	173	6	(4)	ア	(ア)	b	病棟	病棟のエリア構成が図示され、SSリンクを設けることになっています。縦動線の位置、2看護単位の連絡経路の計画等、構成図と異なる提案は可能でしょうか。	業務要求水準書(案)に示す動線の考え方及び要求水準が満たされていれば可能です。
879	174	6	(4)	ア	(ア)		共通事項	e項に、一般病棟、無菌病棟、緩和ケア病棟及び短期連携・R1病棟にはランドリースペースを設け、洗濯機及び乾燥機を1台ずつ設置することとありますが、一般病棟は、フロア単位に1台ずつ設置するということでしょうか。	一般病棟も1病棟当たり1か所設置いたします。なお、一般病棟は1フロアに2病棟を配置いたします。
880	174	6	(4)	ア	(イ)	d	4床室	4床室には分散便所は設けず、集中化とするとあります。4床室の便所を集中化する計画の意図をお聞かせ下さい。	診療スペースを確保する観点から便所の集中化を計画しています。
881	174	6	(4)	ア	(ウ)	b	一般無菌個室	一般無菌個室の空調レベル、室内に設ける衛生設備等をお示してください。	今後、諸室リスト及び諸室概要シートでお示します。
882	174	6	(4)	ア	(ウ)	b	無菌病棟	一般無菌個室及び付属諸室はクラス設定なしと考えてよろしいでしょうか。	今後、諸室概要シートでお示します。
883	174	6	(4)	ア	(ウ)	b	無菌病棟	クラス100とは日本医療福祉設備協会の清浄度クラス I (高度清潔区域)と同等の意味と捉えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
884	175	6	(4)	ア	(オ)	a	ICU・HCU病棟	クラス10,000とは日本医療福祉設備協会の清浄度クラス II (清潔区域)と同等の意味と捉えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
885	175	6	(4)	ア	(オ)	a	ICU・HCU病棟	クラス10,000のエリアはICU・HCUベッドおよびスタッフステーションを含む一体的なエリアのみとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、諸室概要シートで示す部屋及び患者が移動するエリアは全てクラス10,000としてください。
886	175	6	(4)	オ		a	ICU・HCU病棟のクラス	病棟全体をクラス10,000の指定がありますが、他の案件や経験値より、スタッフエリア等はスタッフや物流の動きが多いこともあり、クラス指定を一部の病室のみに変更することは可能でしょうか。	No.885をご覧ください。
887	176	6	(4)	イ	(ア)		外来部門	診察ブロックを5ブロック配置することが求められていますが、次頁の項目dにおいて、「受付はホール及び廊下から見やすい位置に2か所設置すること」とあります。外来受付は診察ブロック毎に5か所設置しなくてよいという理解で宜しいでしょうか。	外来部門については「受付」を「案内窓口」と読み替えていただきます。従って、患者を各ブロックに案内しやすい位置に案内窓口を2か所配置してください。なお、業務要求水準書(案)P176、177に記載の「受付」を「案内窓口」と修正して、後日お示します。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(7)	a			
888	177	6	(4)	イ	(7)	f	診察室裏通路	ストレッチャーが余裕をもってすれ違うスペースの指定がありますが、すべての診察室の裏通路(スタッフ廊下)に、患者がストレッチャーで入ることを想定する必要があるということでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、業務要求水準書(案)P177の6-(4)-イ-(7)-fの後段を、「なお、ストレッチャーが余裕をもって通行できる2m程度の幅員を確保すること。」と修正します。
889	177	6	(4)	イ	(7)	d	受付の設置について	2か所の設置が求められている受付は、5つの外来診療ブロック全体で2か所との理解で宜しいでしょうか？	No.887をご覧ください。
890	177	6	(4)	イ	(7)	d	受付の設置について	2か所の設置が求められている受付で、提供される業務内容についての想定をご教示下さい。	No.887をご覧ください。なお、業務内容については、外来患者の案内を想定しています。
891	178	6	(4)	イ	(4)	k	外来化学療法室	レイアウト変更する場合にも設備改修が容易に行える構造であれば、必ずしもフリーアクセスフロアを全面的に採用しなくてもよいものとの理解でよろしいでしょうか。	将来、床の配線が容易に変更できる仕様であれば方法は提案によります。
892	179	6	(4)	ウ	(7)	b	手術部門の配置	手術部門の構成図につきまして、スペースの都合や搬入動線の関係等から、縦動線を確保し、総合的に問題がないと判断した場合、中央材料滅菌室等は手術室と異なる階に設置することは可能でしょうか。	No.871をご覧ください。
893	180	6	(4)	ウ	(7)	c	手術室の大きさ	内法7×7mの基準がありますが、これに従うと柱スパンが大きく限定され、またP225の病室のスパン(6.3×6m)と異なることから7×7mにつきましては約50㎡の面積が必要と理解し、この面積をもとに一般的な使いやすい長方形の手術室にすることは可能でしょうか。	不可とします。手術室の寸法は業務要求水準書(案)P203、303、304に記載のとおりとします。
894	180	6	(4)	ウ	(7)	d	手術部門	クラス100とは日本医療福祉設備協会の清浄度クラス I (高度清潔区域)と同等の意味と捉えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。日本医療福祉設備協会編集「病院空調の設計・管理指針」HEAS・02・2004を参照してください。
895	181	6	(4)	ウ	(4)	d	検体検査部門配置	検査部門の構成図につきまして、スペースの都合や搬入動線の関係等から、縦動線を確保し、総合的に問題がないと判断した場合、複数階に分散する計画をしても宜しいでしょうか。	No.871をご覧ください。
896	182	6	(4)	ウ	(7)	a (f)	共通事項	放射線治療装置等の重量物の荷重や設備等の条件をお示しください。	現在のところ、事業者が調達する医療機器リスト及び移設予定機器からの事業者による推計をお願いします。また、「神奈川県立がんセンター総合整備について」P29～32も参考にしてください。
897	182	6	(4)	ウ	(7)	b	放射線診断室	各撮影室にベッド搬入の指示がありますが、必要な部屋をある程度限定しても宜しいでしょうか。またその際、すべて自動ドアの指定も同様に限定しても宜しいでしょうか。	不可とします。各撮影室にはベッド搬入が必要です。なお、各室の仕様については諸室リスト及び諸室概要シートに従ってください。
898	184	6	(4)	ウ	(7)	e	内視鏡準備室内の中待合について	内視鏡準備室レイアウトには、中待合にカウンターが設置されていますが、そこでは誰がどのような業務を行う想定なのかご教示下さい。	がんセンタースタッフが、患者へ下剤を渡すなどの作業を行うことを想定しており、受付及び案内をすることは想定していません。
899	186	6	(4)	オ	(7)	f	図書室	図書室の運営について、閲覧ばかりでなく、図書の貸し出しも想定されていますか。	図書室はがんセンタースタッフだけが利用し、貸出しも行なうことを想定しています。
900	186	6	(4)	オ	(7)	f	管理部門	図書室及びカルテ庫の荷重条件をお示しください。	図書室については、業務要求水準書(案)P13の蔵書数を参考にしてください。また、カルテ庫については、P430を参考にしてください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
901	187	6	(4)	オ	(エ)		コンビニ	コンビニについては病院事業庁による別途契約ですが、必要スペースについては提案側の想定で宜しいでしょうか。それとも別途事業庁からの提示がありますでしょうか。	業務要求水準書(案)P220、446に記載のとおりとさせていただきます。
902	188	6	(4)	オ	(エ)	h	利便設備	病院事業庁が運営する施設で、事業者が施工する建築設備は具体的にはどのような項目なのかご教示願います。	事業者には、給排水・電気等の一次側までの施工をお願いします。
903	189	6	(4)	オ	(オ)	a	院内保育施設	園庭の遊具施設はどのようにお考えでしょうか。	「児童福祉施設最低基準」等に従って設置してください。なお、ブランコの設置は、安全管理上望ましくないと考えております。
904	189	6	(4)	オ	(オ)	a	院内保育施設	保育施設を病院棟内に設置し、入り口を分ける考えは可能でしょうか(医師、看護師の動線を考慮して)。	不可とします。保育施設は別棟とさせていただきます。
905	189	6	(4)	カ	(エ)		臨床研究所	大型研究機器の荷重や設備等の条件をご教示願います。	今後、諸室概要シートでお示しします。
906	190	6	(4)	キ	(ア)		エントランスホール	公衆電話ブースと携帯電話用ブースは共有可能との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。それぞれ別に設置してください。
907	190	6	(4)	キ	(ウ)		ラウンジ	ここで言う「ラウンジ」とは、オ(エ)に記載の利便施設として2階に配置するラウンジのことでしょうか。上記には「施設利用者がくつろぐことができるオープンスペース」、諸室概要シート446頁には「来院者が談話するためのスペース」とありますが、ここで記載されている通り、主に患者が利用するスペースと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。ラウンジとは2階に配置するラウンジのことを示し、主に患者及び患者の家族が利用するオープンスペースです。
908	190	6	(4)	キ	(ウ)		ラウンジ	「定期的にボランティアがコンサートを開催するのである程度の広さを確保すること」、「既存の病院ロビーに設置されているピアノを移設するので、そのスペースも考慮すること」とありますが、諸室リスト220頁及び諸室概要シート446頁に記載の通り、10～20人程度が利用し、50㎡程度の広さが必要な空間と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
909	191	7	(1)	ア			建築計画	用語定義中の「㎡以下」に下限値はありますか。	ありません。No.790をご覧ください。
910	192	7	(2)	ア			諸室の配置計画について	「諸室の配置計画については、…事業者がより効率的な運営・維持管理の考え方などを検討し提案すること」とありますが、P171、(3)、ア断面構成における諸室の一部組み換えはできますでしょうか。ご教示ください。	No.871をご覧ください。
911	193	7	(2)	コ			諸室概要シート	事業の施設整備に当たって当然備えるべき設備とは具体的にどのような設備なのかご教示願います。	業務要求水準書(案)P193の7-(2)ーコに記載の他、医療行為を行なうに当たり一般的に必要なとされる設備を示します。
912	201	7	(2)	1	1		案内窓口について	02-01-01案内窓口は、業務要求水準書(案)6(4)イ(ア)に記載の受付と同一のものとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。No.887をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
913	201	7	(2)				外来	01外来部門01案内窓口について、「室数2」とありますが、P176-6-(4)-イ-(ア)-b診察ブロックでは5ブロック配置することあります。ブロック毎に、案内受付の設置が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。ご見解を教示願います。	No.887をご覧ください。
914	207	7	(3)	2		5	輸血検査について	自己血採血のための自己血採血室の配置は必要ありませんでしょうか？	自己血採血は外来や病棟の処置室、病室で行いますので、現在のところ、自己血採血室を設置することは考えておりません。
915	219	7	(2)	5			管理	02患者支援センター10初診受付について、再診受付及び文書受付を含むと認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおりです。なお、再診受付は通常受付機にて行います。
916	225	01	01	01			一般病棟 4床室	ご提示されているレイアウト図の病室レイアウト、スパン寸法、病室奥行寸法はあくまで参考であり、提案により変更可能と考えてよろしいでしょうか。また、スパン寸法をレイアウト図から変更する際、最低確保すべき数値等ありましたらご提示いただけますでしょうか。	変更は不可とします。4床室のスパン寸法、奥行寸法は諸室概要シートに従ってください。
917	143-461						施設にかかる要求水準	施設にかかる要求水準のうち、業務要求水準には、「3建築計画に関する要件」「4構造計画に関する要件」「5設備計画に関する要件」「6病院機能に関する要件」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書全体の項目が該当します。No.25をご覧ください。
918	171~	6	3 4				断面構成・エリア構成および部門別要件	施設の各部門の断面およびエリア構成について、171、172頁に図示されており、またそれ以降の頁に各部門内の諸室の配置が構成図等にて図示されておりますが、より良い提案を目指すために合理的な理由があれば、これら図示された配置と異なる設計案を提案する余地はありますでしょうか。それとも直ちに要求水準未達と判断されますでしょうか。	No.871をご覧ください。
919	173-184	6	(4)				部門別要件	各部門のエリア構成やブロック構成、部門構成は自由提案は可能でしょうか。	No.871をご覧ください。また、部門構成は業務要求水準書に従ってください。
920	176-184	6	(4)	イ ウ			各構成図	ご提示されている各構成図はあくまで参考資料であり、事業者の提案として変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	No.871をご覧ください。
921	191-461	7					諸室リスト及び諸室概要シート	諸室リスト及び諸室概要シートは、p192に「設計段階で…病院の要望を聞き取り…協議・調整の上、計画を進めること」とあることから、入札競争環境の公平性を確保するための入札条件であるものとの理解でよろしいでしょうか。	がんセンタースタッフとの協議・調整は入札前に行うものではなく、入札条件ではありません。落札者決定後の設計計画において、諸室に係る性能、機能等についてがんセンタースタッフと協議・調整の上進めることを意味しています。
922	21-30	3	(4)				要求水準	一般的に要求水準は発注者が事業者に対して求めるアウトプットを性能要求として示すものとの理解でありますが、各種フローを要求水準として記載された趣旨をお示しください。	がんセンター特有のスタッフ動線及び患者動線をよく理解した上で提案していただくために記載しています。
923	54~	5	(4)				(表1) (表2)	表1、表2の検査項目について、項目ごとの年間の検査実績数をご教示ください。	【別紙11】をご覧ください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 業務要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		1	(1)	ア	(ア)	a			
924	8-119						実施要件	各業務における実施要件は要求水準とは別に記載されていることから、要求水準、すなわち病院事業庁が要求するサービス水準ではないものと理解でよろしいでしょうか。また、その場合、実施要件の位置づけはどのようなものになるのでしょうか。	No.25をご覧ください。
925	85-87	9	(4)				要求水準	「県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱」は県立病院課及び県立病院に適用される要綱である理解しています。その場合、要求水準、すなわち病院事業庁が要求するサービス水準との位置づけをご教示願います。	業務要求水準書(案)P84の9-(3)ーコに記載されているとおり、当該要綱を遵守していただきます。
926	85-87	9	(4)				要求水準	事業者は、県立病院が設置又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第14条の受託者に該当するものと理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
927	添付資料4						計画敷地図	既存工作物(駐車場)の解体範囲が一部分残す図示になっていますが、ご指示のとおりでよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。解体範囲については、特定事業選定時にお示しします。
928	添付資料5						添付資料5敷地引き渡し予定図	各段階における敷地測量図をご提示いただけますでしょうか。	特定事業選定時にお示しします。
929							中央不潔リネン庫について	病棟・外来等各エリアの使用済みリネンを院外洗濯工場へ搬出するまで集積・保管するスペースは物流センターに保管するという考えでよろしいでしょうか。衛生管理の観点から、病棟・外来等各エリアの使用済みリネンは清潔物格納庫とは別のスペースに集積・保管しておくスペースが必要と考えます。	現在のところ、各部門の使用済みリネンは、汚物保管室に一時保管することを考えています。諸室リスト及び諸室概要シートに記載の諸室以外に必要であれば提案によります。
930							業務要求水準として設定した各項目	実施方針p6(3)(ア)業務要求水準書(案)において「業務要求水準として設定した各項目」とありますが、業務要求水準書(案)のうち、どの項目がかかる設定項目に該当するのでしょうか。該当箇所を具体的にお示しください。	業務要求水準書全体の項目が該当します。
931								給食部門での、旧病院から新病院へ移設する、機器、器材器具、備品、事務机、ロッカー等のリストはいただけますか。	現在のところお示しする予定はありません。